

所の開原新志には乞列迷に作り、奴兒干永寧寺碑記には吉列迷に作り、西伯利東偏紀要には濟勒彌に作る。皆一音の轉なり。

(三)卷五。

(三)卷六。

(四)骨鬼は高麗史^三忠烈王世家十三年九月の條には骨鬼に作り、元文類には鬼骨に作る、開原新志に苦兀といひ、永寧寺碑記に苦夷といひ、清朝諸家は庫野庫頁庫葉などの文字を用ゆ、皆一音の轉なり。

(五)卷八。

(六)其文に曰く、至元十年征東招討使塔匣刺呈、前以海勢風浪難渡征伐不到、得因吉烈迷鬼骨^〇骨鬼等地、去年征行至努兒哥地、問得兀的哥人厭薛稱、欲征鬼骨、必聚兵、候冬月賽哥小海渡口結凍、冰上方可前去、先征得因吉烈迷方到鬼骨界云々。

(七)白鳥博士の親しく吾人に教ふる所によれば、努兒哥は *Nigra*、奴兒干は *Nigra* の對音にして、ツングース語拳の義を有す、蓋しキジ湖以北の地形によりて名けられしものならんと。猶第六篇元明時代の滿洲交通路の海西東北水陸城站の條四五二頁參照。

(八)大元聖政國朝典章^{略釋元典章}新集刑法の條に、從來遼陽行省管内に流謫せらるる罪人は、皆奴兒干に送らるるを例としたるも、延祐七年三月中書省は勅許を受けて、爾後重罪人のみを奴兒干に流し、輕罪人は之を肇州に留め置くべきことと定めたる趣を記す。

(九)骨鬼は蓋し元朝の版圖以外に在りしならん。

(一〇)至元十五年、開元宣撫司は開元宣慰司と改めらる。

(一)明一統志^{卷八}女直風俗の條に引ける元一統志に曰く、有狗車木馬、輕捷利便。木馬形如彈弓、長四尺、濶五寸、一左一右繫於兩足、激而行之、雪中冰上可及奔馬。狗車以木爲之、其制輕簡形如船、長一尺、濶二尺、以數狗拽之。二者皆於冰上雪中行^之。遼東志^{卷九}外志に、北滿州に於ける元明時代の交通路を記せる中に、海西東水陸城站と題し、海西^{今の哈爾濱の左右の地}より東、黑龍江口に至るまでの驛站凡そ五十四の名を列記す。而して其第三十二驛に當れる藥乞站以下を狗站と稱す、蓋し狗車を用ゐて交通運輸の便に供するを以てなり。さて藥乞站の位置は未だ之を詳にせざるも、概ね今のハバロフスク附近なれば、所謂狗國又は使夫部は烏蘇里江を合せたる後の黑龍江沿岸地をいひしなるべし。猶第六編元明時代の滿洲交通路^{四五}一頁を參照せよ。

(二)支那本部は勿論其他の地方たりとも、戸口稠密なる處をば細かく區劃して多くの路を置くは當時の制なり、此場合には、宣撫司若くは宣慰司に冠せられたる路は、一般の行政區劃としての路に比し、其管轄區域は、更に廣大なるを例とす。然れども開元路の如く、滿洲の北部全土を統轄せるものに在りては、兩者の間に何等廣狹の差別なかりしものと解せらる。

次に本路の南境如何を研究せん。吾人は曩に元一統志の文に由れば、長白山山脈は

本路の南境なるべきことを一言し、而も未だ遽かに信じ難きことを附言せり。(二) さて一統志の文は先づ地理志に、南京を以て本路の境内に在るが如く記せるものと抵觸す、蓋南京は今の延吉府附近(三)にして長白山山脈の南、豆滿江流域に在りしものなればなり。殊に東真國王蒲鮮萬奴は豆滿江流域に據りて自立したるに、元史(卷百四十九)王榮祖傳に、之を「僭號於開元」と記せるは、即ち開元路の疆域の長白山山脈以南に及びたりし事を證明するものなり。然れども豆滿江亦本路の南境にあらざりき。高麗史によれば、忠烈王の九年(至元二年)魏文愷、金位良の兩人は開元路に逃げ入りたる其國人取戻のため、命を受け本路に赴き、遂に雙城即ち今の永興府に於いて大に其目的を達したりといふ(四)是れ雙城が當時開元路の治下に在りし事を示すものなり。更に同書(卷百三十七)辛禡傳十四年(洪武二十一年)二月の條を見るに、明の太祖は、鐵嶺以北の地もと元の開元路に屬せしを以て、此地は當然明朝の有に歸すべきものなりと主張せる事を記し、同書(卷五十八)地理志東界の條によるも、登州即ち今の安邊府は久しく元の領土たりし事明かなれば、本路の疆域は一時咸鏡道の南端なる鐵嶺に及びしものなり。(六)

(一)三八七―八頁参照。

(二)二六四頁参照。

(三)二四五頁に此全文を録す。

(四)高麗史(卷二十九)忠烈王世家九年九月の條に曰く、甲戌遣正郎魏文愷、郎將金位良、如開元路、招刷人物……十年春正月癸丑、咸平宣慰使奉中書省戶部牒、來推刷本國人口逃入雙城者、王亦嘗遣魏文愷、金位良、推

刷甚詳、雙城人賂以馬、位良不受而還、王聞而嘉之、賜馬二匹と。

(五)二五九頁注(四)参照。

(六)二五七頁参照。

以上論證する所によりて開元路の四至は略ぼ定まれり、即ち北は黒龍江口に至り、東は日本海に臨み、南は朝鮮咸鏡道の南端に達し、西は松花江流域を包みて遼河に及べり。此く考定して而して後、明一統志(二)引用する所の元一統志の文を見る、頗る發明する所あるが如し。其文に曰く。

開元城西南曰寧遠縣、又西南曰南京、又南曰合蘭府、又南曰雙城、直抵高麗王都。(三)正西曰谷州、西北曰上京、即金之會寧府。京之南曰建州、西曰賓州、又西曰黃龍府、金改爲利涉軍、又西曰信州、治武昌縣。北曰肇州、治始興縣。東曰永州、曰昌州、曰延州。東北曰哈州、曰奴兒干。(八)城皆渤海遼金所建、元廢、城址猶存。

(一)同書(卷十五)遼東都指揮使司古蹟開元城の條。又遼東志(卷一)地理志古蹟開元城の條にも此全文を録

し、滿洲源流考卷十二疆域の條には此文を分割して各處に摘録す。

(三) 原文王を上にする、今遼東志所引の文によりて之を正す。

(四) 開元城よりの方角を示す。

(五) 原文賓を濱に作る、今遼東志に従つて之を正す。

(六) 上京よりの方角を示す。

(七) 共に開元城よりの方角を示す。

(八) 原文干を下にする、今遼東志に従つて之を正す。

さて此文に見ゆる地名の重なるものは遼金元三代に屬し、已に本書に於いて其比定を終れり、即ち南京は今の間島の首府なる延吉府一名局街附近、合蘭府は朝鮮咸鏡北道の鏡城若くは南道の咸興、雙城は南道の永興、上京は今の阿勒楚喀の南なる白城、建州は吉林、賓州は松花江と伊通河との會流點附近、黃龍府は農安、信州は懷德附近、肇州は賓州の對岸に近き珠家城子、而して、奴兒干は黑龍江下流域東部、キジ湖以北の地たること、皆疑なし。而して所謂開元城は蓋し今の依蘭府舊名三姓城なるべし。此く地名を比定し來れば、茲に引用せる元一統志の文は恰も開元路の最大疆域を示さんがために作られしに似たり、殊に其末段に「城皆渤海遼金所建、元廢、城址猶存」とあるに、而も特に開元城を中心

として詳かに諸城の位置を概見せしめたるは、決して偶然にあらず。之を要するに、開元路の最大疆域は黑龍豆滿二江の下流域及び松花江の全流域に加ふるに、朝鮮の咸鏡道全部を以てしたるものなり。果して然らば元史に見ゆる合蘭路、恤品路及び水達達路は之を何れの地域に擬すべきか、此等の疑問を解決せずんば、開元路の問題は未だ終結せりと云ふ能はず。

(二) 茲に所謂開元城は固より開元南京二萬戶府の治所たりし黃龍府の別名にはあらず、金の上京の遺址より更に東方に在りしものなり。一統志の文によるに、城の西南に南京あり、正西に谷州あり、西北に上京ありしといふ。さて上京、南京の位置は已に一言せり、谷州の位置未だ詳ならねど、或は遼東志卷一開原山川の條に、忽兒海河今之瑚爾喀江の傍に存すと記さるる谷州城ならんか、果して然らば之れ今の寧古塔の附近に在りしものなり。是に於いて人或は開元城を以て綏芬河流域の一地點に擬定せんとすべし。如何にも方位の上よりいへば此說最も當を得たり、而もかの一統志の文に指示する方位は決して爾かく信據すべきものにあざるなり。若し此方位の文字に拘泥せんには、合蘭府の南なる雙城は今の永興に至らずして海中に入り、黃龍府の西なる信州は懷德に至らずして沙漠に入り、上京の北なる肇州は珠家城子に至らずして哈爾濱若くは呼蘭に當るべきなり。更に按ふるに、綏芬河流域は金末元初に於いて恤品と稱せられ、開元とは別地なりしこと、元史地理志に「元初癸巳歲出師伐之、生禽萬奴、師至開元、恤品、東土悉平、開元之名始見於此」とあるにて明かなり。若し

此城にして恤品に在らば恤品城とこそ言ふべけれ、開元城と稱すべき理なし。若し又開元城を綏芬河邊に在りとせば、一統志に「東曰永州、曰昌州、曰延州、東北曰哈州、曰奴兒干」とあるを如何に解すべきか、奴兒干は此流域よりも東北に當れりと見るを得んも、永昌延三州は之を烏蘇里江の上源地に比定せざるべからず、而も此の如きは果して吾人の推測を許すべきものなるか、縱令三州が渤海遼金の時代に築かれしものにもせよ、元代猶其遺址を存すとして他の著名なる諸城と共に擧げらるる以上は、之を以て東滿州中、金末元初に於いて比較的尤もよく知られたる松花黒龍兩江の下流域に存せるものとなすが、寧ろ復かに穩當ならずや、三州の位置果して卑見の如しとせば、開元城を以て綏芬河流域の一地點となすこと能はざるなり。以上三個條の理由によりて吾人は綏芬河流域説を棄て、瑚爾喀松花兩江の合流點に存する依蘭府舊名三姓を以て所謂開元城に擬定せんとす。吾人の此擬定説の積極的證據としては唯一の遼東志の記事を以て足れりとすべし、即ち同書卷外志に納丹府東北陸路と題して、其通路を示すべき驛名を那木刺站、善出、阿連納合、潭州、古州、舊開原の順序にて擧げたり。さて此通路は後に本書の第六編「元明時代の滿洲交通路」の中に詳論せるが如く今の吉林より東して畢爾騰湖附近に至り、北行して瑚爾喀江に沿うて依蘭府附近に至るものなり。即ち茲に所謂古州は概ね今の綏芬府舊名寧古塔附近に外ならねば、其次の驛なる所謂舊開原は今の依蘭府附近に比定せらるべし、殊に舊開原は毛憐の北に在ること同一記事に明記するを見れば、愈吾人の比定の穩當なるを知るべし。是に於いて吾人は斷言す、遼東志に所謂舊開原は即ち元初の開

元城に外ならざるを、さて今の依蘭府附近は遼金に五國城といひ、金には後に胡里改路の治所となり、元一代を通じて胡里改萬戶府の在りし所なりき。明代建州衛最初の長官たりし阿哈出、建州左衛最初の長官たりし猛哥帖木兒の兩人も嘗て此地方に居りしものなり。

二 合懶路及び恤品路

金史に合懶路又曷懶路、曷懶甸の名あり、金一代を通じて其名屢、開ウ。松井氏の説によれば合懶路及び曷懶甸は今の豆滿江流域を本地として其南は朝鮮の定平に達し、路治は概ね鏡城附近に當る。金代に於いて此くまで盛に經營せられたる豆滿江流域は元代に至りては殆んど放棄せられしものにや、此地方に關する記録甚だ少なく、金史に土門水、統門水等の名を以て頻りに現はるる豆滿江の名さへ、元史を通じて曾て一たび見えず、金史に所謂曷懶水、孩懶水、即ち今の海蘭河も、元史には地理志に合蘭河の名を以て唯一たび見えたるのみ。又此地理志には合蘭府水達達等路と題して稍、長文の記事を見るも、次節に論證するが如く、全く水達達開元の二路、殊に松花黒龍二江の流域に關するもののみにて、合蘭府の位置も合懶路の疆域も全く之を知るに由なし。而して恤品路に就いても亦同じく然りとす。因つて想ふに元初(二)に合懶路、恤品路等の名稱あるも、

そは金の舊名を便宜上襲用したるのみにて、決して元の行政區劃名にはあらざりしなり。若し此二路が元一代を通じて存在せしものならば、其名の絶えて當時の記録に現はれざるの理なし。殊に元史卷十世祖本紀至元二十八年十月の條に「從遼陽行省言以乃顏合丹相繼叛。詔給蒙古人內附者及開元南京水達達等三萬人牛畜田器」とあり、若し此文を「開元の南京及び水達達云々」と讀むべくば全く論辯の要なきも、假りに之を三個の地方名として解釋するも、猶茲に合懶若くは合蘭と言はずして南京といひたるは、豆滿江流域には合懶路の存せざりしを證するに足るべし。猶一言すべきものあり、至元二十五年哈丹又合丹は乃顏に従つて亂を東蒙古に作り、翌年瑚爾喀江流域を寇掠し、二十七年高麗忠烈王十六年正月豆滿江の南なる海陽三に亂入し、四月復た來り寇し、高麗は使を派して急を元朝に告げ、又諸將を東界に遣はして之を防がしめき。而して其年六月世祖の發せる詔には「討賊軍至高麗、則道路回遠、宜自咸平府開原出南京、海陽、截斷賊道」とあり、之れ亦合懶路當時に存せず、豆滿江流域は南京の名によりて代表せられたりし事を證明するものなり。是に於いて吾人は次の斷案を得たり、曰く、合懶路及び恤品路は元初一地方名として用ゐられし事あるも、元の行政區劃名としては未だ嘗て置かれしことなし、隨つて長白山脈以南の地は終始開元路に屬せしものなりと。然らば開元路東北面の

疆域は元一代を通じて何等の異動なかりしや否や。是に於いて水達達路の問題起る。

(一)元史卷六世祖本紀至元三年二月の條に「立東京、廣寧、懿州、開元、恤品、合懶、婆娑等路、宣撫司」と見え、同書卷九

十食貨志鹽法、遼陽之鹽の條に「太宗癸卯年〇四曆一合懶路歲辦課白布二千匹、恤品路布一千匹」とあり。

(二)海陽一に海洋に作り、又改陽に作る。東國輿地勝覽卷五吉城縣の條に今の吉州に充てたり。此比定の精確なるや否やは未だ斷言し難きも、兎に角豆滿江以南なること疑なし。

三 水達達路

元史地理志に合蘭府水達達等路と題する一條あり、合蘭府水達達等滿洲極東部を總括して一路の如くに呼び做せる名なり、而も實際此かる路名の存せざりし事は合蘭の地域が終始開元路の治下に在りとの前節の結論にて證明せらる。然らば、此一條は専ら水達達路に關する記事なるかといふに、必ずしも然らず。地理志編者の不注意は茲にも明かに認めらるるなり。

抑、水達達とは明代の諸書晉學篇東夷考略等に所謂江夷にして、大河の沿岸に散居する女真人を指ししなるべし。元史には女直水達達或は水達達女直と并べ稱すること多く、往々

讀者をして女直の水達達なるか、或は水達達と女直と、別個の集團なるかを知るに苦ま
しむ。元史の用語例を見るに、女直といへば、寧ろ南方即ち朝鮮東北部及び豆滿江邊の
女真人を指し、水達達といへば、北方即ち黒龍松花二江の流域の女真人を指せり。然れ
ども此兩者を連続して恰も一部族若くは一地方の名稱の如く記せる場合には如何に
之を解すべきか、之れ確に一考を要する問題なり。さて元史四卷世祖本紀に、中統二年八
月辛丑賈文備爲開元女直水達達等處宣撫使、賜虎符とあるは、水達達の名が同書に見え
たる始なり。此場合には開元を以て松花伊通瑚爾喀の三河流域を指し、女直を以て豆
滿江流域を指し、水達達を以て黒龍江下流域を指ししものと解するを得べく、又女直水
達達を一名稱と見て黒龍江流域を指し、別に開元を以て黒龍江流域以外の北滿洲及び
東滿洲を指したるものと解するを得べく、更に之を開元に屬する女直水達達とも、開元
に屬する女直及び水達達とも解するを得べし、即ち以上四種の解釋は此一語に對して
任意に試みらるるなり、隨つて吾人は此記事に由つて未だ何等の斷定を下すことを得
ず。此他元史の記事には水達達の名が女直の名と連續して現はるる事數回に及べど、
何れも其用法曖昧にして決定し難し。たゞ仁宗本紀元史卷二十四に、皇慶元年一〇一三年三月省
女直水達達萬戶府冗員とあるは、是より先き、此萬戶府が某地に創置せられ、女直及び水

達達、若くは女直水達達を支配したる事を示すものなるが、若し此官衙にして女直即ち
豆滿江流域並に朝鮮東北部を支配したるものとせば、前に述べたる吾人の開元路疆域
に關する結論と抵觸す。即ち此地域が終始開元路の治下に在りしこと果して卑見の
如しとせば、此萬戶府の管轄區域は黒龍江流域に限局せられざるべからず。是に於い
て吾人は次の如く推定す、曰く、女直水達達は一部族若くは一地方の名稱として用ゐら
れ、黒龍江流域居住の民族も同じく女直の一部と見做し、單に女直と呼ばれたる朝鮮方
面の女真民族と區別せんがために特に水達達の名を附稱したるものなりと。元史二卷
英宗本紀に、延祐七年二〇一三年七月罷女直萬戶府及狗站とあるは、前記の女直水達達萬
戶府を廢したる事を意味するに外ならず、即ち略しては此く稱せるなり。蓋し女直萬
戶府の名は元史を通じて他に之を見ざると、狗站の廢止を之と并記したるは、其官衙の
黒龍江流域と關係ありし事を證して餘あればなり。

(二)三九三頁注(二)参照

以上述ぶる所によりて吾人は水達達に萬戶府の設ありしを知る、而も未だ水達達路
の名を聞かず。然るに元史卷五五行志に、仁宗皇慶元年一〇一三年六月大寧〇二字恐は水達達
路水、宋瓦江〇松花江、溢、民避居亦母兒乞嶺〇位置未詳と見え、文宗本紀元史卷三十四には天歷二年三〇二

年九月水達達路阿速古兒千戶所^{○位置未詳}大水と記し。又至順元年^{三〇一三}九月丁未遼陽行省水達達路自去夏霖雨黑龍宋瓦二江水溢民無魚爲食。至是末魯孫一十五狗驛狗多餓死賑糧兩月狗死者給鈔補市之[○]とあり。以上の記事によれば水達達路は皇慶元年以前の設置に係るが如きも是れ或は記録に拘泥したる説なるかも知るべからず殊に當時此地方管轄の官衙として已に萬戶府の設あれば同時に行政區劃としての水達達路の存せし事亦稍疑なき能はざるなり。然れども最後に引用せる記事には明かに遼陽行省水達達路とあれば[○]晚くも至順元年以前には本路の建置ありしこと疑を容れず。而して本路の管内には黑龍松花の二江流れ又末魯孫と名くる狗站あり末魯孫は遼東志に莫魯孫に作り今の黑龍江口に近かりしものなり即ち本路の疆域は松花黑龍二江の下流域を占めたりし事推測に餘あるなり。さて吾人は前節に於いて開元路の東北境は黑龍江口に達せる事をいへり然れども元代を通じて常に然りといひしに[○]あらず少くも至元二十一年に於いて然りきといひしのみ[○]而して今や右の如き事實を發見せり。是に於いて吾人は下の如く結論す曰く水達達路は至元二十一年より至順元年に至る四十餘年の間に開元路の東北部を割いて新設せられしものなりと。たゞ兩路の境界の那邊に在りしかは之を詳にする能はざるも恐らくは今の屯河の東なるべし[○]。

(一)第六編元明時代滿州交通考の海西東水陸城站の條四五〇頁參照。

(二)三九一頁參照。

(三)四一七參照。

四 幹朶憐等五萬戶府

元史地理志の合蘭府水達達等路と題する一條には元初置く所の五萬戶府の名を擧げ其居民及び風俗等に關する記事あるも合蘭府又は合懶路に關しては殆んど何等言及する所なし。即ち此長き名の路は當時實在せる行政區劃にはあらずして地理志の編者が漫然作りたる題名に外ならず。然らば所謂五萬戶府の管轄區域は水達達路の其れと同一なりしかといふに必ずしも然らざりしが如し。是れ吾人が特に此題を掲げて研究するの必要ある所以なり。

今先づ地理志所載の文を左に録し讀者をして檢索の勞を省かしめん。

合蘭府水達達等路。土地曠濶人民散居元初設軍民萬戶府五撫鎮北邊一日桃溫距上都四千里一日胡里改距上都四千二百里大都三千八百里[○]有胡里改江并混同江一日幹朶憐一日脫幹憐一日孛苦江各有司存分領混同江南北之地其居民皆水達達女直之人[○]

各仍舊俗、無市井城郭、逐水草爲居、以射獵爲業、故設官牧民、隨俗而治、有合蘭府水達達等、^(五)
各以相統攝焉。^(六) 有俊僉曰、海東青由海外飛來、至奴兒干、土人羅之以爲土貢、至順錢糧、糧戶數二萬九百六。

(一) 上都は元の陪都にして一に開平といふ。今の灤河の上流、多倫諾爾 (Dolon Nor) の西北八十清里なるチャオナイマン・スメ城 (Chao naiman sumo Holun) が即ち其遺址なり。英國王立亞細亞協會雜誌 (Journ. Roy. As. Soc.) 新集第八冊、三二九—三三八頁に見ゆるブシナル (S. W. Bushell) 氏の「蒙古の舊都上都考」(Notes on the old Mongolian Capital of Shangtu) 参照。

(二) 元の帝都にして一名燕京といふ、今の北京なり。

(三) 今の松花江なり、一に宋瓦江ともいへり。

(四) 茲には水達達は廣義の女直の一部と解せられしなり。四〇三頁参照。

(五) 以下文義通せず。

(六) 鷹の一種。四五頁参照。

(七) 三九〇頁参照。

先づ五萬戸府の位置を考ふべし、而して論證上の便宜を計り、第一に幹朶憐萬戸府を擧げて徐ろに研究の歩を進めん。東國輿地勝覽十卷五慶源府山川の條に曰く、訓春江出女真之地、至東林城、入于豆滿江、幹朶里野人所居と。訓春江は明かに今の琿春江なり。

茲に幹朶里は民族の名として用ゐらるるも、他の記録(三)には幹都里、幹東等と稱せられ、或は此河の流域の名として用ゐらるる事あり。元史に見ゆる幹朶憐も亦此等と同一民族たるべき事容易に推測するを得るも、而も同じく琿春江邊に居りしものとは思はれず、蓋し地理志の本文に、五萬戸府は北邊を撫鎮すとも、混同江南北の地を分領すとも、其民は水達達女直人なりともあれば、幹朶憐萬戸府は他の四萬戸府と共に、今の松花江若くは黒龍江方面に在りしものなればなり。明一統志十九卷八女直山川の條に、理河在開原城東北一千二百里、源出幹朶憐城南諸山、北流入松花江(三)と見え、又遼東志一卷地理志開原山川の條に、忽兒海河、城東北一千里、源出潭州城東諸山、北流谷州城東、經幹朶里城、北流入松花江とあり。幹朶憐、幹朶里共に元史の幹朶憐に外ならず、忽兒海江は今の瑚爾喀江一名江牡丹なること言ふまでもなく、理河は詳ならねど、恐らく今のアウケン河に擬定すべきものならん。兎に角、幹朶憐又は幹朶里は瑚爾喀江に沿へる城なりし事、此くまで明證ある以上は、少くも明一統志、遼東志等に見ゆる幹朶憐は、斷じて朝鮮境外の琿春江流域に在らずして、瑚爾喀江の下流域を占めたるものなり。而して明代の初期に於いて、哈爾賓附近より松花、黒龍二江に沿うて、黒龍江口に通ずる交通路(六)に當れる一站、幹朶里は概ね今の依蘭府一名姓城附近に比定せらる。果して然らば、明一統志の幹朶憐も、遼東志の幹

朶里も共に之と同じく瑚爾喀江口附近に在りしや疑なし。然れども元史の幹朶憐は之を琿春江流域に求むべきか、將た又松花江流域に求むべき。是れ猶殘れる疑問なり、吾人は此疑問を解決するに當り、先づ次の桃温萬戸府の位置を研究するの必要を感ず。

(一)東林城は慶源の東四十韓里に在り。東國輿地勝覽卷五慶源府古跡の條參看。

(二)皇明實錄洪武二十一年の條には同じく幹朶里に作るも、高麗史卷四恭讓王三年及び四年の條には幹都里、東國輿地勝覽卷五慶興府古蹟の條には幹東に作る。皆一音の轉なり。

(三)遼東志及び全遼志の開原山川の條にも之と同一の文あり、但し前者は憐を里に作り、後者は憐の字を脱す。

(四)今の綏芬府の南なる畢爾騰湖の西に在りしならん。第六篇元明時代の滿洲交通路納丹府東北陸路の條四四〇頁參看。

(五)今の綏芬府附近ならん。同上參照。

(六)同上海西東水陸城站の條四五〇頁參照。

東國輿地勝覽卷五穩城府の條に、府の古名を多温平平は韓語村の義と記す。多温は桃温と音相近きを以て、大韓疆域考卷六北路沿革考の條には此兩者を以て同名同地なりと斷じ、我邦學者中之に同意するものあれども、是より先き、滿洲源流考卷十山川の條には元代の桃温を以て依蘭府の東なる屯河屯河も香河と書くに比定し、金史に見ゆる土温水、陶温水及び濤

温路も皆屯河又は其流域に外ならずと説けり。二水一路の名が屯河と密接なる關係あることは吾人亦之を認む、而も桃温も同じく然りしや否やに就きては、源流考編者の論據明ならざる限り、未だ俄かに賛同すること能はざるなり。たゞ若し桃温にして果して屯河流域に在りしとせば、金代の土温水土温水は陶温水は元代に桃温江といひ、明代に至りて托温江托温江と稱せられ、後今の屯河となりしものなるべく、随つて明代の東北滿洲交通路に當れる托温站托温站は或は元代の桃温萬戸府に擬定せらるべきなり。然れども是れ桃温即ち屯河流域の假定の下に立てたる推測のみ、未だ以て大韓疆域考の穩城説を否定するに足らず。是に於いて吾人は胡里改萬戸府の位置に就きて考察する所なかるべからず。

(一)遼東志卷一地理志、開原山川の條。

(二)第六篇海西東水陸城站の條四五〇頁參照。

金の世、今の瑚爾喀江の下流域及び松花江流域の一部に胡里改路一に鶴里改を置き、其治所は今の依蘭府附近に在りき。胡里改萬戸府は金代の次なる元代の初に置かれしものなるが故に、其治所は金の胡里改路治と同一なりしや殆んど疑を容れず、殊に前に引用せる地理志の文中、此萬戸府に關する記事の注に、有胡里改江并混同江云々とあれ

ば、胡里改を以て今の依蘭府附近に擬定するの益、穩當なるを見るべし。

(一)一八九頁參看。

(三)元史卷十世祖本紀至元二十六年の條に曰く、二月丁卯合丹兵寇胡魯口、開元路治中兀顏牙兀格戰連日破之と。胡魯口は恐らく胡里改と同名異譯ならん。治中は各路の總管府官名の一にして第四級に位す。又同書卷十四文宗本紀に胡里該萬戶府胡里改萬戶府の名あり。元初の萬戶府其ま存續せしものなるかはた又後年の再置に係りしものなるか、詳ならず。

此他、脱斡憐、字苦江の二萬戶府ありしも、其位置に關しては何等由つて尋繹すべき記録なし、乃ち姑らく疑を闕く。

以上説き來れる所をすぶるに、胡里改萬戶府は之を今の依蘭府附近に比定して全く誤なきも、斡朶憐、桃温二萬戶府の所在に就きては猶大に研究を要す。即ち斡朶憐は斡朶里、斡朶都里、斡朶東と同一民族なりしや疑なきも、其居住地は果して琿春江流域なりしか、はた松花江沿岸の依蘭府なりしか、又桃温は朝鮮の穩城なりしか、はた松花江の一支流屯河河口附近なりしか、未だ明かならず。随つて胡里改、斡朶憐を依蘭府附近に充て、桃温を屯河河口附近に擬し、元初の三萬戶府は皆松花江沿岸に在りしものと推定するは穩當なるに似たれど、又此三萬戶府を依蘭穩城、琿春の三城附近に比定したればとて、必

ずしも之を否認する能はず。要するに疑問は依然として疑問として存するなり。

(二)吉林通志卷十に、胡里改を今の瑚爾喀流域、桃温を今の屯河流域に比定したるは、略ぼ當を得たりとするも、而も斡朶憐については、若烏圖里○即ち烏蘇里音譯既符、且近在混同江南、與史所云方隈合云々といへるは妄斷といふべし。又滿洲源流考卷十元疆域の條に、桃温を屯河に比定し、且明の永樂二年置く所の屯河衛をも之に比定したるは、卓見なれども、斡朶憐を吉林府敦化縣の鄂多里に比定したるは、前功を没して猶餘ある過失といふべし。

然るに吾人は幸にして龍飛御天歌を有す。同書七記する所の左の一節は吾人に與ふるに此問題を解決すべき關鍵を以てす、曰く、

東北一道本肇基之地也、畏威懷德久矣……野人會長遠至移闡豆漫○即ち皆來服事常佩弓箭、入衛潛邸、昵侍左右、東征西伐、靡不從焉○斡朶里、火兒阿、蓋以萬戶三人分領其地、故名之。自慶源府西如女真、則斡朶朶里豆漫、夾温猛哥帖木兒○即ち火兒阿豆漫、古倫阿哈出○即ち托温豆漫、高卜兒闡○即ち江合流之東、蓋因江爲名也、托温亦地名、在二江合流之下、二江皆自西而北流、三城相次、沿江……

(一)即ち今の咸鏡道なり。

(三)滿洲語移闡(šin)は三豆漫(umun)は萬の義なり、……に出せる韓音はIran Tumanなり。

- (三) 火兒阿の韓音は Hol-a なり。
- (四) 托温の韓音は T'a-on なり。
- (五) 夾温猛哥帖木兒の韓音は Kya-on Mang-ko-to-mur なり。
- (六) 古倫阿哈出の韓音は Koron Ō-hi-ch'yu なり。
- (七) 高卜兒関の韓音は Kam-pul-a なり。
- (八) 海西の韓音は Hai-sa なり。

本文に所謂移闌豆漫は幹朶里火兒阿及び托温の三萬戸府を指す、而して「遠至移闌豆漫云々」といひ、自慶源府○朝鮮の豆西北行一月而至とあるは、是れ明かに今の松花江下流域若くは瑚爾喀江下流域を指すものに非ずや。殊に三城の位置を明記せる文を見るに、所謂海西江は海西(二)を流るる大江にて松花江を指せること疑なく、火兒阿江は即ち瑚爾喀江に外ならず。是に於て幹朶里は松花江の東、瑚爾喀江の西に在るべく、火兒阿は二江合流點の東に在るべく、托温は更に其下流に在るべく、而して「三城相次沿江」とあれば、火兒阿が今の依蘭府附近たるや明かにして、幹朶里は依蘭府と瑚爾喀江を隔てて松花江の東寧ろ岸にあるべく、桃温は屯河の河口にありしや、些の疑を容れず。此くて龍飛御天歌に擧げられたる三萬戸府の位置は確定せられたり。然らば元史の三萬戸府

は全く之と同一地に在りしや否や。吾人は必ず然りきと信す。以下其理由を述べべし。

(二) 海西とは今の新城府一名伯都訥の東南、珠家城子古の附近を中心として其東西の地方を指す名稱なり。第六編元明時代滿洲交通路開元北陸路、海西賓州站の條四四六頁注參照。

さて御天歌に見ゆる幹朶里豆漫夾温猛哥帖木兒は即ち東國輿地勝覽に所謂幹朶里童孟哥帖木兒(三)、清三朝實錄の太祖實錄一に所謂孟特穆なり。但し勝覽に所謂幹朶里は琿春江邊の幹朶里なるか、松花江邊の幹朶里なるか、詳ならず。同書に「會寧……胡言幹木河(三)、一云哥音會、本朝太宗朝、幹朶里童孟哥帖木兒乘虛入居」と記す、之れ蓋し永樂八年(四)朝鮮王太宗慶源の戌を撤して此地方を女真人に開放するに至りし時(三)、北方に居れる幹朶里族が孟哥帖木兒に率ゐられて會寧に徙り來りしを言ふものなり。後二年を経て彼は成祖の建てたる建州左衛の長官(四)に任せられき。

(二) 卷五十會寧の建置沿革の條。

(三) 清三朝實錄に「于是布庫里雍順居長白山東俄莫惠之野俄朶里城云々」とあり、俄莫惠は即ち幹木河なり。皇明實錄、西征錄等には阿木河に作る。俄朶里は即ち幹朶里なり。

(四) 燃藜室記述卷三、世宗朝故事本末、開拓六鎮の條參照。

(五) 明一統志卷八、女直の條、皇明實錄永樂十四年二月の條等參照。

斡朶里部族が明初已に琿春江邊に居住したりしこと殆んど疑なし、然れども此地は彼等の原住地にあらざりき。蓋し、永樂八年毛憐部族今の穆稜河邊に住すが他の女真人と共に慶源に入寇せし事が、太宗をして此地方を放棄せしめたる直接の原因たりとせば、毛憐の住地に近接せる松花江畔の斡朶里部族も亦往々南下して豆滿江流域に來寇せしなるべく、遂には琿春江邊に移往するものありしなるべし。殊に前に引用せる御天歌の記事を見るに、斡朶里等三萬戸の名を擧げ、其脚注に斡朶里等三城の位置を詳記す、之を以て勝覽の記事と對照するに、猛哥帖木兒は曾て斡朶里の萬戸として今の依蘭府附近に居り、後に朝鮮の會寧に移りて建州左衛の指揮となり、その斡朶里部族の會長たりし點に於いては依然たりしなり。因つて想ふに斡朶里人の原住地は松花江流域にして、琿春江流域の斡朶里は其一部が猛哥帖木兒に隨つて、若くは其前後に南遷せしものにならざるべし。

(一)高麗史卷四十六恭讓王世家三年及び四年の條勝覽會寧山川訓春江の條等參照

猶一言すべきものあり、即ち御天歌に見ゆる火兒阿豆漫阿哈出の事なり。阿哈出は蓋し建州衛今の吉林附近の始祖阿哈出一名李思誠なるべし。果して然らば、皇明實錄、永樂十年二月の條に「己酉遼東指揮同知巫凱等奏、建州衛指揮李顯忠、指揮李達、趙劉不顏、悉挈家就建

州居住、歲侵乏食。上命發倉粟賑之」とあるもの、最も玩味すべし。何となれば李顯忠は阿哈出の子釋家奴が明廷より賜はれる姓名なり、李顯忠始めて建州に居住すといふ以上は、阿哈出の時には未だ建州に赴任せざりしなり。然らば彼は何處に居りしか、吾人は御天歌の記事によりて、火兒阿即ち今の依蘭府附近に居住せしものと推定せざるを得ず。阿哈出は永樂の初年數、黑龍江方面征討の明軍に従ひ、功を以て姓名を賜はり、又建州衛都指揮の銜を授けられたる事實より考ふるも、依蘭府附近を彼の居城とするは、尤も穩當なる見解なるべし。さて阿哈出の死は恐らくは永樂七八年頃なるべし、而して猛哥帖木兒の南徙越江も亦實に永樂八九年頃なり、即ち斡朶里部族が南して朝鮮會寧に入りしと、火兒阿部族が西して吉林に入りしとは殆んど同時なり。是れ蓋し偶然にあらず、或は他の強大なる部族の侵來ありし結果、止むことを得ずして一は西へ、一は南へ移りて難を避けしものか、或は朝鮮に於ける慶源撤退の如き事情が、吉林方面にも生せしがために、積極的に進取策を執りしものか、未だ詳ならず。

(二)皇明實錄永樂八年八月の條に釋家奴を都指揮僉事に任じ、漢名李顯忠を賜へる事を記す。是れ父の死によりて釋家奴その官を襲けるものと解せらる。果して然らば阿哈出の死は七年若くは八年八月以前に在りしなり。

(三)太宗が慶源の戌を撤せしは永樂八年にして、建州左衛を會寧に置きしは同十年なれば、此くは推測するなり。

以上述ぶる所によりて松花江畔の斡朶里は即ち此民族の居住地たること、少くも琿春江流域より以前の居住地たることを論斷するを得たり。是に於いて元代の斡朶憐は必ず之に比定せらるべきを疑はず。胡里改已に松花江畔に在り、斡朶里亦同じく然りとせば桃温ひとり今の穩城に比定すべきにあらず、必ず之を屯河口に求むべきなり。之を要するに、龍飛御天歌擧ぐる所の斡朶里、火兒阿托温の三萬戸所在地は元代の斡朶憐、胡里改、桃温の三萬戸府と全然同一なるものなり。

三萬戸府の位置に關する論證は右にて盡きたり。然れども、此等の所在地、即ち東は屯河口より西は瑚爾喀江口に至る間の松花江流域は元代に於て開元路の管内たりしかば、はた水達達路の所領たりしか。此問題の解決せられざる以上は兩路の疆域は未だ之を確定する能はざるなり。然るに、元史卷三十四文宗本紀に「至順元年二月開元路胡里改萬戸府軍士饑、給糧賑之。……五月開元路胡里該萬戸府軍士饑、賑糧二月」とあれば、胡里改萬戸府は當時開元路に屬したりしや明かなり。胡里改已に開元路所屬なりとせば、之と相對せる斡朶憐は勿論、其東方に位せる桃温といへども亦同じく然りしものと推測

せらる。他の二萬戸府即ち脱斡憐及び孛苦江の所在地は全く之を知るに由なきも、恐らくは屯河を距ること遠からざりしなるべく、隨つて此二城亦開元路管内に在りしならん。果して然らば水達達路と開元路との境界は屯河口以東に在るべく、而も水達達路は松花江當時の宋瓦江流域の一部を包含せること元史に明證あるが故に、屯河口と松花江口即ち黑龍松花の合流點との間を以て兩路の境界と爲すべきなり。

(二四〇五頁參照)

五 咸平府 附開元路治

元史地理志、咸平府の條に曰く、

略上遼平渤海、以其地多險隘、建城以居流民、號咸州、安東軍領縣曰咸平。金升咸平府、領平郭、安東、新興、慶雲、清安、歸仁六縣、兵亂皆廢。元初因之、隸開元路、後復割出、隸遼東宣慰司。

又開元路の條に曰く、

略上二十三年、元至改爲開元路、領咸平府、後割咸平爲散府、俱隸遼東道宣慰司。

右の記事を以て之を金史卷十四地理志の記事に比較するに、少しく異同あり。金史には

咸平路の中に咸平府及び韓州あり、咸平府は平郭・銅山・新興・慶雲・清安・榮安・歸仁・玉山の八縣を屬し、韓州は臨津・柳河の二縣を屬すと記す。元初の咸平府は金の咸平府に因るとあれば、金史に見ゆる八縣の故地を領せしは、勿論なれど、韓州の二縣につきて何の言ふ所なきを見れば、是れ亦本府の中に編入せられしものならん。果して然らば、元の咸平府は金の咸平路と略ぼ其疆域を同うせしものなり。吾人は前文に於いて、元一統志が開元城を起點として多くの古城名を列記せるは、開元路の最大疆域を示せるものなりと解釋せしが、同記事中、遼河方面に於いては信州今の懷德縣の名ありて韓州の名なし。これまた韓州の故地は咸平府に屬せしことを證明するものに外ならず。韓州は今の昌圖府八面城附近なり。^(二)

(二)二八頁參照。

咸平府治は今の開原縣城なること已に疑なし。而して其沿革も金史及び元史の記事によりて略ぼ明なり。然るに明史卷四十一地理志、鐵嶺衛の條に次の記事あり、因つて以てその沿革を詳にすべし。曰く、又有咸平府、元直隸遼東行省、至正二年正月降爲縣。洪武初廢之。吾人は之に由つて遼東志卷一古跡の條に「咸平縣、開元城東北隅」とあるを了解するを得たり。蓋し金初咸平府の屬縣に咸平縣ありしが、後改めて平郭縣といひ、元代

に至りては、終始咸平府と稱せられたりしもの如くなるに、遼東志に咸平縣といふは不審なりと思ひ居たるに、この明史の記事によりて、元末に改められし事を知り、疑團は忽ちに氷釋せり。要するに、咸平は元の世を終るまで常に咸平にして、唯元末に府を改めて縣となししのみ、未だ嘗て咸平以外の名稱を有せざりしなり。

然るに明一統志の編者が開元路の疆域を明の三萬衛の其れと同一視し、開元城を以て終始明の三萬衛即ち今の開原に在りしもの如くに記述して以來、明代の諸家開元を言ふもの、殆んど皆之に疑を挾まず、清朝に至りて本路の疆域の廣大なりしに想及して、明儒の誤を正ししも、而も開元路が黃龍府即ち今の農安より開原に移治せし事に就いて嘗て異辭あることなし。前にも言へるが如く、今の開原は元代に在りては常に咸平と呼ばれき、開元路果して、今の開原に治したりとせば、是れ即ち當時の咸平府に治せしものなり、而も此の如きは元史には勿論、之と同等の信用を有する記録には絶えて明證なし。殊に咸平の沿革が比較的明瞭なるに拘らず、其地が嘗て開元路の治所たりしとの徵證絶無なる以上は、如何に明一統志、遼東志等明の中世以前の編纂に係れる地誌の記事なればとて、直に據つて今の開原即ち元の開元路治とは斷定するを得ざるなり。然れども明清の諸儒筆を揃へて之を是認し、毫も其間に疑を挾まざりしもの、又必ずし

も故なきにあらず。

開元路の名が頻々として元史に見え、其疆域が元代を通じて頗る廣大なりしに似ず、黃龍府の名は同書の地理志に唯一回現はるるのみにて、其他當時の記録に絶えて其名を傳へざるなり。黃龍府果して終始開元路治たりしならんには、此の如きは先づ何人も之を以て解し難しと爲さん。又黃龍府の名は遼に始まり、金には濟州隆州隆安府と順次に改稱せられ、明初に龍安の名を以て聞え、後、農安と訛りて以て今日に至れるものなるに、金、明二代の間に位する元代殊に其初期に於いて遼代の古名黃龍府のみ見えて、絶えて隆安又は龍安の名の傳はらざりしは、是亦疑はしからずや。明清諸家の開元治南遷説ある所以蓋し之に外ならず。

想ふに明初早くも洪武四年一三七一年に於いて今の開原は開元と稱せられ、元の遺將納哈出の黨此地に據りて大兵を擁し、敢て明廷に抵抗を試みたりし事、皇明實錄に其明證あり。元亡びて後僅かに四年なるに、當時已に開元の名あり、而も其地は未だ明朝に服屬せざりし以上は、此名は明人の稱呼にあらずして、晚くも元末以來の稱呼たりしや疑なし而して咸平は元の世を終るまで今の開原を指しし事前述の如くなれば、開元は少くとも元末に於ける咸平の別名なりしや亦明かなり。然らば開元の名は如何にして

起りしか、吾人は之を以て此地が開元路の管内となりしが爲のみならず、又其治所たりしが故に然りと解す。即ち開元路治は至正二年一三四二年以前に咸平府治と同じく、同年以後には咸平縣治と同じく、共に今の開原なりしならん。但し開元路の名の元史に見ゆるは文宗の至順元年一三三〇年の條を最後とするが故に、本路は果して元の末年まで存せしや否やは斷言し難し。若し開元路は至順元年以後、元の滅亡まで約四十年の間に廢せられ、元末に現はれたる開元の名は唯其地がもと開元路の管内たりし緣故より之を得しのみにて、其治所とは沒交渉なるべしと想像する人あらば、是れ一理なきにあらず、而も若し之に反して開元路廢止の事につきては元史に明文なければ、其名は元の末年まで存し、其治所は今の開原に在りしままにて明に至りし事、猶金の合懶恤品二路の名が元初に其まま襲用せられたると同じからんと想像する人あらば、此説亦首肯せざるを得ざらん。此二種の推測中孰れを以て穩當とすべきか、何人も寧ろ後説に興せん。是に於いて今の開原は農安について開元路の治所たりしものと推定す。而も以上の論證猶未だ盡さざる所あるを覺ゆ。因つて左に開元路西部に於ける疆域の變遷を述べ、其治所の南遷すべき事情ありしことを論じて、卑見の誤らざるを證せん。

至元二十四年一二八七年皇族乃顔(一)の亂を作すや、肇州(三)今の伯都訥の東南は勿論、建州(三)今の吉林も亦彼れ

の占領に歸せり。此時に當りて伊通河流域ひとり全く其侵略を免るることあるべからず、殊に黃龍府は古來の名邑なり、又若し果して開元路の治所たりしならんには、此大戰亂に無關係なること能はざるの地位に在りき、而も元史は之に就きて何等記する所なし。是に由て之を觀れば黃龍府は當時已に本路の治所たらざりしのみならず、早く乃顔又は彼の父祖の時に併吞せられて本路の管轄外となりしなるべし。果して然らば本路の治所は黃龍府より移りて何れの地に置かれしか。之には何等徴すべき證據なく、唯推測に過ぎずと雖も、晚くも至元二十四年には今の吉林附近も、伊通河流域も皆かの叛王乃顔に没せるものと推定せらるる以上は、今の開原を措いて他に適當なる要地を見ず。是に於いて前述せる二三の理由と相俟つて開原は晚くも至元二十四年に於いて開元路の治所たりしものと考定す。開原は當時咸平府治たりしのみならず、また遼陽行中書省の治所たりしが故に、至元二十三四年頃には、實に其管内を異にする大小三種の官廳が同一城内に併置せられしものなり。要するに、専ら文獻上の明證を缺く事に重きを置きて論すれば、開元路の治所は、太宗の七年一三以後常に農安に在りしものと主張するを得んも、是れ餘りに記録に拘泥せる説なり。殊に二十四史中、其編纂最も不完全なりとの定評ある元史に、本路の移治に關する明文なければとて、直に之

に從て論斷を下すは決して安全なる方法にあらず。

以上絮説する所によりて吾人は次の結論を得たり、曰く、開元路は太宗の七年を以て黃龍府即ち今の農安に治し、世祖の至元二十四年以前に於いて咸平府即ち今の開原に移治せり。是に於いて咸平の別名として開元あり、後訛りて開原となりしものなりと。

(二)乃顔は太祖成吉思汗の第三弟帖木哥幹赤斤一名幹赤那顏の玄孫なり。至元二十四年四月兵を東蒙古に舉げて世祖に叛き、滿洲西部の大亂となりしが、同年九月全く平定せられき。四二八頁注五參照。

(三)四二七頁參看。

(四)四二四頁參看。

(四)元史卷十世祖本紀に曰く、至元二十三年三月丁丑徙東京行中書省于咸平府と。行中書省の名或は遼陽といひ、或は東京といふも、其實一なりしこと既に述べたり。二七〇頁注二參照。

補遺

開元路の管内に存せる地名は概ね前文中に其比定を終れり。獨り建州及び肇州の二城は簡單なる考證の能く之を比定すべきにあらず、乃ち特に題を設けて茲に之が詳

論を試む。

一 建州今の吉林府

建州の名は渤海に始まる、即ち率賓府に屬する三州の一なり。其位置は之を詳にするに由なきも、率賓は後の恤品と同じく今の綏芬河の古名なること疑なしとせば、建州も他の二州華州、益州と共に今の綏芬河流域に在りしものか。其後建州の名久しく聞えず、元代に至りて再び現はる、而も當時は行政区劃名としてにあらず、たゞ城名として存せしのみ。降つて明代に至りては建州衛、建州左衛、建州右衛等の名起り、頗る著名なりしのみならず、海西女直野人女直と並びて建州女直の稱呼もありき。明代の建州女直等に就いては第八編に詳論せらるべし、今は専ら元代の建州に就いて述べん。

前に引用せる元一統志の記事に、京上之南曰建州、西曰賓州云々の一節あり、所謂上京は金の上京を指し、今の哈爾濱の東南、阿勒楚喀附近の白城に其遺址を存すること、賓州は松花江と伊通河との合流點附近なりしこと、皆已に詳述を経たり。然らば元の建州は即ち今の吉林附近に比定せらるべし。又同書の他の記事に曰く、混同江俗呼松阿哩江原文恐らくは、松花江に作る。源出長白、北流經舊建州西五十里、會諸水、東北流經故上京、下達五國

頭城北、又東北注於海と。さて五國頭城は今の依蘭府なれば、ここに所謂建州も亦今の吉林附近を指せるに外ならざるべし。此く推定して而して後之を元史以下當時の記録に徴し、此推定の正否を驗せん。

(二)三九五頁參照。

(三)滿洲源流考卷十 山川の條に引用せらる。

(三)一九五頁參看。

至元二十四年乃顏征討に向へる元將の一人塔出は、咸平を出でて先づ建州に至りしが、元史卷百三十三 塔出傳には咸平建州間の距離を一千五百里と算せり、而して此里數は今の開原吉林間の距離の三倍に近し。此時塔出は命を奉じ、高麗に通牒して兵と糧とを出して、共に軍に従ふべきを促ししに、高麗の君臣評議して、建州は本國を距ること三千里、山川險阻、餉道通せざればとて、頗る當惑の狀ありき、而して此里數は高麗の都、開城より吉林に至るの距離に比して約四倍にも當る。然らば建州は今の吉林に擬定すべからざるかといふに、全く然らず、上記の里數の如きは決して信憑するの價値なき事、多言を要せず。假りに之に拘泥して建州を求めんには、或は松花江を越えて今の龍江府名一、齊爾哈爾以北に至るべく、或は今の依蘭府以東に達すべし。此くては前文に引用せる元一

統志の明文に矛盾するのみならず、元史卷十世祖本紀に「至元二十五年六月丁卯復立威平至建州四驛……十一月庚寅牀哥里合引兵犯建州、殺三百餘人、威平大震」とあると抵觸すべし。蓋し建州若し依蘭府又は龍江府等の地ならんには、之と威平との間に僅かに四驛を置くの理なく、又建州敵の襲來を受けたれば、とて威平忽ち狼狽する事あるべからざればなり。明一統志卷八女直山川の條に、合蘭河今の海及び徒門河今の豆を以て建州衛の東南一千里に在りとし、恤品河今の綏を以て同衛の東南一千五百里に在りとするは、縱令其里數の稍過大なるの嫌あるにもせよ、又以て建州が今の吉林附近たるを概見すべく、同書に胡里改江今の湖の源は建州衛東南山下より出づといへるもの、又之が旁證とするに足るべし。

(二)塔出傳に曰く、「塔出遂棄妻子、與麾下十二騎直抵建州、距威平千五百里、與乃顏黨太撒拔都兒等合戰、兩中流矢云々」と。

(三)高麗史卷三忠烈王世家、十四年三月の條に曰く、「庚午、元右丞塔出遣人請發兵五千人及軍糧赴建州。先是王請以征北兵移鎮雙城、帝已許之、中書省奉帝旨諭塔出云、鎮東藩事當與高麗王共議、塔出以此請兵與糧。然建州距本國三千餘里、山川險阻、餉道不通、又比年積蓄殫竭、計無所出、王召大臣議、皆曰從之、則力不能堪、違之則恐負前奏之意云々」。

(三)元の建州と同地なり。第八篇參照。
 (四)元史塔出傳に「至元二十八年復領軍討哈丹于女直、還攻建州、逐阿海、投江死云々」とあり、江は即ち松花江なるべし。

二 肇州今の伯都訥の東南

金の世、肇州あり、舊名を出河店といふ、太祖の天會八年一一三〇年本州を建て、上京路に屬せしむ、今の新城府伯都訥の東南、遜札堡站の東北十清里なる珠赫店出河店の訛一名珠家城子は即ち其故址なり。元の世、又肇州あり、行政區劃名にはあらざるも、城名として屢、當時の記録に現はる、蓋し前代肇州と同地なるべし。然るに元史地理志、廣寧府路の條に左の記事あり、吾人をして其位置に關して大に疑を挾ましむ、其文に曰く、

肇州。按哈刺八都魯傳三、至元三十年世祖謂哈刺八都魯曰、乃顏故地曰阿八剌忽者、產魚、吾今立城、而以兀速慙哈納思乞里吉思三部人居之、名其城曰肇州、汝往爲宣慰使。既至定市里、安民居、得魚九尾、皆千斤來獻。又成宗紀四、元貞元年立肇州屯田萬戶府、以遼陽行省左丞阿散領其事。而大一統志四、與經世大典、皆不載此州、不知其所屬所領之詳、今以廣寧爲乃顏分地、故附注於廣寧府之下。乃顏孛魯古歹之孫也五。

(一)一七二頁參看。

(二)元史卷百六劉哈刺八都魯傳を指す。

(三)元史卷十成宗本紀を指す。

(四)普通に所謂元一統志を指す。

(五)元史卷百七宗室世系には乃顔を以て別里古台の曾孫とし、輟耕錄一卷大元宗室世系には別里古台即李魯古歹の曾孫とす。然るに元史譯文證補一卷太祖諸弟世系には帖木哥幹赤斤の玄孫とす、

蓋し従ふべし。帖木哥幹赤斤が其兄成吉思汗より授けられし領地は、在蒙古東北面界外已無蒙

古人證補とあれば、今の洮兒河流域にて滿洲と接壤の處なり。故に乃顔の領域は洮兒河流域

は勿論、新城府附近に及び、彼の兵を擧げし時には吉林附近も已に其領域たりしが如し。世祖が

肇州を以て乃顔の故地といひしは故なきにあらず。四二二頁參照。

後世の學者或は此文に由りて元の肇州は金の肇州と全く其所在を異にせるものと信じ之を廣寧附近に比定せんとす。滿洲源流考卷十金の疆域、肇州の條に、肇州在拉林河之東、吉林之北といひ、同書卷十山川、黑龍江の條に、按肇州在滔爾河洮兒河東北、距齊齊哈爾城約五六站とありて、金の肇州に就きてさへ前後異説を出せり。而して元代の肇州に關しては、前に引用せる地理志の文を轉載したる後、按元史以肇州沿革未詳故附廣

寧之後。考肇州之名、實始於金、太祖始破遼兵於珠赫河金史出店之地、肇基王業、因創此州、

在開元之東北、與濟州今之農安相連。詳元史所云立城而以肇州名之、則非金肇州故地、或稍

移西、近廣寧邊外耳といへり。金の肇州につきては編者も大體に於いて新城府附近に

在りしものとするに似たり、而も是れには已に定説あれば、論を要せず。ただ編者が元

史劉哈刺八都魯傳の記事により、更に地理志の説をも參酌して、元の肇州は廣寧邊外に

在るべしと推測せるは果して正當なるや否や。吾人は編者の説を否定し、金元肇州同

地説を主張するものなり。以下簡單に卑見の要點を述べん。

元史の劉哈刺八都魯傳には、地理志に引用せられたる文の次に「俄召還三十一年春季世

祖崩、太傅奉皇太后旨、命之曰、東方汝嘗鎮之、今以屬汝、勿俟制命。乃以爲咸平宣慰使云々」

と見ゆ。是れ肇州が咸平即ち今之開原方面に位せしことを示す。其地の廣寧附近に比定せ

らるべきものにあらざるは、此一事によるも明かなり。

地理志の編者は成宗本紀を引きて肇州の事に言及せるは可なるも、詳かに元史を讀

まんには更に幾多の適切なる資料を得べきに、此場合には何等の効なき一記事を擧ぐ

るに止まりしは、例の粗漫の謗を免れざらん。今其一二を擧げんに、兵志元史卷一百浦峪路

屯田萬戶府の條に「世祖至元二十九年十月、以蠻軍三百戶、女直一百九十戶、於咸平府屯種。

三十年命本府萬戸和魯古解領其事、仍於茶刺罕、刺憐○今の拉河邊か、等處立屯。三十一年罷萬戸府屯田。仁宗○蓋し成宗の誤大德二年撥蠻軍三百戸、屬肇州蒙古萬戸府、止存女直一百九十戸、依舊立屯、爲田四百頃と見ゆ。さて浦峪路は蓋し金の蒲輿路の名に因る、前代に在りては行政區劃の名なりしが當時は一地方の名なりき、前代には今の齊齊哈爾以東○を指したるも、當時は遙に南に位し、今の拉林河流域を含み、又威平路と界を交へしもの如し。果して然らば此屯田萬戸府の條に併記せらるる肇州蒙古萬戸府は威平府の北にこそあれ、決して其南若くは西南なる廣寧方面の地にあらざりしなり。殊に肇州蒙古萬戸府の名は肇州の地が直に蒙古と接邇するより起れるを示すものにあらざるか。

(一七四頁參照)

又元史卷百九十七陳詔孫傳によるに、詔孫は今の廣州府の人、年僅かに十歳の時、其父罪ありて肇州に謫せらる、彼別を惜み、父と共に往く、道に遼陽を過ぐ、平章塔出見て之を憫み、邊地苦寒、汝の堪ゆる所にあらずと説きて故郷に送り還さんとしたれども聽かず、大德六年其父肇州に死するや、詔孫哀慟甚しく、人皆爲めに泣き、肇州萬戸府之を天子に聞せしに、命ありて郷里に送らしめ、其至孝を旌表せりといふ○。是れ肇州が遼陽の北遠隔の地にして氣候沍寒の地なる事を示すものなり。更に山居新話を見るに、孫子耕は杭

州の人なり、元の元統中一三三三—一三三四年其友駱長官の罪ありて奴兒干に流さるるや、之を送りて肇州に至れりといふ○。奴兒干は今の黑龍江口の地なり、即ち駱は杭州より奴兒干に至るに肇州を經由せるなり。當時の滿洲交通路は明初の其れより推測して今の開原より北行して伊通河流域に出で、更に松花江に沿うて東北に向へるもの如し、果して然らば肇州は此交通路に當れるものなり。次に元一統志を見るに、上京の北に肇州ありき、上京は已に屢言及せる如く、今の阿勒楚喀の東南なる白城なり、而して茲に上京の北とあるは實は西北若くは西の誤なるべし、此記事の方位に誤あること已に詳述を経たり○。

(二)陳詔孫廣州番禺人、父劉以罪流肇州、詔孫年十歲、不忍父遠謫、朝夕號泣、願從父、不能奪、遂與俱往、跋涉萬里、不憚勞苦、道過遼陽、平章塔出見而憫焉、詰之曰、天子寬仁、罰不及嗣、邊地苦寒、非汝所堪、吾返汝故鄉、汝願之乎、詔孫曰、旣不能以身代父、當死生以之、歸非所願也、塔出驚異、以錢賞之。大德六年劉死、詔孫哀慟、見者皆爲之泣下、肇州萬戸府以聞、命遣還鄉里、仍旌異之。

(三)孫子耕者杭州、與新城州○今の杭豪民駱長官爲友。元統間、駱犯罪流奴兒干、孫以友故、送至肇州、而巳。交誼如此、誠不滅古人也。

(三)第六篇元明時代の滿洲交路海西北陸路並に海西東水陸城站の條參照

(四) 三九七頁參照。若し金元の肇州其地を異にすとせば、此記事には舊肇州とか今肇州とか附記すべきにあらざるや、而も之なきは偶、肇州の一にして二あらざりしを證するものにあらざるか。

以上述ぶる所によりて元の肇州の位置は略ぼ明かなるべし。吾人は最後に明代の地誌遼東志によりて、洮兒河の東に肇州ありしこと^(二)及び肇州より西に向つて洮兒河札里麻等の諸站を経て呼倫泊附近に至るの交通路ありしことを知る^(三)。是れ明初已に今の新城府附近に肇州と名くる站の存せしなり。之を要するに金の肇州は今の新城府に近き珠家城子なり、元明の肇州も今の新城府附近なり、而して元明の肇州を以て珠家城子と爲すも、何等當時の記事と抵觸せざるのみならず、此くてこそ始めて此等の記事は明快に解釋せらる。是に於いて吾人は斷言す、金元明三代を通じて肇州は常に今の珠家城子に比定せらるべきものなりと。

(二) 同書卷九外志海西西陸路の條參照。

(三) 同上。

第六篇 元明時代の滿洲交通路

遼東志の第九卷を外志といひ、初めに滿洲中、明廷の政令普く行はれざりし地方若くは民族の沿革を略叙し、次に其地方の交通路を記述するを見る。其交通路に關するものは、開原若くは海西を起點として四境に達すべき道路に當れる城站の名を列擧するに止まり、頗る簡略なるものなれども、而も當時の交通路を考ふるに當りて殆んど唯一の貴重なる資料たるのみならず、吾人は之に由つて當時以前及び以後の地名を比定するの關鍵を得ること稀ならず。然れども右の記事は開原以北、即ち滿洲の北半に於ける交通路を示すのみにて、其南半即ち普通に所謂遼東の地に於けるものに説き及ばざるなり。而も後者に就いては特に之を詳論するを要せず、第五編に收められたる吾人の研究を綜合せんには、自から之を明かにするを得べし。今叙述の便宜上、北滿洲、南滿洲の二項に分ちて之が研究を試みる。

一 北滿洲に於ける交通路

吾人は便宜上遼東志の記事に基づき、先づ明代に於ける交通路を考定すべし。

一 開原東陸路至朝鮮後門

坊州城 奚官 納丹府城 費兒忽 弗出 南京 隨州縣 海洋 禿魯 散三通後朝

是れ即ち開原を出發し、東に向つて陸行し、朝鮮の北境に至るべき通路を示すものなり。今左に此等地名の比定を試みん。

イ 房州城今の海龍の南なる山城子か

遼東志附圖の一、開原控帶外夷山川之圖は、穆禿河の西、那丹府の西南に坊州を表示し、次の開原地理之圖に解説して、東到坊州三百里と記す。而して同書一地理志開原山川の條に、穆禿河城原○開東北五百里、源出房州北山、北流入松花江と見ゆ。想ふに坊房音相同じ蓋し同一地なるべし。果して然らば房州は概ね今の海龍府の南方にありしこと

推測に餘あり。稻葉氏曰く、盛京通志卷十永吉州の條に、榜色城あり、水道提綱卷十五松花江の條に、胖色城なり、略ぼ今の輝發河邊の山城子に當る、是れ即ち古の房州ならんと。吾人姑らく氏の説に従ふ。

ロ 奚官今の海龍又輝發か

此地の位置未だ詳ならず。前後二城の位置より推測すれば、大抵今の海龍若くは輝發に比定せらるべきか。

ハ 納丹府城今の納丹佛勒

今の輝發河邊なる納丹佛勒一名那兒佛路なるべし、大清一統志卷十四吉林府古蹟の條に、納丹佛勒故城在城吉林南二百六十里と見ゆ。

ニ 費兒忽今の富爾哈河邊か

未だ詳ならず。但し納丹府城と南京との位置より考へ、更に音の近似より推測すれば、是れ或は松花江の上流に會する富爾哈河に沿へる一驛なりしか。

ホ 弗出今の窩集嶺下か

是れ亦未だ詳ならず。試に臆測すれば、或は現今の通路なる窩集嶺の麓に存せる一驛にして、弗出は窩集の訛なるべし。

へ 南京今の延吉府附近か

南京は今の間島の首府延吉府舊名局子街の東なる城子山附近なるべし。^(三)

(二)二六四頁參看。

ト 隨州縣今の鍾城

隨州は朝鮮咸鏡北道鍾城の舊名愁州の訛れるものなるべし。^(三)

(二)東國輿地勝覽卷五鍾城府建置沿革の條參照。

チ 海洋今の吉州

今の吉州なり。^(二)

(二)勝覽卷五吉城縣建置沿革の條參照。

リ 禿魯今の端川の西

今の咸鏡南道端川郡の舊名禿魯兀の訛れるなり。此地嘗て福州とも端州ともいへり。^(二)

(二)端州は今の端川の西十三韓里に在りきといへば禿魯の遺址も之と同じかるべし。^(三)

(二)勝覽卷四端川郡建置沿革の條參照。

(三)同上端川郡古跡の條に古端州在何多里距今郡治西十三里と見ゆ。

又 散三今の北青

散三は今の北青の舊名三撒^(二)の訛か、若くは文字を倒置して更に撒を散に誤れるなり。

(二)勝覽卷四北青府建置沿革の條參照。

以上地名の比定にして概ね當を得たりとせば、此交通路は大略次の如くなるべし。

即ち開原より清河に沿うて東に進み、英額邊門を出れば、直に東北に轉じ、輝發河に沿うて納丹佛勒に至る。この道は現に旅行者の普通に經由するものなれば、右の推定に甚しき誤なきを信ず。納丹佛勒より延吉府附近に至るの道は、之を考ふるに最必要なる中間の二驛が明ならざる以上は、姑らく疑を闕くべきなれども、試みに吾人の臆測を許さば、則ち下の如し。納丹佛勒より東北に向つては、別に那木刺站を経て穆稜河流域に至る道路あれば、南京に至るべき道路は、納丹佛勒に於いて輝發流域を離れ、東に向つて富爾喀河を横ざり、窩集嶺を越えて始めて海蘭河流域に出で、布爾哈圖河の左岸なる延吉府に至りしならん。延吉府より、東南行して豆滿江を渡れば、鍾城に入り、鏡城、吉州、端川、北青等を経て咸興に至るべし。此通路は古來略ぼ變遷なし。

遼東志に三撒即ち今の北青府を以て、此通路の終點とし、次に「通朝鮮後門」と記せるを見る。是れ少くとも此一條は北青府以北を以て明の領土と見做されたる時、換言すれ

ば、北青の南、咸興の北なる洪原附近を以て朝鮮の北境と見做されたる時の記録に基づきしものなり。然らばそは何れの時なりしか。さて元と高麗との境界は、西暦一二五八―一三五六年に在りては咸鏡道の南端なる鐵嶺にして、一三五六年以後は咸興の南なる都連浦なりし事は已に述べたり二五六頁参照。然れども元の衰亡前高麗は北方に向つて多少の開境をなしたる事推測に餘あるべく、元亡びて明興れる時鐵嶺以北皆其版圖なりと主張せしも、高麗は之に應せず、明廷亦之を固執せざりき。已にして高麗亡びて朝鮮之に代るや、新興の勢を以て次第に地を北方に開きて一時豆滿江に達せり。一四一〇年故ありて南鏡城に退き、二年の後、明は會寧に建州左衛を置きしも、朝鮮は未だ嘗て咸鏡北道の全部を棄てしことなし、況んや北青府以北の地をや。若し北青府の南を以て朝鮮の北境とせる事ありとせば、そは必ず一四〇〇年前後に外ならず、蓋しかの記事已に朝鮮後門といひて高麗後門といはざれば、一三九二年後に成れること疑なく、朝鮮北境の退縮は一四一〇年以後には之なかりしものなればなり。以上述ぶる所果して誤なしとせば、前文推定したる交通路は是れ實に明初の其れを示せるものなり、明初已に此の如しとせば、吾人は其前代なる元に於いても概ね亦然りしものと推測するを得んか。猶後文(四五三頁)を参照せよ。

二 納丹府東北陸路

那木刺站 善出 阿速納合 潭州 古州 北接幹 桑里 舊開原 毛憐 舊開原南

是れ即ち納丹府を出發し、東北に向つて陸行し、瑚爾喀江口若くは穆稜河流域に至るべき通路を示すものなり。今左に此等地名の比定を試みる。

イ 那木刺站 今の色木窩集

□ 善出 今の色木窩集

今の吉林府より綏芬府 舊名寧古塔 に至る街道に當りて老爺嶺、長廣才嶺の二山脈あり、此地方は樹林密茂する所謂窩集 滿洲語ウエ の一部なり。さて此街道の老爺嶺を横斷する處に那木窩集と名くる驛あり、長廣才嶺を横斷する處に色出窩集と名くる驛あり、前者は厄黒木驛の東十清里、拉筏驛の西八十清里に位し、後者は拉筏驛の東百清里、俄莫賀索落驛の西百十清里に當る。吾人は那木刺站を以て那木窩集に、善出を以て色出窩集に比定せんと欲す、蓋し音に其音の相似たるのみならず、此街道の諸驛中、最も有名なる二窩集の所在地を以て、幾多の驛を代表したるは、決して偶然にあらずと思惟せらるればなり。若し此推測にして幸に正鵠を失はずとせば、此交通路は納丹佛勒出發後、北行して松花江と輝發河との合流點附近に出で、更に松花江に沿うて吉林に至り、それより東

は即ち今の寧古塔街道に由りしものなるべし。

ハ 阿速納合詳未

此地全く比定するに由なし。恐らくは今の俄莫賀索落の邊ならん。

ニ 潭州今の綏芬府の西南か

ホ 古州今の綏芬府附近

此二驛の位置亦詳ならず。明一統志卷八女直山川の條に「忽兒海河在開原城東北一千里、源出潭州城東諸山、北流入松花江」と記し、遼東志卷一地理志開原山川の條に「忽兒海河城開東北一千里、源出潭州城東諸山、北流谷州城東、經幹朶朶里城、北流入松花江」と見ゆ。忽兒海河は今の瑚爾喀江にして、幹朶朶里城は今の依蘭府の對岸に在りしものなり。(一) 随つて谷州は今の綏芬府附近に比定すべく、潭州は其南、畢爾騰湖の西に在りしものならん。而して「古州北接幹朶朶里」の幹朶朶里は一城の名にあらずして、幹朶朶里部族の居住地なる瑚爾喀江下流域を指ししものなるべし。果して然らば、古州は谷州にして今の綏芬府附近(三)に當る。

(二)四〇七頁參看。

(三)東國輿地勝覽卷五會寧府古蹟公嶮鎮の條に「江下○蘇濱有公嶮鎮古基南隣具州、探州北接堅州」と見ゆ。

公嶮鎮の位置に就いては未だ詳ならねど、茲に所謂公嶮鎮は豆滿江の北に在りしや疑なく、而して内藤博士の説によれば蘇下江は蘇下江の誤なるべしといふ。果して然らば鎮は今の綏芬河邊に在りしものなり。さて右の文に、鎮の南に具州探州ありしと記す、若し南は西の誤なりとせば、具州は遼東志に所謂古州若くは谷州に當り、探州は潭州に當る。而して鎮の北なる堅州を東に在りしものと解し、之を渤海の率賓府に屬せる建州若くは東京龍原府に屬せる慶州に比定することを得べし。姑らく記して疑を存す。

ハ 舊開原今の依蘭府附近

元初に所謂開元城にして今の依蘭府附近なり。(二)

(一)三九八頁參看。

ト 毛憐今の穆稜河驛か

毛憐は明の永樂三年衛所を置かれ爾來有名となりしもの、而して其地の豆滿江以北に在りしこと疑なく、随つて從來の學者皆之を今の烏蘇里江の一大支流穆稜河流域に比定したるは、蓋し従ふべし。然れども毛憐衛の所在地については未だ全く定説なし。今、穆稜河上流に穆稜河と名くる驛あり、綏芬府の東に當り、東清鐵道はムレンの名を以て此處に停車場を設く、是れ或は毛憐の遺址ならんか。遼東志にも「毛憐舊開原南」とあ

るは即ち之を指すなるべし。果して然らば、當面の問題たる交通路は、綏芬府若くは其附近にて東北二線に分岐し、一線は北に進みて松花江岸に至り、一線は東に向つて穆稜河上流域に達せしなるべし。

以上地名の比定にして幸に大差なしとせば、此交通路は概ね次の如くなるべし。即ち納丹佛勒より暫らく輝發河に沿うて北行し、松花江岸に出でて後は、同江に沿うて吉林に至り、それより以東は略ぼ今の街道に由りて瑚爾喀江口の依蘭府附近に達せしものなり。而して綏芬府を起點として穆稜河上流に出でたる一線は、更に進んで綏芬河流域に入り、遂に東海岸に出づべき通路と連絡ありしなるべし。

三 開原西陸路

慶雲站 熊山站 洪州站 懿州

是れ即ち開原を出發し、西に向つて陸行し、養息牧河上流域に至るべき通路を示すものなり。今左に此等地名の比定を試みん。

イ 慶雲站

今の慶雲

今の開原の西四十清里なる慶雲なり。

(二二七頁参照)

□ 熊山站

詳未

ハ 洪州站

詳未

此二驛の位置未だ明かならず。但し慶雲の西に當りて遼河の西岸に在りしならん。

(二)遼史卷三十八地理志東京道の條に「宗州、下刺史、在遼東石熊山……統縣一、熊山縣、本渤海縣地」と見ゆ。此

石熊山といひ、熊山縣といふもの、或は遼東志の熊山站ならん。遼東志卷一開原山川の條に「熊山、城

西北一百九十里、在遼河西岸」と記すれば、此站は今の康平縣よりも更に西北若くは北に在りしもの

の如し。又同書遼陽山川の條に「遼河……經金山至洪州、傍崖頭、牛家庄、出梁房口、入于海」とあり。さ

て金山は開原の西北三百五十里乃至四百里、遼河の北岸に在る事、同書開原山川の條に明記せられ

崖頭は大略今の大民屯、小民屯等の附近に比定せらるべきこと、已に考證を経たり、二八二頁参照 乃ち洪

州は開原の西、遼河に近かりし事を知る。是に於いて吾人は前に一言せる熊山を以て熊山站附近

の山に比定せんと欲すれども、開原の西北百九十里に在りては、今の康平よりも北方に位するもの

となり、懿州即ち今の彰武縣より開原に通ずる街道の一驛としては餘りに北に偏せるの嫌あり。然らば熊山と熊山站とは關係なきかといふに、吾人は寧ろ之を否認し、此山に至るの方位は編者の

誤と見做し、熊山站は洪州站と共に遼河の西岸に在り、而も相去ること遠からざりしものと推定す。

二 懿州今の彰武附近

今の彰武縣城附近なるべし。^(一)

(二)二九四頁參看

以上地名の比定完からざるが故に、今的確に當時の交通路を考定すること殆んど不可能なれども、少しく想像を加ふるを許さば、此交通路は開原より慶雲を經、其西にて遼河を渡り、法庫門より大屯を經て彰武に至る現今の街道と大差なかるべし。

四 開原北陸路

賈道站 漢州站 歸仁縣 韓州 信州城 幹本城 海西賓州站 龍安站 弗顏站

是れ開原を出發し、北に向つて陸行し、伊通河口以北に至るべき交通路を示すものなり。

今左に此等地名の比定を試みん。

イ 賈道站詳未

ロ 漢州站詳未

右の二驛の位置未だ詳ならず。

ハ 歸仁縣今の昌圖の北

今の昌圖府境内の鶯鶯樹又鶯鶯樹、大柳樹などに作る附近ならん。

(二)一九八頁參看

ニ 韓州今の八面城附近

今の昌圖府境内の八面城附近なり。^(三)

(二)二八頁參看

ホ 信州城今の懷德附近

今の昌圖府懷德縣城附近なり。^(二)

(二)三一頁參照

ヘ 幹本城詳未

未だ詳ならず。

ト 海西賓州站今の伊通河口附近

此站に海西の二字を冠するは、以下三站の所在地が海西と名くる地方に在りしことを示すものなり。^(二)賓州は伊通河と松花江との合流點附近に在りき。^(三)

(二)海西の名が一地方名として已に元初より存せしことは、元史卷十二、十五、二十、五、四十二、八十六等に明證あれども、滿洲の何れの地方を指稱せしかは詳ならず。但し明代には此名の中に今の伯都訥府新城附近を含めることは、明一統志卷八十九女直山川の條に「松花江……至海西與混同江合、東流入于海」とあるにて明かなり蓋し茲に所謂混同江は今の嫩江を合せたる後の松花江を指せるに外ならざればなり。又遼東志の海西西陸路の第一站肇州は今の珠赫店なり、海西東水陸城站の第二站阿朮河は今の阿勒楚喀なり。龍飛御天歌に海西江の名あり、今の松花江を指せること亦疑なし四一、二、頁參照、乃ち時代によりて其指示せる區域に廣狹の別ありとしても、今の松花江、伊通河合流點附近を中心として西は嫩江口、東は瑚爾喀江口に至る間を指す時は其最も廣義の海西なるべし。

(三)一四二頁參照。

チ 龍安站今の農安

今の長春府農安縣城附近なり。(二)

(二)三九頁參看

リ 弗顏站詳未

未だ詳ならねど、恐らくは次項に見ゆる肇州の南に在りしなるべし、蓋し此交通路は次の海西西陸路に連續せしものと思惟せらるればなり。

以上地名比定の結果として、吾人は此交通路を以て、開原より北に向ひ昌圖、八面城、懷德、農安等の諸城を経て古の肇州今の珠赫店に至れるものと推定す。大略今の鐵道の西に接して存せるものなるべし。

五 海西西陸路

肇州 龍頭山 哈刺場 洮兒河 台州 尙山 札里麻 寒寒寨 哈塔山 兀良河

イ 肇州今の珠家城子

今の伯都訥の東南、遜札堡站の東北十清里なる珠赫店、一名珠家城子なり。(二)

(二)四三二頁參看

ロ 龍頭山詳未

ハ 哈刺場詳未

此二驛の位置詳ならず。

ニ 洮兒河

其名より推測するに洮兒河の下流に在りしならんも、其地點を詳にするに由なし。

ホ 台州今の伯都訥の西

恐らくは金の泰州の故址にて、今の伯都訥の西科布爾察罕泊の西南ならん。^(一)
^(二)八七頁参照。此推定誤なしとせば、台州驛は洮兒河驛の前に在るべきを編者の誤つて倒置せしものならん。

へ 尙山 詳未

明ならず。

ト 札里麻 今の札里麻

元史 卷百五十四 洪萬傳に、札刺麻禿あり、伯帖木兒傳 元史卷百三十一 に札刺馬禿河あり、共に今の西喇木倫以北、東蒙古の地に在ること明かなり。今黒龍江省地圖を見るに、呼倫布爾城の東に札喇木台河あり、源を南方の山地より發し、北流して海拉爾河に入る、兩河の會合點の東に近く同名の驛あり。大清一統志 卷四十八 黒龍江山川の條に、濟爾瑪台河在呼倫布爾東七十餘里云々とあるもの亦之に外ならず。因て吾人は元史の札刺馬禿河を札喇木台河又濟爾瑪台河に比定し、元史の札刺麻禿遼東志の札里麻を以て札喇木台驛に比定す。

^(三)至元二十四年七月至札刺麻禿、與金家奴戰、敗之、追至蒙哥山、那兀江 今の嫩江 等處、遼平金家、奴塔不台等、九月師還云々。

^(二)至元二十四年征叛王乃顔、隸御史大夫玉速帖木兒麾下、敗乃顔兵於忽爾阿刺河、追至海刺兒河 今の海拉爾河、又敗之、乃顔黨金家、奴別不台率衆走山前、從大夫追戰于札刺馬禿河、殺其將二人、至蒙哥山、并擒金家、奴 一

チ 寒寒寨 詳未

リ 哈塔山 詳未

二驛の位置共に明かならず。

又 兀良河 今の滿洲里附近か

此驛の所在亦明かならず。或は今の呼倫泊より其名を得しか。^(二)

^(二)呼倫泊は呼倫湖の義なり、一にダライノール Dalaï Nor といふ。大清一統志に庫楞泊といひ、水道提綱に枯倫泊といひ、元朝秘史には關連納兀兒といふ。

以上地名中、吾人の比定を試みしは半數にも足らざれども、而も之に由つて大體當時の交通路を推定し得べし。即ち珠赫店出發の後、西行して伯都訥附近を過ぎ、松花江を越えて洮兒河下流に出で、北に向つて雅爾河に至り、以西は同河に沿へる今の西伯利鐵道と略ぼ同じく、而して今の臚賸府 一名滿洲里 附近を終點とせるものなるべし。

六 海西東水陸城站

底失卜站^{○未詳} 阿朮河站^{○未詳} 海胡站^{○未詳} 尙京城^{○未詳} 札刺奴城^{○未詳}
 魯路吉站^{○未詳} 伏答迷城站^{○未詳} 海留站^{○未詳} 札不刺站^{○未詳} 哈三城^{○未詳} 哈
 思罕站^{○未詳} 伯顏迷站^{○未詳} 能站^{○未詳} 兀刺忽站^{○未詳} 一半山站^{○未詳} 托溫城^{○未詳} 克脫亨站^{○未詳}
 フトイン^{○未詳} Amba Houthon^{○未詳} 幹朶里站^{○未詳} 一岸山站^{○未詳} 托溫城^{○未詳} 滿赤奚站^{○未詳}
 河口^{○未詳} のフトイン^{○未詳} 岸^{○未詳} 朔爾喀^{○未詳} 江邊^{○未詳} 柱邦站^{○未詳} 弗思木城^{○未詳} 古佛陵站^{○未詳} 奧里
 Matchin^{○未詳} 阿陵站^{○未詳} 弗陽奚城^{○未詳} 弗能都魯兀站^{○未詳} 考郎古城^{○未詳} 可木站^{○未詳}
 迷站^{○未詳} Aoulemi^{○未詳} 乞列迷城^{○未詳} 乞勒伊城^{○未詳} 莽吉塔城^{○未詳} 藥乞站^{○未詳} 奴
 のケム^{○未詳} 合溫站^{○未詳} 乞里吉站^{○未詳} 哈刺丁站^{○未詳} 伐興站^{○未詳} 古伐替站^{○未詳} 野
 馬兒站^{○未詳} Ximour^{○未詳} 哈兒分站^{○未詳} 莫魯孫站^{○未詳} 馬勒亨古站^{○未詳} 撒魯溫站^{○未詳}
 伏答林站^{○未詳} Pondali^{○未詳} 忽林站^{○未詳} 虎把希站^{○未詳} 五速站^{○未詳} 哈刺馬古站^{○未詳}
 詳^{○未詳} 卜勒克站^{○未詳} 播兒賓站^{○未詳} 沼陰站^{○未詳} 弗朶河站^{○未詳} 別兒眞
 站^{○未詳} 黑勒里站^{○未詳} 河^{○未詳} 滿涇站^{○未詳} Mangatchan^{○未詳}

(一)此通路に當れる城站の多數は之を現今の地圖に徵するを得るものなれば、一々之を考證するの
 必要なし。因て原文のままに城站の名を列記し、比定し得たるものは直に其位置を脚注として

記入し、未だ明ならざるものには未詳の二字を附記す。但烏蘇里江を合せたる後の黒龍江沿岸
 地名の多くは、已に亡びて之を現今の地圖に見ること能はず、又水道提綱等にも之を徵し得るも
 の極めて稀なれども、幸にして佛國地理學者ダンヴィル(d'Anville)氏が清初^{西曆一七}三七年版に作れる支那
 新地圖(Nouvel Atlas de la Chine)あり、遼東志所載の城站名中之に由つて其位置を比定し得べきも
 の少からず、乃ち之に従つて下の如く推定す。

- (一)尙京を海胡站の次に置きしは編者の誤解なり。
- (二)四一二頁參看。
- (三)同上頁參看。
- (四)同上頁參看。
- (五)此名はダンヴィル圖に見えず、支那圖によりて補ふ。

(六)原文に此站の前に「狗站」^{○注}とあり、蓋し以下の諸站は狗站なりとの意味なるべし。三九三頁注
 (一)參照。

(七)水道提綱には此站を赫眞といへり。
 (八)原文に黑勒里站の前に「奴兒干^{有都}」とあり、蓋し以下の二站は奴兒干の地に在りとの意味なるべ
 し。明初置く所の有名なる奴兒干都指揮使司^{略して奴兒干}は滿涇站にありしものならん。次
 の注參照。

(九)ダンヴィル圖に Mangatchan Cujan とあり、Mangatchan の Tchuan は站字の音譯なれば、之と同義なる Cujan

支那人は鴨山嘴は蛇足にて、實は Manga Tolun 若くは Manga Qijun といふべきものなり。奴兒干永寧寺碑記の中に「十一年〇永秋ト奴兒干西有站滿涇站之左山高而秀麗先是已建觀音堂於其上今造寺塑佛云々」とあり。今ダンヴィル圖を見るに、マンガチャンは黒龍江の西岸にあり、其對岸には Tolun Qijun あり、而して此碑はチェン・カザンと同地若くは其附近なるチル(Chil)に於いて發見せられき。是に於いて滿涇站のマンガチャンなること愈々疑なし。白鳥博士の説に、Manga は蓋し Mango の訛にてツングース語河の義なれば、黒龍江をマンガといひしにより其河口に建てられし驛をマンガ又はマンガ站といひしならんと。内藤博士の明東北疆域辯誤地理と歴史第一參照卷第四五號所載以上地名の比定によりて、此通路は、珠赫店に起り、東に進みて阿勒楚喀を經、東北に向つて松花江左岸の白楊木に達し、それより、東若くは東北に向ひ、松花、黒龍兩江の沿岸を通過して海に至りしものなることを知るべし。即ち大體に於いて現今の交通路と大差なきものなり。

以上六種の交通路は専ら遼東志に收めらるる記事に據りて考定したるものなれども、元來本書は西曆一四四三年始めて編纂せられ爾來一百餘年の間に屢々修正増補せられて今見る所の完本となりしものなるが故に、吾人の準據せる記事は果して明代の何れの時期に於ける交通路を指示したるものなるや、明ならず。然れども吾人は種々の

方面より考察の末、此記事は明初の交通路を示すのみならず、元代に於ける北滿洲の交通路も亦殆んど之と同一なりしものと推測す。今詳かに其理由を述ぶるは却て煩しければ、單に其要點を擧げて讀者の贊同を求めんとす。先づ第一の交通路は、金末元初に於いて蒲鮮萬奴が遼河流域を去りて南京即ち豆滿江邊に移り、更に南京を根據として高麗の東北部を侵略せし時に用ゐたる通路と推測するを得べし。^(一) 第四の交通路は、金代、宋より上京に赴むくもの通路たりしこと、^(二) 元初開元路治が黃龍府即ち今の農安にありしこと、及び支那及び南滿洲に居れる人が遼陽を經て肇州に至りしこと、^(三) 等の事實に徴して、金代以來の通路たりしを知るべし。最後に第六の交通路は元初翰朵憐、桃温等に萬戶府を設けしこと、^(四) 元朝の屢、奴兒干を征伐せしこと、及び支那に居りし吏民が奴兒干に流謫せられし時、途中肇州を通過したりしこと、^(五) 等の事實に基づき、其存在の確實なるを疑はず。

(一)二三七、二五六頁參照

(二)一三八—一四三頁參照

(三)四三一頁參照

(四)四〇五頁參照

(五)三九〇、三九二注(八)、四三一頁参照

二 南滿州に於ける交通路

然らば南滿州に於ける交通路は如何。吾人は便宜上先づ元代の交通路を述べん。

元代に於いて高麗國の王都開城より西方に赴くものは、必ず鴨綠江を渡り、婆娑府今九連開州站今の鳳城を経て遼陽に達し、遼陽より懿州に至るには、瀋陽奉天を迂回するものと、直に西北行するものとの二線あり。(一)懿州より更に西して老哈河邊の北京若くは大寧今の大名城に出で、元の帝都燕京今の北京に至るものは南に向ひ、上都今の多倫諾爾に赴くものは、遼河流域を北行せるなり。(二)又別に遼陽又は瀋陽より廣寧を経て南進し、今の山海關を出でて燕京に至るの通路もありき。(三)而して此通路の南には蓋州今の蓋平より宣城今の岫巖附近を経て開州站に通ずるの街道もあり、北には鴨綠江の上流に沿へる滿浦鎮より西に向つて江を渡り、兀刺今の仁附を経て、今の興京を経由して遼陽即ち東寧府に至るの道路も存せしものと思惟せらる。(四)

(二)三一七頁参照

(三)二八二頁参照。忠烈王は其二十年に上都よりの歸途瀋州即ち瀋陽を通過せり。高麗史卷三十一。

(四)二八六、三一七頁参照

(五)忠烈王は其十九年及び二十二年に大都に至りし時、瀋州撫寧薊州等を通過せり。高麗史卷三十、三十一。

(六)二四五、〇〇〇頁参照

(七)三六五頁参照

明代に至りても上述の交通路と大差なきものの依然存在したりし事、その證據數ふるに暇なし。今其著しきものを擧げんに、先づ鴨綠江と遼陽との間の街道には湯站今湯山開州站斜列嶺今の雪嶺東關今の連山關口浪子山今同等の諸城站これに當れることは、早く景泰元年西曆一四〇年朝鮮へ旅行せる倪謙の朝鮮紀事に見え、遼陽と北京との間の通路には、廣寧前屯等の諸城の之に沿へることは、成化十六年一四八〇年朝鮮貢道に關して述べたる劉大夏の意見に徴して明かなり。(一)但し正統七年一四四二年以來遼東即ち南滿洲に邊牆の築設あり、遼河の流域は其南端を除くの外は、明の放棄する所となりしを以て、從來の咸平即ち開原又は瀋陽奉天より南廣寧に至るの道及び瀋陽又は遼陽より懿州に至るの道の如きは殆んど廢せられ、遼陽以西は邊牆の内部に沿うて遼河下流域を横斷し、而して廣寧に出づることとなれり。邊牆築設以後の通路は通文館志卷三中原進貢路程の條に詳な

り、今其驛名を左に掲げん。

- 鴨綠江 鎮江城○今の九連城 湯站 柵門○邊牆の入口 鳳凰城 鎮東堡○今の雪裡店 鎮夷堡○今の通遠堡
- 連山關 甜水站 遼東○今の遼陽 鞍山 海州衛○今の海城 牛家庄○今の牛莊 沙嶺 高平驛
- 盤山驛 廣寧 閭陽驛 石山站○一に十三山に作る 小凌河 杏山驛 連山驛 寧遠衛 曹莊驛
- 東關驛 沙河驛 前屯衛 高嶺驛 山海關……北京

(二)朝鮮紀事は記録彙編に收めらる。其文に曰く景泰元年○朝鮮世宗三十二年正月丁丑朔○丙戌遼東起程、都司差東寧衛指揮一員百戸四員率領軍馬二百護送……自遼東至鴨綠江舊有捌站、今廢……過高麗衝頭館站車嶺至浪子山下人家宿○丁亥浪子山起程、過背陰山盤道嶺至辛寨宿○戊子辛寨起程、高嶺至東山關口、宿東關、係華夷界限○己丑出東關、過分水嶺、至龍鳳山下營○庚寅龍鳳山起程、過八度斜列嶺、至鳳凰山下宿○辛卯鳳凰山起程、過開州站至東湯站……下營宿○壬辰湯站起程、將近鴨綠江○下略

(三)殊域周咨錄一卷に曰く、初中朝使臣彼國陪臣往來出入、皆從遼東連山關一名鴉鶻關也。十六年朝鮮使臣至京者奏言、每遣使來、被女直建州夷人邀劫於路、請改貢道、自遼陽之南、徑趨廣寧前屯衛入山海關。中官有朝鮮人爲之地者、事下兵部議、將從之、職方郎中劉大夏執不可、曰朝鮮貢道、自鴉鶻關趨遼陽、過廣寧、又過前屯、而後入山海、迂回四三鎮、戊此祖宗微意、今若渡鴨綠江、越遼陽、徑趨前屯、以入關、則路太徑、恐貽他日之憂、遂不果從。

(三)第七編「明代遼東の邊牆參照」

(四)燃藜室記述別編には皇明時進貢道路と題す。

然るに遼陽は天啓元年一六二一年清の太祖奴兒哈赤に占領せられしかば、朝鮮の請を許して海路入貢せしむることとなり、(二) 攷事撮要及び通文館志によれば其貢道左の如し。

- 宣川○郡名 宣沙浦(三) 鐵山○郡名 椴島 車牛島 鹿島 石城島 長山島 廣鹿島 三山島
- 平島 皇城島 鼉磯島 廟島 登州……北京。

(一)攷事撮要に曰く、天啓元年辛酉、光海十三年奴胡○奴兒哈赤陷遼陽、朝天旱路絕、詔使由海路歸朝、而我國賀使亦將由海路入朝、故遣譯官、咨會山東登萊各衛門、請開路云々と。

(二)入貢船の出發點は普通に宣沙浦郭山の西三十二韓里なれども、時に或は咸從縣の海濱今の鳳凰浦附近か、或は安州老江鎮より出帆することもありき。通文館志三卷航海路程の條參照。

然るに天啓七年一六二七年に至り、入貢船の出發點を改めて甌山郡の石多山とし、崇禎二年一六二九年には明將毛文龍袁崇煥の建議により、平島以西の航路を改めて寧遠に上陸することとなり、(三) 即ち左の如し。

- 平島 旅順口 鐵山嘴○今の老鐵山角 羊島 雙島口 南汛口(三) 北汛口○今の復州西南三十里

十 覺華島○今の桃華島

(二)東國輿地勝覽卷五嶺山縣山川の條に「石多山在縣西北十二里」とあるもの即是なり。

(三)攷事撮要に「崇禎二年己巳仁祖大王七年山海軍門請改我國登州路從寧遠衛登陸」といひ、燃藜室記述別編には「己巳假島帥毛文龍寧遠軍門袁崇煥建請易路從寧遠衛登陸」と見え、通文館志記する所略ほと同じ。

(三)大清一統志卷三十八奉天府山川の條に「北汎口山在復州西南三十里。又南汎口山在州西南六十里」とあり。

然るに朝鮮にては、平島より分路して寧遠衛に至るの水路は遠くして且つ危険なるの故を以て、崇禎五年一六三二年登州上陸の舊路に復せんことを奏請せしが、遂に許されず、(三)以て明の世を終れり。

(二)通文館志及び燃藜室別編に曰く、改路後覺華島水路遠倍登州所經鐵嘴一帶、巨海接天、絶無島嶼、而多藏暗礁、險惡無比、數年之間使臣滄死者五人、中朝符驗及表咨方物并皆漂失、島帥既斃、○毛文龍崇禎二年六月誅せらる。督臣亦誅之後、○袁崇煥崇禎三年八月誅せらる。請解舊禁、再從登路事、壬申○崇禎五年奏請。

(三)朝鮮の奏請果して許されしや否や、攷事撮要以下何等いふ所なきも、明史卷三百二十朝鮮傳の記事は其缺を補ふに足るものなり、其文に曰く、「崇禎二年改路每歲兩貢爲一貢、先是遼路阻絶、貢使取道登萊

○登州及び萊州已十餘年矣、自袁崇煥督師改覺華、迂途冒險、其國屢請復故、至是遣戶曹判書鄭斗源從登海來、移書登撫孫元化、屬其陳請、元化委官伴送、仍疏聞、帝以水路既有成命、改途嫌於自便、不許」と、是れ明かに崇禎二年改路の事と、五年復舊の事とを混同したるものなれども、壬申の奏請は遂に許されざりし事を示すものなり。

以上論證する所、概ね皆滿洲交通路の幹線なり。若し夫れ枝線間道の如きは悉く之を文獻に徵する能はず、縦合論じて之に及びたりとて、歴史研究上多大の効果あるべからず、乃ち一に省略に従ふ。

第七篇 明代遼東の邊牆

一 緒言

明代に於ける遼東都司の轄境は、遼河の流域及び鴨綠江の下流域と、併びに今の遼西の大部分を包括せり。明國は、此領土を確實に保持せむとの政策に基づきて、遼西及遼東の兩地に互り、邊牆を築設して、東北は女眞に對し、西北は兀良哈の侵掠を防衛しぬ。邊牆は、時として、長城の名を以て呼ばれ、多くの場合には、障塞若しくは、邊牆と稱せられたり。漢人が遼東に障塞を築きて、外敵の侵掠を防衛したるは、極めて古し。戰國の燕は、蓋し其始をなししもの、秦の起るに及びて之を受け、漢も亦た秦の規制に仍り、三國魏及び西晋の初期に至るまで、殆ど一樣の形式を遵守せり。東晋以降は、漢人の該方面に於ける勢力の失墜せしとともに、長城は、久しく廢せられ、隋唐の興りたる時代にては、吾

人は、再び斯かる事業を再現せむとするの機會を見る能はざりき。五代の衰弱は、さらにもいはず、宋の兵力は、一時直隸灣の群島を、較く確實に保持したるなからず。されど、海を渡りて遼東半島の一角を經始するは、宋人の遂に夢想するところに非りき。元亡びて、明國起る。吾人は、此時代に入りて、始めて再び支那民族が、確實に遼東を把持したるの事實を知り、而して明朝の施設せる政策の極めて多様なることを覺り得たり。吾人の此研究は、明の對邊政策の最重要なる部分を占めつつあることを疑はず。

吾人は、明朝に於ける遼東の邊牆を研究する上に於て、種々なる便利あり。例へば、年代の比較的新しきがために、今日にても、親しく障塞の基址を目撃することを得、また障塞の部分にて、ある特殊の構造を實見し得べし。吾人は、今、滿洲の現圖を査檢して、遼河の東西に連れる一條の點線を認むべし。こは、清朝初年に築設したる邊牆の位置を表出したるものなるが、明代の障塞は、此等と殆ど位置を殊にしあれど、今の現圖の點線の或る部分が、確實に明代障塞の基址を利用したること察知し得らる。今、一の便利あり、そは、明代の障塞の位置を比定するに足るべき地名の殘存しあることこれなり。一例を示さば、撫順の東方約二十清里にある關口は、昔の撫順關たることを表し、盛京の西、約六十清里にある老邊は、昔時の邊牆の通過したる基址なるを示すが如し。這般適切な

る材料は豊富ならずとせざれば、此等をもつて、上古燕秦及び漢代の長城を考究するの艱難に比較せば、寧ろ容易にして、且つ確實なるを覺ゆべし。但だ茲に一言したきことあり。そは遼河河水の汎濫及びこれに伴ひて起れる地形の變遷これなり。明國の遼河に沿ひて起築せられたる障塞の大部分は、此等地形の變遷よりして、大概ね破壊せられ、基址の如きも、既に埋没し去られしを疑はず。吾人は、斯かる地方の障塞は、記録に徴して擬定するの外に、恰當の方法を發見せず。

邊牆は、大約そ三大部に區分せらる。其一は遼河流域の邊牆、其二は遼西の邊牆、其三は遼東東部の邊牆、即ちこれなり。以上三大部の邊牆の位置は、各變遷あるを示し、また各、格段なる歴史を有す。年代の順序よりすれば、遼河流域及び遼西の邊牆は、先づ最初に起り、遼東東部の邊牆は、これより後の時代に起りたりき。而も其の變遷の著しきを、擧ぐれば東部の邊牆を最となす。吾人の研究は、此等の年代の順序に従ひて、其沿革の大要を説き、以て其位置を擬定し、併せて其構造等に言ひ及ぼすことあるべし。

二 遼河流域及び遼西に於ける邊牆の起原

遼河流域及び遼西に於ける邊牆の起原は、同一年代を以て論せざるを得ず。吾人は、此年代を以て、英宗の正統七年西紀一四四二に在り、而して邊牆を該方面に築きたるの事情は、當時シラムレンの下流域より、開原の西北に互りて散在したる兀良哈の侵掠を防禦せむとの目的に出でたりとなす。此經畫を創始したるは、當時の巡撫王翺にて、工程を擔任せしは、都指揮畢恭なりき。畢恭の事歴は、明史にこれを缺けり。然れども、明人の記事によれば、彼が始めて遼東山河の地形を相し、木柵を立て列ねて、邊牆を作爲し、後、さらに、牆壁にかへ、墩臺と城堡とを要地に添置したるの疑はれず。全遼志といへる書には、畢恭のかかる事蹟を擧ぐるにいたりたる徑路を示して、そは巡撫王翺が彼を百戸より拔擢して、流官揮軍事に陞せ、遼東を防衛するの方略を圖して上らしめしに基く。彼は遼東都司より以西の邊堡、牆濠を開設して、烽墩を増置したり。彼れ、後、都指揮僉事に進み、勅を奉じて廣寧なる前屯地方を守備し、その任地に在りしや、約そ五年、次いで都司の事を掌り、士卒を撫し、奸弊を革め、屯田を興し、學校を開き、政平かに訟理まり、遼東の士民、後世にいたるまで彼が徳を賛歎せりとあり。^(一)此記事を以て、皇明從信錄の所記に照すに、吾人は、益、想像の差りなきことを徵知すべし。^(二)蓋し、明廷が右僉都御史たる王翺を擧げて、遼東の軍務を提督せしめしは、當時遼東の守將が、屢、外敵防衛の機を失ひしに因

らずんば非ず。彼の遼東に至れるや、守將を召集して、その怠慢を詰り、軍命を明かにし、法度を重じしかば、軍中股栗し、敢て命を用ゐざるなかりき。彼れ、月を踰え、躬ら出でて邊を巡り、山海關より、直に開原に抵りぬ。彼は、遼東の地形を相度して、畢恭が言に覺るところありしなるべし。然も、遼東に於ける邊牆は、此時を以つて創始となすべきや、或は此時より以前、既に這般の設備ありて、正統七年の工程は、それらをば脩造し、若くば連接したるに非るかば、吾人また多少の疑なきに非ざりき。されど、そは全く一種の空想に過ぎずして、王翺、畢恭兩人の、確實に遼東邊牆の起原をなししを覺り得たり。そは李善が、弘治六年西紀一四九三を以て朝廷に提出したる奏復遼東邊事疏に、「宣德年間、本鎮に邊牆なかりし時は、唯だ瞭望を嚴にし、烽堠を遠くしたるのみ。畢恭の邊を立てしより、後、遼河套は、境外に置きにき」といひ、全邊略記卷十には、之を引きて弘治六年、巡按の李善が奏しけるは、「臣、見るに、遼東の邊牆は、正統二年に始めて立てりといへり」とあり。本文の二年は、七年の誤なるべし。吾人は、李善の教ゆるところによりて、王翺の遼東に赴きたる動機と事情を考察するに、明の初に於て、兀良哈三衛—朶顏、泰寧、福餘の種族は、シラムレン水の北にありしを知る。此時に當りて、遼東に邊備なしといふは、さもありぬべし。建文元年西紀一三九九、燕王棣の兵を擧げたる、王の脚は、南に向けられずして、先づ北方なる寧

王の封地に投せられたり。其謀の背後の患を除かむことに在りしは、推すべし。かくて此秘密の謀略は、兀良哈三衛の種族を利用したるによりて奏効しぬ。吾人は、燕王の此成功を目して確かに、永樂元年西紀一四〇三の戰捷を得たる重要な素因たりと信ずれども、ここに同時に寧王の封地に連接しある遼東都司の疆城は、爲に側面の防禦を失ひ、併びに兀良哈三衛をば、シラムレン水の南に誘致したるの禍害を生起したるの失敗を咎めざるを得ず。邊牆は、斯くして必要を喚起せらる。吾人は、正統七年西紀一四四二前後に於ける遼東の如何に兀良哈等種族の侵掠を受けたるやを想像するの煩に耐えざるべし。王翺は、任に到りたる後、直に山海關より開原に至り、親しく邊を巡りしが、此は疑もなく西北韃靼及兀良哈に對する防備を究めんとするに在りしに外ならず。吾人は、今、王翺が最初に經營したる邊牆の形式を考ふるに、彼は先づ天然の地形を利用し、同時に邊外への交通と思はるる道路上には、木柵を立て列ねたるべし。かかりしは、王翺等が、一種應急の手段として採れる方法にて、其目的たる、先づ兀良哈の騎馬を防止するに在りしなるべし。其は、皇明實錄英宗實錄正統八年西紀一四四三十一月の條に、王翺等遼東の官吏を責むるの勅あるによりて知るを得。今、其一節を援用せむに、大意下の如し。「奏によれば、達賊は遼河口より遼東に入りて、剽掠せりと。これ蓋し、沿河の柵牆の修めざると、官軍の

瞭備の嚴ならざるとによりて、賊に窺伺せられたるに外ならず」と。^(四)沿河の柞牆とあるは、畢恭が木を編して垣を爲くり、久ふして版築に易へりといふに符す。九邊破虜方略には、王翱の邊牆を立てたるを評して曰く、王翱の躬ら邊を巡り、山海關より開原に抵りて、牆垣を築きたりといふは、浪談虚説に非ざるに似たり。然るに今、遼東には牆と覺ぼしきを見ず。人々の想像には、遼河の沿邊は、土質鬆にして傾圮し易し。廢棄せること二百年、これ今日に見られざる原因ならむと。賀欽は、之を釋すらく、我國の始めて邊を立てしときは、木を植えて柵を作り、已にして、坎を掘りて壕を作り、又たその後、小規模の土牆を作りたり、磚を焼き、石を鑿ちて邊牆を爲さざるは、民力を惜めばなりとあり。此等の所説は、何れも、邊牆を創建したる始に於て、木柵を立て列ねしを語るに外ならず。木柵の防禦に不十分なるは、蓋し王翱、畢恭等の知らざりしにはあらずしも、當面の急務として、斯く簡單なる形式を擇びしやは、推知すべし。^(三)皇明從信錄^{卷一}に、此始末を記して、牆垣を高くし、溝塹を深くし、五里毎に堡を作り、十里毎に屯を作り、燧燧斥堠をば巧みに連絡しぬと見ゆるは、蓋し正統九年^{四四一}以後のことにてあるべし。彼は實に正統七年^{四四二}より景泰三年^{四五三}まで、遼東に駐まりて、全力を邊牆の設備に注ぎたり。ともあれ、景泰年間に、外患多事なりしより、遼陽は始めて河に據り邊をつくれりと

いへる遼陽副總兵題名記の記事は、大なる誤算を見出す能はずして、寧ろ之をもつて左券となすも、亦妨げなきを覺ゆ。唯に茲に一種の異説あり。^(六)そは清の顧祖禹が、邊牆を創建したる起原を以て永樂年間に在りと定め、且つ將軍鄧玉の説なりとて、永樂の時、邊牆を遼河の内面に築きたり、其工程を計るに、廣寧より、東開原に至る間七百餘里なり。若し、遼河以西より直ちに廣寧に抵らむには、四百清里に過ぎざるべし、七百清里の邊塹堡塞をもつて、四百清里を守らしめば、外敵の來寇に接する、甚だ容易なりといひ、顧炎武は、この説に比して、さらに前代に遡り、邊牆は洪武中に建たられきといへり。^(七)こは何等確證に據れるやを知らず。然れども、吾人は今、兩者の説に對して、遺憾ながら共に贊同を與ふること能はず。何となれば、洪武永樂兩朝に於ける遼東は、何様の邊牆にても、之を築設するの必要に迫られざりしに非ずや。大約そかかる大なる工程の歴史は、その背後に於いて、必ずや重大なる事情の説明するものなくんばあらず。洪武及び永樂に起原を置かむとする論者は、此等の事實に於て、全く根據の薄弱なるを感知すべし。吾人之を採らず。

(一)全遼志^{卷四}官業志に曰く、畢恭字以謙、前屯衛籍、其先山東濟寧人、巡撫王公翱薦恭有文武才、由百戶擢陞流官指揮僉事、圖上方略、開設迤西邊堡、增置烽堠、兵威大振、虜人畏服、進署都指揮僉事、奉勅守備寧

前地方、在任五年、遼鄙寧謐、尋推掌都司事、撫士卒、革奸弊、廣屯田、興學校、政平訟理、至今稱之、所著有遼城吟稿、以疾卒、上遣官諭祭、翰林學士廬陵陳循爲撰神道碑、遼城吟稿の今に存するやは知るを得ず、然れども、彼が手にて編纂せられたる遼東志は、弘治元年西紀一四八八遼東志書と題して刊行せられ、後嘉靖八年西紀一五二九遼東志として増補刊行せられたり、畢恭が經營の跡は、これにて概見すべし。

(三) 皇明從信錄卷一 正統七年の條に曰く、命右僉都御史王翱提督遼東軍務、時遼東守將屢失機、朝廷以爲憂、乃命翱往督之、令便宜行事、翱至、守將以下庭參、翱詰玩寇失機、故將斬之、再三哀請乃已、于是三軍股栗、莫敢不用命、踰月、躬出巡邊、自山海關直抵開原、高牆垣深溝塹、五里爲堡、十里爲屯、烽燧斥堠、珠連壁貫、仍簡閱戍卒、更老弱、賑貧窮、配餼寡、俾成室家、謂邊境不可以法律治、凡詞訟專用贖法、無問輕重、量情以布絹穀粟贖罪、雖人命亦令償之、曰償命無益、死者之家而財成足、以濟其用在遼數年、措置糧數萬石、銀萬餘兩、馬千餘匹、邊用充足、器械鮮利、軍士飽煖、人樂戰守。

(三) 皇明實錄英宗實錄 正統七年十一月の條、王翱を差遣したる記事に曰く、命都察院右僉都御史王翱往遼東、提督軍務、以遼東邊備廢弛、胡虜數入爲寇略也。勅遼東總兵官都督僉事曹義等曰、近者兀良哈結女直野人、入境剽掠、此賊多有受我官職、及賞賚者、朝廷以其向化、聽於近邊牧獵、而彼乃因以爲非、爾等又皆姑息、偷安、致彼縱橫出沒、如踏無人之境、失機損威、如國計何、論爾等罪皆不可宥、今姑曲法貸之、命僉都御史王翱往取爾等死罪招狀、就令提督整邊務、此賊恃恩悖德、神人共怒、尙其同心協謀、設法挨捕、以寧邊境、毋以私廢公、毋以小妨大、毋縱因前、以貼後患、期於成以贖前罪。

(四) 皇明實錄英宗實錄 正統八年十一月、遼東失事の諸臣を責むるの詔に曰く、勅提督遼東軍務左副都御史王翱、總兵官都督僉事曹義等曰、得奏聞達賊從遼河口入境、剽掠蓋因沿河牆柵不修、官軍瞭備不嚴、是以爲賊所窺、爾等平昔設施果安在哉、失機官、其悉究問、有功者還陞賞、自今尤宜嚴督官軍、晝夜防禦、但有賊情近邊、卽爲相機勦滅、庶副邊圉之寄。

(五) 全遼志卷五 遼陽副總兵題名記の一節に曰く、我太祖混一區宇、建立都司、隸城六衛、東寧卽土人爲衛、五衛與所統諸衛、則遷天下人填實之、以洗遼金之陋、我成祖建都於此、遼東遂爲東北巨鎮、統兵建節、廣寧、遼制一方、景泰多事、遼陽始據河爲邊、至天順設分守參將、尋改副統兵充任、開府於此、幾百年矣。

(六) 讀史方輿紀要卷八 山東の條。
(七) 天下卽國利病書卷一 北直の條。

三 凹字形の邊牆及び其起原

正統七年西紀一四四二以降、歷次修築せられたる遼河の流域、及び遼西の邊牆は、現在の邊牆に比して、寧ろ不自然なる形式なりしを認め得べし。吾人は、此を名けて、凹字形の邊牆と稱す。明國は、好んで斯かる邊形を擇びしものなるか、若し然らずとする、其事情や頗

る攻究に値すべし。明の太祖朱元璋が、元の遺將納哈出を、開原の東北なる金山の地方にて征服したる後、諸王を東北各邊の要衝に封建ししは、洪武二十年^{西紀一三八八}以後の事に係る。其地方を擧ぐれば、今の北京には燕王を、遼西の廣寧に遼王を、開原に韓王を封して各、兵馬の權を附與したり。就中吾人の注意すべきを、今のシラムレン水の支流なる老哈河の上流に、寧王を封建したるの一事となす。寧王の居城は、今の内蒙古喀喇沁王の旗界にて、黑城と呼ばれ、喜峯口を去る東北三百九十清里程の地にてありき。寧王名は獻、太祖の第十七子、洪武二十四年^{西紀一三九一}に封建の命あり、二十六年^{西紀一三九三}任に大寧に赴けり。明人の語る所によれば、大寧は喜峯口の外に在りて、古の會州の地なりき。東は遼東に連り、西は宣府に接し、巨鎮と稱す。塞上の九十城を統べ、甲士八萬、革車六千、所屬の朶顏等、三衛の騎兵は、皆な驍勇にして善く戦へりとあり。塞上の九十城とあるは、或は誇張に失すべきが、明史^{卷四}の地理志によれば、北平行都指揮使司は本と大寧に治所を置きたるものにて、その疆域は、極めて廣濶、乃ち大寧、富峪、會州、木榆、全寧、營州、興州、開平、興和、寬河、宜興等の各營を括し、殊に全寧といへるは、今の赤峯縣にてありき。太祖は、勃興の運に乗せしといへ、自己の愛子をば、邊外數百里の絶地に封建したる、眞個に歎賞に値す。何となれば、寧王の統轄したるそれらの地方は、古より塞外種族が必争の地

に係り、該地方を確實に占據せむことは、明の如き西南より起りたる國家の、最要なる政策たればなり。今、洪武二十五年^{西紀一三九二}前後に於ける、朶顏等三衛の位置を考ふるに、シラムレン水以南の土地を未だ占據するに至らざりしは、何等疑ふの餘地なし。彼等は、今の科爾沁の北境より、車臣汗の一部即ちブユルノールの東南に互りて居住せしものなるを想像し得。假りに或はそれらの地方よりも、稍南方にありしとするも、遼東の邊境を距ることの遠かりしは、疑はれず。吾人は、ここに於てか、洪武二十一年^{西紀一三八八}より宣德十年^{西紀一四三五}乃ち明の最初の四朝の治世を終るまでは、遼河の流域及遼西に於て、何等邊牆を設くるの必要を見ざりきとの斷案を下さむとす。前に吾人が、永樂宣德の朝に邊牆なしといふに與みせしは、かかる前提の上に立つの推測に外ならず。然るに、ここに、又一種の異説あり。そは、明の中葉以下に成りし諸書、及び明史には、何れも、兀良哈三衛の地を以て、始めより、遼東及び宣化に毘連せりと明言しつつあることこれなり。此説たる從來何等の異議なきものとして、信せられき。明史の朶顏傳には、大意下の如き解釋を與へあり。曰く

太祖の天下を平定しけるとき、東蕃の遼王寧王朶顏元師府、いづれも内附を請ひぬ。

此等は凡べて元の遺類にてありき。乃ち古の會州の地に、大寧都司、營州等の諸衛を

置き、王子の權といへるを封し、寧王となして鎮守せしめたり。この地方は、その時にも數、韃靼に抄掠せらるることありき。洪武二十二年、泰寧、朵顏、福餘の三衛の指揮使司を置き、それらの頭目に命じ、各自にその衆を領せしめたり。大寧と喜峯口との間に抵り、宣化府に近きを朵顏といひ、錦州、義州より廣寧を歴、遼河に至るを泰寧といひ、黃泥窪より、瀋陽、鐵嶺を逾え、開原に至るを福餘といへり。中にも、朵顏は地形險阻に、しに兵力強かりしが、久しくして皆我等に叛き去りぬ。成祖の燕京より靖難の兵を起ししとき、寧王の其後を躡するを患ひ、永平より大寧に入り、朵顏等の三衛に厚く賂へり。かくて寧王は成祖の行を送らんとて、郊外に出で來りしを見計らひ、三衛の衆一呼して皆な起ち、遂に寧王を擁して、西關に入りたり。成祖は、またそれらの内より三千人を選び、奇兵として戰に從はしめしが、成祖、帝位に上りける後、寧王を江西省の南昌に徙し、行都司を保定に徙し、遂に大寧の地を割きて、三衛に昇ひ、以て前勢に償へり。

と明代の政治家として知られたる馬文升も、亦たこれと一様の解釋を下し、永樂帝の都を北京に遷しし時、大寧都司を保定府に徙し、都司の所屬營州等の十餘衛も省かれて、順天、永平の二府に併せられたり。かかりしかば、故との大寧の地に就き、古北口より山海

關に至る間に、朵顏衛を、白雲山より東、開原の外邊に、餘福衛を立てりと説き、泰寧のことは略して言はず。^(一)馬文升の説明に從へば、三衛は、永樂帝即位の後、大寧都司の撤廢に引き易へて、創建せられたることとなるべし。吾人は、靖難軍に於いて、朵顏三衛の力の重大なりしを解す。然れども、帝は、それら三衛の力をかりて、大寧を併せたるものなれば、靖難軍の前既に三衛の創建ありしこと、明白の事實にあらずや。文升の説は、恐らくは大寧の疆域を三衛に分割せりとの意味を傳ふるものならむ。鄭曉の吾學編、王世貞の三衛志等、何れもかかる錯誤をくりかへし、朵顏等三衛の封地は、當初よりして、シラムレン水以南に在りたりと説明す。然れども、若し、此等の諸説にして正しとせば、遼東都司の疆域は、洪武廿年前後よりして、早く既に、兀良哈三衛と密接せるものなりと解すべし。然も茲に重要な疑問は提出せらる。そは寧王の封せられたる地理上の位置に關しての事實是れなり。假りに明史の説に從ひて、朵顏等三衛の位置を、今の承德府及び朝陽府の疆域に定むることとせむに、さしあたり、一個の矛盾を生ず。吾人は、反問せむとす。朵顏三衛は、洪武二十年^{西紀一三九三}に創建され、寧王の大寧に赴任せしは、洪武二十六年^{西紀一三九三}なれば、其間相距ること僅に六年にすぎず。而して寧王は、建文元年^{西紀一三九一}まで大寧に駐在しぬ。明史は、一面に此事實を承認しつつあるに關はらず、他の一面に於て、

朮顔等三衛の位置を同一地に置きたるは、果して何の意ぞ。吾人は、明史のかかる記事
を載せしは、凡べて、景泰以後の現形に拘泥したるものにて、深く最初の規模を考究せざ
りしの錯誤なるを明言せずんば非ず。吾人は、更に一個の疑問を有す。そは永樂帝が、
朮顔三衛の靖難軍に参加したるの効勞に償へんとて、遽かに大寧都司の疆域を三衛に
分與せりといふこと是れなり。永樂帝は、東北蒙古の形勢をも諳じ、大寧の地の、兵事上
に於て、卓越なる價值を有せるを知悉せしことは、父の太祖に勝りしとも劣れりとは覺
えず。而して帝は、即位の後、都を北平即ち今の北京に遷したりき。大寧は乃ち北京の
背後に連る。永樂帝が、かかる重要な形勝を放棄し、遽かに之れを兀良哈の種族に割
與せりとは、信じ易からず。陳組綬の大寧邊圖考は、大寧を撤せしとき發したる帝の詔
勅を擧げて下の如く傳へり。

兀良哈に勅す、朕は、天の眷寵を承け、天下に君臨せしとき、かつて使を遣はして汝等を
招諭しぬ。汝等命を聽きて、即時に入朝せり、其誠や喜ぶべし。今、舊制に仍り、泰寧、福
餘、朮顔の三衛を設く。汝等軍民を統べ、邊境を鎮守せよ。舊とかつて官職を授けた
るものは、その名を列ねて奉聞せよ、或は之を復することあるべし。頭目人の近く官
職を授けありしものは、其名を來報せよ、朕はこれに官職を授け、世々本土に居りて、其

生業に安せしむべし。

この詔勅の示すところにては、新に大寧の土地を分與したる事實の認められざるのみ
ならず、舊制に仍りて、三衛を設くべく、それらの本土にて、各々生業に安せしむとの意に
止まれり。此勅書たる、明かに、明史等の記事を否定するに足るものにして、少くとも老
哈河の以南、宣化府に互りたる廣土を分與せりとは、思惟し易からず。陳組綬は、又此錯
誤を指摘して、下の如く論評せり、いふ、福餘、泰寧、朮顔の三衛は、已前、シラムレン水の北に
て在りたり。懷山と稱せる地方よりして、東金山に至る一線は、それらの地界なりき。
後、福餘は、黃泥窪より、開原を逾え、泰寧は、錦州、義州より、シラムレン水を渡り、白雲山に至
り、朮顔は、東は廣寧の前屯より、喜峰口を歴、宣化府に近し、斯かりしことは、後來の竊據に
て、宣德以前には、大寧の境にてすら入らざりきと、懷山の何れの地方に在りしやは、今、明
白なるを得ず、然れども、今の興安嶺の一部を指せしことは、略ぼ想像され得べく、東金山
とは、開原の東北三百八十清里程にて、遼河の北岸に在り。察するに、今の懷德縣と農安
縣の境上の山岡を指せしなるべし。陳組綬は、次いで云ふ

兀良哈の地は、潢水の北にてありたり。洪武二十三年西紀一三八九に、兀良哈の來り降るも
の衆かりしかば、詔して、潢水の北、兀良哈の地に、朮顔、福餘、泰寧を置き、我が東北の外藩

となさしめなき。その地を計るに、詳穩の群牧の地なるべし。然るに、英宗土木の變に際して、邊疆の臣は、其守を失ひ、朶顔は乃ち大寧を分有し、竊かに潢水の南に入りて内地に近きたり。成祖は、未だかつて大寧を三衛に昇へたることなく、太祖の舊制によりて、潢水の北なる兀良哈の地を三衛に昇へたるのみ。永樂二十年西紀一四一四三月に、太祖の親しく阿魯台を征しし時、殺胡原といへる地に在りて、諸將に諭しけるは、阿魯台の敢て悖逆を爲すは、兀良哈の翼を爲すに由る。今、阿魯台は遠く遁れたるも、兀良哈は尙敢て入冠す。まさに師を還して之を剪滅すべしと、遂に歩騎二萬を簡びて五道に分ち、諸將に命じて東、兀良哈を撃たしめき。當時、皇帝は、自ら西路より之を要し、騎兵を左右の翼となし、前鋒を帥めて之を衝きしに、敵大に敗れ、死者甚だ多し。帝は再び兵を麾ぎ、山を繞りて其右に出で、また兵を分け、河を渡りてその後を斷たしめ、更に兵を其左に出し、弩を深林の中に伏せて攻めしに、敵は全く潰えたりき。八月に兀良哈を捕ふるの捷詔を頒ち、九月に凱旋しぬ。當時の形勢より判すれば、和林地方まで、我が版圖に入りしといふも不可ならず。されば、鳴鑼成にありしときの勅に、明年虜を滅せば、まさに大寧を守り、遼東、興和と并に重鎮となすべしとあり。大寧の未だかつて三衛に昇へられざりしは、また以て一證とすべし。其の後、宣德三年、朶顔等

入寇しけるが、史家は此時の事を記して、兀良哈の衆、已に大寧に入り、會州を經、寛河に及ばむとすといへり。何ぞ矛盾の甚しきや。惟だ憾むらくは、宣德三年の役に、宣宗は會州まで進み、やがて凱旋したりしことを。

陳組綬の此説は、一々確實の記録の上に立ちたる解釋にて、爲めに從來の觀察の全く錯語なりしことを容易に知り得たり。組綬は、明の末季に生存せる人にして、その著、皇明職貢圖は、當時の國勢を考察せむとする熱心なる要求よりなりたるものなれば、吾人は此等の研究の、また極めて忠實なりしことを信じて怪まず。

清朝に入りて、此説と殆ど類似の意見を懐き、此説の未だ言ひ及ばざりし點までをも、一般に公にしたるものありき。その人は張穆といひ、蒙古游牧記に於て、朶顔三衛の疆域を論じ、明史が、王世貞の手に成れる三衛志によりて、同一の誤謬を襲踏したるを指摘せり。(三)

(二)撫安東夷記。

(三)蒙古游牧記二卷喀喇沁部の條、大意に曰く、明史の諾顔傳によれば、太祖の二十二年に於いて、即ち兀良哈三衛を、今の承德府の全境に創建したることく言ひなせど、かくしては、同じき年代に大寧諸衛を置きたりとの記事に矛盾を生ず。然らば、鄭曉の説に従ひ、永樂元年に創建せられたりやと考ふる

に、これまた的確の據あらず。明實錄を検するに、永樂元年十一月に、新昌伯唐雲に命じ、軍を領して、小興州大興州より、東牛嶺會州塔山龍山の諸地に接して、屯田せしめ、北は、會州を出でず、西は、千戸寨を過ぐるることなからしむと見え、又た永樂十九年十一月に、邊將に命じ、邏騎營を古北口の北にある神樹といへる土地に置けりとあり。これ其時に開平以東、興州以北、二三百清里の地は、猶ほ明の内地と稱すべし。兀良哈三衛の疆界は、安ぞ西、宣化府に近くことを得べき。同じく明實錄によれば、宣德三年、邊將の奏しけるには、兀良哈、大寧より會州を經、寬河に及ばむとすと、景泰元年、兀良哈の三衛は、大寧の廢城に居らむことを乞へり。許されず。邊外二百清里の外に、住牧せしめりとあり。此れ等の事實も、故の大寧の廢城が、猶ほ邊外の空間地帯に在りしことを證すれば、兀良哈の南、喜峯口に抵れりといふは可ならず。今、諸書にて綜合するに、吾學編及び方輿紀要に、洪武二十二年、兀良哈を分けて三衛となす、すべて潢水の北に在り。福餘といひ、朶顔といひ、泰寧といふとあり、是れ三衛の始にて、其地は皆潢水の北に在りとすべく、洪武の時に、内徙したるは、絶えてなし。洪武の時、大寧衛の北には、尙、全寧衛あり、その北方こそ朶顔三衛の分地なれ。それらは、北平行都司に統治せられ、都司は大寧に治所を置きぬ。永樂元年三月に、始めて大寧衛の三衛に接近したる地方を剽與したるものにて、大寧城は空城となりたれども、未だ剽與せられざりき。そは、景泰元年に、兀良哈の此城に居らむことを乞へりしも、許されざりしにて知らるべし。想像するに、當時兀良哈の根據地は、仍ほ潢水の北にて在りき。英宗實錄に據るに、正統九年、三衛を討ちたる時、大興州、小興州を經、神樹を

過ぎ、彼等を全寧及虎頭山にて破りきとある、これその證なり。景泰以後、塞外二百里の地に居住せしめたりとあれば、これ乃ち南徙の始めなるべし。大寧城は今の長城を距ること四百五十清里、大寧新城は長城を距ること三百九十清里なるが、當時邊に近きこと二百清里ならしむるも、猶ほ大寧廢城に居る能はざりしより考ふれば、當時の邊と稱したるは、尙、遼遠の地方にて在りき。明の中世より以後、國勢日に蹙まりて、邊疆以外を、敵國のことと視做したれば、大寧などの諸衛は、始めて盡く兀良哈三衛に占有せられたり。嘉靖十一年、巡撫王大用が、朶顔に通ぜむとて、厚く賂ひて、其の霧靈山といえるに、城を築かむとししが、果さざりき。霧靈山とは、馬蘭關の外にて、遼化州の境上に在り、朶顔の南徙したることは、以て察見すべし。明史は王世貞の説に據り、明の中葉以降の形勢を以て、最初の版圖となしたること、確實といふを得ず。

吾人は、以上諸説の指示によりて、少くとも、正統年間に至るまで、遼東には、何等邊牆の必要なかりしを、慥め得たり。吾人は、想像す、明の大寧衛の疆域は、大方元の大寧路の支配したる疆域を承けたるものなれば、今の遼西と朝陽府との境内は、營州衛にて統治したるべし。此方面は、大寧衛の徹廢したるとともに、兀良哈の侵占を受けたるの疑はれず。義州より、山海關に互りたる邊牆は、かくして、其必要を呼び起す。義州の東北方なる今の新民府の地方は、大寧衛の屬縣なりしこと、想像されず。該方面は、元の懿州路の疆域

にて遼陽行中書省に屬したることあれば、恐らくは廣寧に在りたる遼王の所轄にてもありしならむ。遼王は靖難變の後、湖北省の荊州に徙され、其地の王府も廢せられしほどなれば、新民府の地方は、大方此時より漸く統治權の完全に及ぶ能はざる地方となり行きたり。明人は、此地方を指して遼河套と呼べり。遼河套の喪失は、直に廣寧と遼東との連絡を遮斷することとなりたれば、明人は、遼西に於ては、廣寧の東北より、西南下して遼河の河口に沿ひ、防禦線を守るの已むを得ざるに至りにき。一面遼東の方面如何にと顧慮するに、遼東の兵力は、當時容易に遼河を越え、その所謂遼河套を回復して、舊制を守る能はざりしかば、これまた遼河の左岸を防禦線となして、それらの地方に兵力を配置せざるべからず。かくして、遼河流域に於ける邊牆は、築設せられにき。吾人が前に凹字形の邊牆と呼びなしたるは、斯かる形勢より來りたるものにて、全く明人が遼河の水險を利用したるに外ならざれど、退守の政策といふを免れず。その影響は、明代を通じて重大なる禍害を被りたり。楊賓の説に、遼河套は、開原の西北にて、舊との顯州城の附近にあり。水甘く土厚く、其廣さは萬頃に下らず。明の宣德以前には、皆な遼東の内部にてありしが、畢恭が、邊牆を立てしより後、遂に邊外に置かれたりき。嘉靖—隆慶西紀一五七二—一五七二の間に在りけむ、漸く福餘衛の頭目に占據せられりぬとあり。楊賓が、邊

牆の起原に、こころづきたるは、頗る首肯すべしと雖も、畢恭が何等の事情なくして、遼河套を邊外に置きしといふの、不合理なる、此説の尙ほ詳確ならざるを示す。これらは、次章に詳述することとして、茲には、唯た築邊の事情より成りたる邊牆の形式を概説するに止めり。

(二)柳邊紀略。

四 遼東東部の邊牆及び其起原

茲に遼東東部の邊牆といふは、今の撫順城の東、約そ二十清里の地點より起りて、南は鴨綠江口に、北は開原の東北方を圍繞するの一線を指す。此邊牆は、建州女直の來侵を防止せむとするの必要より起工せられたり。此政策を企てしは、左都御史李秉にて、邊牆の工程を董督せしは、副總兵韓斌とす。西部の邊牆の起築に比較すれば、約そ二十餘年の後に在るべし。吾人は、今、少しく築邊の事情を查察して、吾人の想像の誤らざるを徵證せざるべからず。

正統十四年西紀一四四九 帝英宗、土木の兵變は、甚しき混亂を遼東に招致せり。兀良哈の三

衛は、西北より來りて遼河流域に寇し、女真是、東北よりして、屢次遼陽の東邊を侵犯しぬ。東邊の被害は之を以て始となすべきが、吾人は、明初、今の渾河及び太子河の上源地に於て何等強盛なる種族の占住を認むる能はず。宣徳元年西紀一四二六の前後、今の吉林の地方に在りたる建州衛の都指揮李滿住は、其部族を率ゐ、南して婆猪江の流域に遷徙せり。婆猪江の河谷たる、鴨綠江最大の支流にて、豐饒なるその谷地は、朝鮮の平安道北部に向つて開かれたり。彼等は、好個の移住地を發見せるものと謂つべし。然りしに、當時朝鮮に在りては、李朝第四代の英主世宗の時代に當り、政府は、恰も銳意して、邊疆を拓かむとせる場合に遭遇せしかば、彼等女眞の遷住は、幾もなくして、李朝に忌斥せられ、屢、その城寨を破壊せられたりき。李滿住は、仍りて明廷の許可を得、再び今の渾河の支流なる蘇子河の谿谷に遷住しぬ。明廷が滿住の請を許したる意志は、明白ならざるが、後來建州女眞が、明國に禍したるの萌芽は、正に此時を以て發生したりしを疑はず。こは正統三年西紀一四三八の前後にあるべし。かくて、二歳の後、即ち正統五年西紀一四四〇十月、明廷は、更らに建州左衛の女眞をして、李滿住と同居せしむべきよしの詔書を發しぬ。吾人は、今、建州衛及び建州左衛の女眞が、幾何の戸口を以て來りしやを、確知せざれども、亦必しも少數なりしを想像する能はず。而して此等の部族は、始めの程こそ明廷の約束に服従し

たれ、漸くにして、遼東に於ける明の官憲と衝突し、正統十四年西紀一四四九頃よりして、遼陽の東邊を侵略しぬ。都御史王翱の遼東に在りし時には、官吏をば、彼等の部族内に發遣し、かつて掠奪し去りたる男女どもを收回したることありといふ。かかりし間に、建州の女眞は、年を逐ふて繁盛に赴きぬ。遼東の被害は、ここに於てか益々甚し。成化三年西紀一四六七明は、遂に兵を出して、建州女眞を討伐せり。

(一) 成化三年西紀一四六七春以來、建州女直と遼東の交渉を皇明實錄憲によりて檢するに下の如きものあり。正月兵部の奏に曰く

巡按遼東監察御史魏瀚奏、虜寇入遼東、鹹場堡及鴉鶻山屯、梁家臺等處、縱火焚堡門營舍、大肆殺掠而去。と、奏中の鹹場堡は、今の太子河上流の城廠附近に相當し、鴉鶻山屯は、同じく清河の東北に在り。殺掠を肆にして去れるは、清河沿邊一帶と知るべし。同じく二月には、總兵遼東軍務佐都御史李秉等の奏に

海西建州等處女直、入鴉鶻關、抄掠佛僧洞等處、副總兵施英等分兵禦之、遣都指揮鄧左率軍五百前哨至雙嶺、遇伏戰死、一時陷沒者百餘人、時英亦次樹遮嶺、與參將周俊兵合、去佐不遠、不能應援、致損士馬、挫軍威……。

とあり。同じく三月の記事には

建州海西女直、入連山關通遼堡開原撫順搶掠、又鐵嶺寧遠廣寧境外、亦有遼賊窺邊、奏至、上命遼東鎮守總兵巡撫等官嚴督官軍防禦之。

とあり。既に遼陽に程遠からざるの連山關に入り、東撫順を掠せしといへば、遼東の騷擾、尤想見すべし。四月に至りて、明廷は、遂に遼東歲貢の人參を停免しぬ。それが理由とするところ下の如し。

故事遼東都司歲貢人參、每歲役東寧衛卒出境採辦、時以建州女直頻歲入寇、人不聊生、賦無所出、巡撫都御史素愷等、以爲言免之。

同月己丑、明廷は、遂に建州征討の師を出したり。出師の動機の那邊に在りしやは、畧ほ以上の諸節に依りて明かにするを得べし。

成化三年役の、建州女直に對して、重大なる打撃を與へしは、想像し得べし。此戰爭は、獨り明の遼東方面より兵を出ししに止まらず、朝鮮にても、援軍を鴨綠江方面より進め、たれば、酋長李滿住及び其の子の古納哈は、脆くも命を援軍の手に授けたり。遼東より渾河の上流に進軍したる將軍趙輔も、相應に敵寨を破り、蘇子河の上流に在りし虎城佟家江にありし幾多の山寨、併に輝發江の上源地までをも一時攻略したるが、その年の十月には、霜雪を恐れて、急遽、師を班へしたり。吾人は、今、趙輔の手に成れる平夷賦を讀むに、建州女直は、この役に於て、全く勦滅されしにやに見ゆれども、其實際は、さる程にても

あらず、趙輔の引き返しし後より、また直に遼東の東邊を攻掠ししもの如し。明人の記録によるも、かかる實際の事情は、當時に告白せられき。いふ、成化三年の役は、その聲の大なりし割合に、その功果は、伴はざりき。或る點より觀れば、寧ろ玩寇の譏を免れざらむかと、吾人は、此等の言に對しては、大に聽くべきものありと思考す。皇明實錄宗憲を檢するに、成化三年四六七一十一月、即ち班師の翌月に於いて、李秉は、下の如く上奏せり。といふ。

建州三衛は、諸夷に結構して、邊方を剽掠したれば、朝廷は、已に將に命じて、師を出し、その巢穴を擄けり。苟も、勝に乗じて、永久の計を立てざれば、恐らくは、班師の後、逃遁したる餘賊は、復び邊の患を爲さむ。臣、今、總兵官趙輔等と會議し得たるに、遼陽以東は、鳳凰山より北、奉集堡に抵るに、四百餘里の道程を數ふ。それ等の地方は、山險に林密に、而も遼陽は、鳳凰城を去ること、僅に五百里に過ぎず。守備の官軍は、現に一千人あれど、兵寡く力弱にて、いかにともなしがたし。乞ふ、前年徵集したる廣寧の兵二千四百人を、その地に駐留せば、敵の患なきに及ばむ。また遼陽以東、鳳凰山、鴉鶻關、撫順所、奉集堡の諸地は、皆な敵に通ずる大路なるが、昔時は、無事なりしにより、設備を爲さざりしも、今や、敵は、既に内地の虛實を探知して、寇を爲し、つつあれば、請ふ、地の遠近を相

し、千戸所の城堡を築設し、腹裏の蓋州、復州、廣寧、左屯の三衛より、各々兵を摘發し、指揮二名をして統領せしめむ。仍ほ、驛道の墩臺を増置して、往來に便し、情報を迅速に通ずることを得ば、備ありと謂ふべし。

吾人は、此意見書によりて、明の遼東の守臣が、建州女直の重來を恐れ、鳳凰山より轉して、清河の東北なる鴉鶻關に抵り、更に撫順所及び奉集堡に至るの沿邊を防備せむことに着手せしことを知る。東部邊牆の築立は、實に此等の事情に因れるなるべし。此意見書の示すところにては、鳳凰山、鴉鶻關、撫順所などの地は、前に何等の警備なかりし由をいひあり。李秉の意見書にては、それらの要地の外に、遠近を相して千戸所の城堡を築立し、仍ほ驛道の墩臺を増置して往來に便せんとあれば、新に築立せられたる城堡の、それらの墩臺にて相互に連絡せられたるを解すべし。唯だ此文に邊牆を創始せむとする希望をいはずれども、東邊の地形は、山險を利用するの多く、その格段なる通路には、墩臺を立てて閉塞したることなれば、各地各別に築立せられたる墩臺の、自ら連絡したる障塞を作せること、略ぼ想像に難からざるべし。撫順の東北方より開原の威遠堡に通ずる地方も、大方此れと同じき事情にて、成立せしを疑ふ能はず。全遼志^{四卷}に將軍周俊の傳あり。その一節に、成化三年の役、彼は鴉鶻關を出で、敵の根據地を衝き、四百餘名を

斬獲しぬ、同十六年、開原を守りしが、再び建州を討ちて擒斬の功多かりき。彼は又柴河堡より蒲河に抵る地境六十餘里を開拓し、烽墩を増立し、河道を疏挑し、また鎮北、清陽の二堡を改築したることありて、遼東の人々は、便を稱せりと見ゆ。既に烽墩を増立せしよしをいへば、邊牆も自ら加工せられしを意味す。何となれば、烽墩は、かかる地方に於て、必ずや邊牆の一部に築設せられたればなり。^三吾人は、此等の記録によりて、撫順以南、鳳凰城に抵るの一線は、遅くも成化四年^{四六一}の築造に係りとなし、撫順以東開原に抵るの一線は、これより稍、後くれて築造されしを考定せむとす。

(二)大明會典^{卷一〇九}に曰く嘉靖四十四年、令改新江沿臺於舊江沿地方……隆慶五年題准置造各城堡四面懸樓數座、萬曆二年題准造空心敵臺、兩臺之間用磚與亂石爲牆、臺牆相連以便固守と、成化以降遷次に加工せられたる東邊は、率ね此構造を以て準するを得べし。

吾人は、更に東邊の起原に關して、一種の異説を紹介せざる能はず。そは顧炎武が天下郡國利病書^{卷一}北直の條に於て、遼陽東路なる馬根單等六堡の名を着録し、其等の地方の邊牆九十四清里は、洪武年間に設けられしを、嘉靖四十四年^{四六一}更に補修せられたりと明記せることこれなり。此の説は、明の遼東防備の、何等必要のあらざりし前よりして、預め百年の長計を策畫せるを語らんとするものなれど、實は毫も據るに足らず。

吾人は西邊の起原に於て詳説せしごとく、兀良哈三衛の來寇ありての後にこそ、遼河流域の邊牆は起りたれ。東邊とて此の法則に洩るるものにあらず。女真人來侵の事情の起りたる後ならでは、決してかかる防備の創造せるべきにあらず。洪武年代に於ける東邊を考ふるに、吾人は、一もさる必要を發見する能はざるべし。或は謂ひらく、これ朝鮮に對する防備の一ならんかと、これも亦臆斷と評するの外なし。朝鮮は、洪武二十年^{西紀一三九二}迄で、内亂の繼續され、前王朝の承繼者たる、李成桂は、明國に頼りて、其地歩を固めたりき。屬國たる實は則ちあり、何を以て敵對の行爲に出でんや。之を要するに、東方の邊牆は、建州女直の、著しく繁盛したる後に在りとするを妥當とす。然り而して、後來邊牆の退展は、該部族の盛衰に伴ひたる現象に外ならず。

五 邊牆の區劃及び其位置

邊牆の全長を計上せんは、事や容易に非ず。蓋し邊牆は、時代に依り、又た地方に由りて、自ら退展ありしを免れず。姑らく、吾人の知る所を以てすれば、弘治六年^{西紀一四九三}李善の明廷に致したる疏には、廣寧より、東、開原の平頂山に至る間をば、十四萬四千丈といひ、

其墩臺の數は二百六十五坐、瞭守の兵は一千五百〇四名なりとせり。李善の言は信せらるべし。而もこれ西邊の一部を概算せしに止まり、廣寧以西、山海關に抵り、及び開原より以南、撫順、清河等に抵る一線は、知るに及ばず。さりながら、李善の此數字たる、兀良哈に對して最重要の障塞を示し、ものなるを解すべし。弘治以降、嘉靖に至る間の邊牆の、幾何程に計上されしや、又其區劃の何様たりしやは、毫も知るを得ず。幸にも嘉靖四十四年^{西紀一五六五}に至りて、邊牆は、大に脩築せられ、そが當事者たりし李輔は、一大記録を編纂して、後世に留遺しぬ、全遼志の一書即ち是れとなす。吾人は、先づ此記録を基礎として、邊牆の位置を攷察すべし。

イ 前屯衛の所轄せる邊牆

此邊牆は、前屯衛城及び中前所、中後所の西邊を包括す。西端は、山海關に臨接したる鐵場堡附近に起り、錦川營堡の東方に至りて止る。共計二萬五千二百丈、内土牆九千五百二十丈、石牆九千二百五十丈、木柞牆二千八百七十丈、山險牆三千五百六十丈となす。此邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲に設けられたる邊牆の位置は、下の如し。

(二) 鐵場堡。

鐵場堡は前屯衛の西六十清里にあり。明代の記録にては、山海關と前屯との距離を七十清里に計算しあること常なれば、鐵場堡は、山海關外遠からざるの地にてありしこと、知るべし。此の堡は八個の墩臺を營掌せり。今の凉水河の上流にて、長城の一部に接したる吾名口は、蓋し舊墩臺の存在せし地方なり。

(二) 永安堡。

永安堡は、前屯衛の西北四十五清里に在り。九個の墩臺を管掌す。全遼史^{二卷}邊防志によれば、堡の北の瓮圈山は、屯兵の要地とあり。この山は今、石河の上流左岸に在り。

(三) 背陰障堡。

背陰障堡は、前屯衛の西北三十清里に在り。八個の墩臺を管掌す。

(四) 三山營堡。

三山營堡は、前屯衛の西北三十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。

(五) 平川營堡。

平川營堡は、前屯衛の北三十清里に在り。十二個の墩臺を管掌す。

(六) 瑞昌堡。

瑞昌堡は、平川堡の東北にて約十五清里の距離を有す。盛京通志^{五卷}一寧遠州城池の部には、城の西、一百五里とあり。前屯衛の東北三十清里を超えざるべし。十二個の墩臺を管掌す。

(七) 高臺堡。

高臺堡は、寧遠州城の西、八十五清里に在り。瑞昌堡とは、約そ二十清里の距離にてあるべし。八個の墩臺を管掌す。

(八) 三道溝堡

三道溝堡は、前屯衛の東北七十清里に在り。九個の墩臺を管掌す。邊牆は此堡の西北よりして、稍、東北に展出せしことと思はる。

(九) 新興營堡。

新興營堡は、三道溝堡の東にて、六州河の上流に在り。十一個の墩臺を管掌す。

(十) 錦川營堡。

錦川營堡は、前屯の東北九十清里、寧遠の西、六十五清里に在り。十二個の墩臺を管掌す。

以上各堡の位置に従ひ、邊牆の通過したる位置を考ふるに、邊牆の西端は、山海關と接

觸したる吾名口に起りたり。此地方は山險を利用し、烽燧臺を配置したることと想像せらる。斯くして東北、石河の上流を繞り、三道溝堡の西方にて著しく東北に展出したり。此附近には、土牆、石牆等を雜用し、河口には、木柵を立て列ねたらむ。錦川營堡の外邊も、略ぼ同じき方向に在り。此區劃は、石河、高兒河、六州河の上源地を包圍したるものと知るべし。天下郡國利病書卷一には、前屯の邊牆を三百六十八里と計算し、それらは、萬曆元年及二年西紀一五七三—一五七四に於て磚及び石にて包砌せられたりと説明せり。

□ 寧遠衛の所轄せる邊牆

此邊牆は、寧遠衛本城及び中右所、今の沙河所中後所の西邊を包括す。黒庄窠の西、古路口臺より起り、椴木衝の小虹螺山臺に至りて止る。其計二萬九千四百二十一丈、その内、土牆一萬一千二百三十丈、石牆八千九百六十五丈、木柵牆三千四百二十丈、山險牆五千八百六丈となす。此邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに、設けられたる邊堡の位地は左の如し。

(一) 黒庄窠堡。

黒庄窠堡城は寧遠の西六十清里に在り。十三個の墩臺を管掌す。

(二) 仙靈寺堡。

仙靈寺堡城は寧遠の西四十清里に在り。十二個の墩臺を管掌す。

(三) 小團山堡。

小團山堡は寧遠の西北三十清里に在り。十六個の墩臺及架空を管掌す。讀史方輿紀要卷三に大團山は、中央高く四方下たり、之を固守すれば、北寇出沒の道を絶つべし、今團山堡をここに置くと在り。團山堡はこの堡と同じ。

(四) 興水縣堡。

興水縣堡は寧遠の西北十八清里に在り。二十個の墩臺を管掌す。

(五) 白塔峪堡。

白塔峪堡は寧遠の西北二十五清里に在り。十九個の墩臺を管掌す。

(六) 寨兒山堡。

寨兒山堡は寧遠の北十八清里に在り。十三個の墩臺を管掌す。

(七) 灰山堡。

灰山堡は寧遠の東北二十清里に在り。九個の墩臺を管掌す。

(八) 松山寺堡。

松山寺堡は、寧遠の東北四十清里に在り。十四個の墩臺を管掌す。

(九) 沙河兒堡。

沙汰兒堡城は、寧遠の東北四十餘清里に在り。十一個の墩臺を管掌す。

(一〇) 長嶺山堡。

長嶺山堡は、寧遠の東北五十餘清里に在り。十個の墩臺を管掌す。

(一一) 椴木衝堡。

椴木衝堡は、寧遠の東北六十清里に在り。十八個の墩臺を管掌す。

以上各堡の位置に従ひ、邊牆の通過したる位置を考ふるに、煙臺河の上源より、寧遠河の上流に出で、連山驛の西にては、虹螺山の山險を利用し、これより北進して女兒河の流域に走りたるべし。天下郡國利病書^{卷一}には、此方面の邊牆を二百二清里と計算し、萬曆元年及二年^{西紀一五七三—一五七四}に磚及石を以て包砌されたりとあり。九邊圖説には、中後所より西、邊牆に至る距離を二十里に計算しあれど、こは寧ろ近きに過ぐべし。寧遠と邊牆の距離の二十五里に計算されしは、略ぼ錯らす。塔山と邊牆との距離二十里に計算されしも、大方相違なかるべし。

ハ 錦州城の所轄せる邊牆

此邊牆は、錦州の北邊を包括す。寧遠州所轄の椴木衝界に起り、義州の大定堡界に至りて止る。其計二萬一千五百三十六丈、その内石牆八千八百六十丈、土牆一萬二千六百三十丈六尺、木柞牆は四處ありて二十一丈五尺となす。此邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむ爲めに設けられし邊牆の位地は下の如し。

(一) 大興堡。

大興堡は、錦州城の西南四十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。全遼志^{二卷}邊防志によれば、堡の西方に虹螺縣あり。虹螺縣は、今錦州の西五十清里、女兒河の右岸に在り、邊牆はまさに此附近を通過したることを知るべし。此地は新臺邊門及松子嶺邊門に通する要地に當り、錦州より大凌河の上流なる朝陽府に入らんとするには、必經の路たること明けし。兀良哈は、毎々此地點より遼西の各地に入寇したり。

(二) 大福堡。

大福堡は、大興堡の東北にあり。十六個の墩臺を管掌す。全遼志^{二卷}邊防志には、永安空、湯河兒、駱駝嶺の北の空地は、外敵の通路なりと見ゆ。駱駝嶺は、錦州の西三十清里、湯河兒は、女兒河の左岸に在り。臥佛寺は、虹螺縣の東にて同じく女兒河の右

岸に位す。

(三) 大鎮堡。

大鎮堡は、錦州の東北三十五清里に在り。十六個の墩臺を管掌す。全遼志^{卷二}邊防志によれば、堡の西方沙河堡は、兵の要地なりとあり。沙河堡は、今の沙河營にて、小凌河の右岸、雞冠山附近に在り。明治四十三年八月中、吾人の一行は、錦州城の西門を出で、約そ一邦里半にて山路に入る、西方を望めば、高地上に燧燧臺二坐を見る、道路は、小凌河の谿谷に沿ひ、行くこと約そ四邦里半、小凌河を渡る。雞冠山は、此渡過點の東北に聳え、其山頂に燧燧臺一坐あり。察するに、邊牆は、此山を通過して東北走したるべし。

(四) 大勝堡。

大勝堡は、錦州の北三十五清里に在り。三十二個の墩臺を管掌す。

(五) 大茂堡。

大茂堡は、錦州城の北三十五清里に在り。十七個の墩臺を管掌す。以上各堡の位地に從ひ、邊牆の位置を求むるに、紅螺山の險隘は、西南障塞の起點をなし、高橋河の上源は、これを以て包括せられたり。讀史方輿紀要^{卷三}に曰く、紅羅山は

錦州の西六十清里にありて、大小二山、東西百清里に綿互す、今、其山勢を利して、長城を築き、以て一方の障塞となすと。知るべし、紅螺山は、西邊の界限たりしことを。邊牆は、此山より北して女兒河の流域に出づ。紅螺縣及び臥佛寺の前面は、木柞牆にて蔽はれしところあるべし。更に東北して雞冠山を過ぎ、老邊牆を走り、東北して義州界に入れり。

二 義州城の所轄せる邊牆

此邊牆は、義州の西及び北の兩邊を包括す。大定堡の西界より起り、廣寧城所轄の鎮夷堡界に至りて止まる。共計二萬四千六百九十九丈五尺、内、石牆一萬一百三十三丈、土牆一萬七千五百六十六丈五尺となす。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに、築設せられたる邊牆の位地は、左の如し。

(一) 大定堡。

大定堡は、義州城の西四十清里に在り。十七個の墩臺を管掌す。

(二) 大安堡。

大安堡は、義州城の西南三十清里に在り。十六個の墩臺を管掌す。

(三) 大康堡。

大康堡は、義州城の西、二十清里に在り。十二個の墩臺を管掌す。

(四) 太平堡。

太平堡は、義州の西北二十清里に在り。十八個の墩臺を管掌す。全遼志^{二卷}邊防志によれば、堡の南に萬佛堂あり。今、義州の西北十五清里に位す。太平堡は、蓋し萬佛堂の西北谷地に在りしなるべし。

(五) 大寧堡。

大寧堡は、義州城の東北三十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。

(六) 大靖堡。

大靖堡は、義州の東北六十清里に在り。十三個の墩臺を管掌す。

(七) 大清堡。

大清堡は、義州城の東北五十清里にて、大靖堡の東に在り。八個の墩臺を管掌す。全遼志^{二卷}邊防志によれば、堡の南に細河臺あり。細河は、大凌河の支流にて、源を朝陽府の境内に發す。清河邊門より、南流すること約そ二十清里、上流を清河といひ、高家屯より、東流して細河に入る。大清堡は、今の清河城附近に在りしことなるべし。

以上各堡の位置に従ひ、邊牆の位置を求むるに、邊牆は、大定堡より北走し、得勝堡附近にて、大凌河を截り、之れより東北して、義州の西北を繞り、殆ど現在の邊牆に並行して、東し、細河の上源に出づ。更に東すれば、廣寧の界に入りしことと知るべし。

ホ 廣寧城の所轄せる邊牆

此邊牆は大別して二とす。一は北東地界といひ、鎮夷堡より鎮寧堡に至る。一は東南地界といひ、鎮武堡より西寧堡に至る。今、便に従ひ、此斯區分によりて、叙述すべし。

甲 廣寧北東地界

この邊牆は、主として、廣寧城の北方鎮遠關、及び遼河套に對する防備を包括す。義州の大清堡界より起り、東、鎮邊堡界に至る、此間大約五十清里、凡べて土牆にて、高さ一丈二尺とす。河口は二處あり、闊さ二丈。その東に連接するは、鎮夷堡より鎮靜堡に至る間に、大約四十八清里、その間石牆二十三清里、八十四歩、土牆二十四清里、二百二十六歩、高さ一丈二尺なり。更に東に連接せるは、鎮靜堡より鎮安堡の東界に至る間に、大約四十五清里、その中、石牆七里、一百一十一歩、土牆三十七里、一百五十歩、高さ一丈二尺となす。稍、東南、これに連接せるは、鎮安堡より鎮安堡に至る間に、此間四十三清里、凡べて土牆。更に東南せるを鎮遠堡より、鎮寧堡に至る間とす、

その間四十三清里、内、石牆五十五步、土牆二十七清里強なり。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊牆は、左の如し。

(一) 鎮夷堡。

鎮夷堡は、義州の西北六十清里に在り。十三個の墩臺を管掌す。

(二) 鎮邊堡。

鎮邊堡は、廣寧城の北四十清里に在り。十四個の墩臺を管掌す。

(三) 鎮靜堡。

鎮靜堡は、今の白土廠門附近に在るべし。十七個の墩臺を管掌す。白土廠門は、今、廣寧の北、五十清里に在り、明は、ここに鎮遠關を設け、兀良哈の出入を監査せり。廣寧城の北二十清里に在る馬市堡は、乃ち當時の市場にてありき。

(四) 鎮安堡。

鎮安堡は、廣寧堡の東北五十清里に在り。十二個の墩臺を管掌す。

(五) 鎮遠堡。

鎮遠堡は、廣寧堡の東北六十清里に在り。九個の墩臺を管掌す。全遼志^{二卷}邊防志によれば、小黑山の西に新臺ありき。小黑山とは、今、廣寧の東北六十清里に在り。

邊牆はまさに此附近を通過す。

(六) 鎮寧堡。

鎮寧堡は、廣寧の東南四十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。全遼志^{二卷}邊防志によれば、堡の西の蛇山は、伏兵に可、大黒山の南の空地は、外敵の通路とあり。蛇山とは、廣寧の東三十清里に綿互する山岡をいふ。

以上各堡の位置に従ひ、邊牆の位置を求むるに、邊牆は魏家嶺附近にて、殆ど今の邊牆と並行し、白土廠門に於ては、同一の基址を過ぎたるものと知らる。白土廠門より小黑山に至る間の位置は定かならず。これより全く南向し、以て莽犂湖の附近に至りたり。遼東志の附圖によれば、小黑山の西南にあたりて、寨門一個を設けあり。天下郡國利病書^{一卷一}には、此間の邊牆を一百七十二清里と計算し、萬曆元年及二年に磚及石を用ひて包砌せるよし見ゆ。邊牆の高さの、一丈二尺を以て程度とせしよしは前に記し置けり。

乙 廣寧東南地界

此邊牆は、主として遼河套に對する東南の防備を包括す。地勢平漫些の險隘なし、鎮武堡の西界に起り、西寧堡の東界に至りて止る、共計土牆一萬七千七百五十二丈

五尺、二百五里を算す。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊牆は、下の如し。

(一) 鎮武堡

鎮武堡は廣寧城の東南、一百五十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。

(二) 西興堡

西興堡は廣寧の東南、一百五十八清里に在り。十六個の墩臺を管掌す。

(三) 西平堡

西平堡は、位地詳かならず。十二個の墩臺を管掌す。

(四) 西寧堡

西寧堡は、其位置詳かならず。九個の墩臺を管掌す。

以上各堡の位地に從ひ、邊牆の位置を求むるに、邊牆は、莽犂湖の東南より起り、南に走りて、富家庄の東境を過ぎたり、遼東志等明代の地圖によれば、太子河、遼河及珠子河の三水は、西平堡の東にて會流せり、之を三岔河と呼ぶ。その右岸には、三岔關を設く。遼東の海州に往かむとするものは、此關の附近より浮橋を渡りて東昌堡に至りたり。邊牆の三岔河まで築設せられしことは疑なきものの如し。

へ 海州城所轄地方の邊牆

此邊牆は、今の海城の西、遼河に沿へる地方を包括す。東南、東昌堡より起りて西北、東勝堡に至りて止る。土牆一道、高さ一丈二尺、共計七千一百三十丈となす。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せんが爲めに設けられたる邊堡は、下の如し。

(一) 東昌堡

東昌堡は、位置詳かならず。十二個の墩臺を管掌す。開國方略七卷天命七年春正月の條を按ずるに、太祖は、明の廣寧城を取らむと欲して、遼陽より啓行し、遼河の東昌堡に次す。習日午前四時、東昌堡を出發し、同八時、遼河を渡る。明の防河の兵、太祖の兵を見て、遁れ去りぬ。太祖の兵の前隊、明兵を追撃すること二十清里、西平堡に至りてまさに止る。午後、本營繼いて至り、その堡を包圍せり。此記事に依りて推測すれば、東昌堡と遼河との間は、極めて近し。東夷考略の附圖を検するに、東昌堡は、馬圈堡に近接してあり、馬圈堡は、三河堡と稱せられ、今、海城の西六十清里、牛莊城の西二十清里に在り。東昌堡は、蓋し其が隣地なるべし。

(二) 東勝堡

東勝堡の位置は、詳かならず。東昌堡の西北遠からざる地方にてあるべし。十九

個の墩臺を管掌す。

ト 遼陽城の所轄せる地方の邊牆

此の邊牆は、遼陽以西、遼河に濱したる地方を包括す。西、東勝堡の界に起り、東北、瀋陽衛所轄の靜遠堡界に至りて止る。此間凡べて土牆、其計一百七十清里。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲に設けられし邊牆は、左の如し。

(一) 長靜堡。

長靜堡の位置は詳かならず。九個の墩臺を管掌す。全遼志^{二卷}邊防志によれば、堡の東に黒泥溝あり、外敵の通路とあり。黒泥溝は、今の黒牛溝にて、鞍山站地方の山谷より西流せる谿水の、渾河に會する地方に在り。邊牆は、此附近を走りたるもの如し。

(二) 長寧堡。

長寧堡の位置、詳かならず。十三個の墩臺を管掌す。全遼志^{二卷}邊防志によれば、清泥湖、及び菱角泊は外敵の通路とあり。清泥湖は、今の青魚灣地方なるべく、菱角泊は、沙河の渾河に會流する左岸に在り。邊牆は、まさに此附近を通過したるを知るべし。

(三) 長定堡。

長定堡は、遼陽の西南五十清里に在り、十四個の墩臺を管掌す。

(四) 長安堡。

長安堡は、遼陽の西北五十清里に在り。十五個の墩臺を管掌す。

(五) 長勝堡。

長勝堡は、長勇堡の西に在り。十七個の墩臺を管掌す。

(六) 勇長堡。

長勇堡は、遼陽の北百五十清里に在り。全遼志^{二卷}邊防志によれば、臨境の武靖營は、伏兵に可なりとあり。武靖營城は、奉天の西南五十清里に在り。遼東志^{三卷}を検するに、長勇堡に附屬せる墩臺の中、獐驛站大墩を收めあり。此站は、奉天の西南七十清里、渾河の右岸に位す。清太宗實錄、天聰九年四月の條を検するに、太宗は邊に沿ふて南獵し、張義站に至りて駐蹕すとも見え、皇妃皇族を率ゐ、春遊して張義站の北の邊を出づること十清里ともあり。知るべし、邊牆の、この附近を走りたることを。

(七) 長營堡。

長營堡の位置、詳かならず。十六個の墩臺を管掌す。所屬の沙嶺は、今、奉天の西、四

十清里に在り。邊牆は、此地を通過せり。

以上、海州衛及び遼東都司の西邊を綜考するに、邊牆は、海城の西なる牛莊の河沿に起り、渾河の左岸を走りて、遼陽界に入り、殆ど遼陽の正西六十清里の黄泥窪を過ぎたり。これより東北は、大方、長灘の附近にて、渾河を過ぎたらむ。かくて、奉天の西南彰義站附近を走り、稍、東して、沙嶺の北を過ぎたりと思はる。此間は、凡べて土牆なり。天下郡國利病書卷一に、海州の邊牆を四十四里となし、遼陽の邊牆を一百七十里となしあり。洪武年代に創建せられしよしをいひあれど、そは據るに足らず。

チ 瀋陽衛の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、奉天の西方、遼河に近接したる一帯を包括す。邊牆は、瀋陽の西、靜遠堡より起り、西北、上榆林堡に至る。土牆一條、共計九千七百五十二丈なり。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊堡は、下の如し。

(一) 靜遠堡。

靜遠堡は、奉天の西六十清里に在り。今の老邊の南なる敬安堡は、即ち是れなり。十八個の墩臺を管掌す。

(二) 平虜堡。

平虜堡の位置詳かならず。五個の墩臺を管掌す。全遼志卷二邊防志によれば、堡の境上の蒲河は、伏兵に可なりとあり。蒲河は、奉天の北、四十清里に位す。

(三) 上榆林堡。

上榆林堡は、奉天の西北四十清里にあり。十二個の墩臺を管掌す。以上邊堡の位地に從ひ、邊牆の位置を求むるに、西は、沙嶺の西北より起り、老邊を通過したること疑はれず。これよりは、稍、東北向して、奉天の西北四十清里、乃至五十清里の地を走り、以て十方寺堡の南界に接續せり。

リ 蒲河城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、蒲河の西邊を包括す。西南、上榆林堡の界より起り、懿路の西、丁字泊堡の界にて止る。土牆一道、長さ五千四百丈以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊堡は、下の如し。

(一) 十方寺堡。

十方寺堡は、鐵嶺の西、九十清里に在り。遼河の左岸に近し。十四個の墩臺を管掌す。清太宗實錄、天聰八年九月の條によれば、太宗は、遼河を渡りて十方寺より邊に入るとあり。邊牆は、これより稍、東北して、懿路界に入りしなるべし。

又 懿路城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、懿路の西、遼河沿邊を包括す。土牆長三十清里、以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せんが爲に設けられたる邊堡は、下の如し。

(一) 丁字泊堡。

丁字泊堡は、鐵嶺城の西南五十五清里に在り。十個の墩臺を管掌す。此附近の地形は、今日の狀態と、稍異り居りしと覺ゆ。

ル 汎河城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、汎河城の西方を包括す。丁字泊堡の東界より起りて、會運堡界の南に至る、土牆一條長二十五清里、以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲に設けられたる邊堡は、下の如し。

(二) 宋家泊堡。

宋家泊堡は、汎河城の西十清里に在り。今、古城と稱するところは、即ち堡の所在地なるべし。十二個の墩臺を管掌す。九邊圖說によれば、汎河城と邊牆の距離を三十里となす。邊牆は、蓋し今の范河と遼河との會流點附近を通過したり。

ヲ 鐵嶺衛の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、宋家泊堡の東界より起りて、開原の慶雲堡に至る。その間土牆一條、四十六清里、以上の邊牆を防護し、外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊堡は、左の如し。

(一) 會運堡。

會運堡は、鐵嶺城の西二十五清里に在り。七個の墩臺を管掌す。盛京通志^{卷二}を檢するに、鐵嶺城と遼河との距離は、十清里に過ぎずとあり。會運堡は、これより尙西、十五清里に在れば、遼河右岸の地に在りしと知るべし。然れども、明代の編纂に係れる東夷考略の附圖を見るに、堡は、遼河の左岸に在り、而して遼河は堡の西邊を彎曲して流駛せり。その開鐵疆場總圖に遼河の水道を記したるを見るに、河は、中固城の西にて邊牆の内部に入り、鐵嶺の西を過ぎ、會運堡の北にて再び邊牆外に流出せり。かかれれば、此地方の地形は、今日と著しき相違ありとするを得べし。現地形によれば、邊牆は、汎河城の西にて遼河を截りしこととなるべし。

(二) 鎮西堡。

鎮西堡は、鐵嶺衛城の西、二十五清里、遼河の北岸に在り。所屬の平頂山墩は、今の鐵嶺の西北二十清里なる大臺山を指す。山の北に近く老邊と稱する地名あり。邊牆は、まさに此地を走りたることを知るべし。十一個の墩臺を管掌す。

ワ 中固城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、中固城の西遼河の沿邊を包括す。邊牆は、鐵嶺の北にある平定堡の界より起り、北開原の慶雲堡界に至りて止る。土牆一條、長さ三十清里、以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊堡は、左の如し。

(一) 定遠堡。

定遠堡は、中固城の西に在り。十二個の墩臺を管掌す。

カ 開原城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、分ちて三となす。其西邊は、中固境上の定遠堡より起り、慶雲、古城、永寧の三堡を包括す。土牆一條、共に六十清里。北邊は、鎮夷堡、清陽堡、鎮北堡の三堡を包括す。此附近は、大概ね山險を利して邊牆を築設せり。全長一百十六清里。東夷考略の開原控帶外夷圖によれば、慶雲堡の西方にある新安關より鎮北堡の北方にある鎮北關の間には、二條の邊牆を設く、一を内邊といひ、一を大邊と稱したり。開原の西北境は、蒙古及び女真人が南下の衝に當りたることゆゑ、かかる重邊の制度をとりしものか。以東は威遠、靖安、松山の三堡を包括す。この間の邊牆は、山險を利用したるものと知るべし。共計九十五清里。

(一) 慶雲堡。

慶雲堡は、開原城の西南四十清里に在り。所屬の新安關は、堡の西二十清里に設けらる。此關は、兀良哈の朝貢及び市易を通じたる門戸なり。十個の墩臺を管掌す。

(二) 古城堡。

古城堡は、開原の西北四十五清里に在り。七個の墩臺を管掌す。所屬の亮子河臺は、亮子河の河邊に在りしなるべし。此河は、源昌圖の東北に出で、南流して開原の雙樓臺附近に至り、今の邊牆を通過し、施家牆の西にて遼河に會流す。遼東志一卷開原の條を検するに、此河は、開原衛の境の内に在るよしをいへり。東夷考略に附載しある開原地理圖によれば、此書にいふところの大邊は、新安關の西より重邊を成し、古城堡の西北にては、的確に亮子河の流域を包括す。此等の記録を基礎として推定せば、今の昌圖城附近は、邊牆の内に在りしものといふを得べし。案ずるに、今の昌圖境内には、山險の見るべきあらず。或は即ち亮子河の北岸の丘陵を利して、邊牆をなしたることなるべし。

(三) 永寧堡。

永寧堡は、開原城の西北二十清里に在り。四個の墩臺を管掌す。所屬の西金山墩

は、亮子河墩の東に在り。大邊は、この堡の位置よりして遙かに西北を走りたること知るべし。

(四) 鎮夷堡。

鎮夷堡は、永寧堡の東に在り。十七個の墩臺を管掌す。所屬の漢州臺は、開原北陸路の第二站の所在地にして、亮子河の上流に在り。

(五) 清陽堡。

清陽堡は、開原城の北二十清里に在り。十三個の墩臺を管掌す。

(六) 鎮北堡。

鎮北堡は、清陽堡の東二十清里に在り。十八個の墩臺を管掌す。所屬の鎮北關は、開原の東北七十清里にて、今の棉花街と孤榆樹の間に在り。威遠堡門の東北に南城子とあるは、或は鎮北堡の遺址なるべし。鎮北關は一に北關といふ。關外には葉赫の部族あり。海西女直の貢道は、凡べて此關に由る。

(七) 威遠堡。

威遠堡は、開原城の東三十清里に在り。二十個の墩臺を管掌す。今の威遠堡門の東を南北に駛走する柳條邊堡は、昔の邊牆に非ず。明代は、此地方に於て山險を利

用ししを以て、今の邊門より尙遙かに東北を駛走せり。

(八) 靖安堡。

靖安堡は、關原の東四十清里に在り。二十一個の墩臺を管掌す。所屬の廣順關は、一に南關と稱す。開原の東六十清里に在り。關の東に近く哈達の部族ありき。海西女直の朝貢市易は、凡べて此路に由れり。

(九) 松山堡。

松山堡は、關原の南四十清里、沙河の上流に在り。七個の墩臺を管掌す。

以上開原境内の邊牆を綜考するに、開原の西南にては、遼河の沿邊を走り、大邊は、古城堡の西北より遠く東北進し、亮子河の流域を包括し、以て遙かに棉花街と孤榆樹の間に建てたり。これ蓋し邊牆の最東北點となす。邊牆は、これより東南走し、威遠堡門の前方山地を經、更に南下して、哈達河の上流を截りたるもの如し、尙ほ南すれば、松山堡の東に出づ。

ヨ 柴河堡の所轄せる地方の邊牆

柴河堡は、もと中固城の所轄に係る。かかれば、堡の所轄せる地方の邊牆の、中固城に屬するはいふまでもなし。ここには、便宜上、斯く區別したり。邊牆は、山險を利用し

たるものにて、全長三十清里。東北、松山堡界に始まり、西南、撫安堡の境上に抵る。堡は鐵嶺の東六十清里に在り。十七個の墩臺を管掌す。

夕 撫安堡の所轄せる地方の邊牆

撫安堡は、もと鐵嶺衛の所轄に係る。ここには、便に従ひ、斯く區別せり。邊牆は、柴河堡の南界より起りて、南、白家沖に至る。山險牆一條、共計六十清里。堡は、鐵嶺の東南四十清里に在り。十四個の墩臺を管掌す。

レ 白家衝堡の所轄せる地方の邊牆

白家衝堡は、汎河城の所屬に係る。今、便に従ひ、斯く區別せり。邊牆は、東北、撫安堡の界に起り、西南、三岔兒堡の境上に至る。山險牆一條、共計六清里。堡は、汎河城の東に在り。位地詳かならず。三箇の墩臺を管掌す。

リ 三岔兒堡の所轄せる地方の邊牆

三岔兒堡は、懿路城の所屬に係る。今、便に従ひ、斯く區別せり。邊牆は、東北、白家沖堡の界に起り、西南、撫安城の東界に至る。山險牆あり、土牆あり、共計三十一清里。堡は、鐵嶺の東南六十清里。八個の墩臺を管掌す。

ツ 撫順城の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、撫順城の東方一帯を包括す。東北は、三岔兒堡界より起り、南、遼陽所轄の東州堡界に至りて止る。土牆一條、共計六千四百九十九丈なり。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲めに設けられたる邊堡は左の如し。

(一) 會安堡。

會安堡は、奉天の東北九十清里、撫順城の東北約そ十五清里許に在り。十個の墩臺と管掌す。

(二) 撫順城。

撫順城は、奉天の東八十清里、渾河の右岸に在り。十二個の墩臺を管掌す。此地は、撫順守禦の居りし地なり。所屬の撫順關は、撫順城の東二十清里、明は馬市を此に置けり。建州女直の朝貢市易は、此路に由る。

ネ 清河堡の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、東北、東州堡の西南より起り、西南、城廠の附近に至りて止る。邊牆は、地方により異りたる形式にて作爲せらる。東州堡より馬根單の南界に至る間は、山險牆一條にて共計八千四百九十一丈一尺、木柵にて障蔽したるところ五處、虎牢一個處、共計百八十七丈。馬根單の南より孤山の南界に至りたる間は、木柵五千四百四十七丈、虎

牢十五個處、共計二千一百二十丈、板築牆八百丈とす。以上の邊牆を防護し、且つ外敵を捍禦せむが爲に設けられたる邊牆は、左の如し。

(一) 東州堡。

東州堡は、撫順城の東南三十清里に在り。十七個の墩臺を管掌す。邊牆は、大方今の關口より稍、西南し、馬郡丹河の右岸山脈を走りたるべし。この山脈を越ゆれば、建州衛の札庫木地方に入る。

(二) 馬根丹堡。

馬根丹堡は、奉天の東南百十清里に在り。七個の墩臺を管掌す。南に近く救兵臺と稱する地あり、或は即ち邊牆の一部たるべし。

(三) 散羊峪堡。

散羊峪は、三龍峪、或は山龍峪に作る、今の嶺附近に在り。四個の墩臺を管掌す。

(四) 清河堡。

清河堡は、太子河の上流にて、興京の西、百六十清里に在り、十六個の墩臺を管掌す。所屬の鴉鶻關は、詳かならず。然ども、清河城よりして、興京に通ずる道路上に在りしことなれば、大方今の葦子峪の北、三道關の附近に在りしなるべし。

(五) 一堵牆堡。

一堵牆堡は、鳳凰城の北二百七十清里、清河城の南に在り、今の城廠の北、凹子嶺を越へたる地方、上夾河、下夾河の地方は、此の堡の在りしところなるべし。五個の墩臺を管掌す。

(六) 鹹廠堡。

堡に新舊二城あり。此にいふところは、舊堡を指す。興京の南、一百四十六清里に在り。十個の墩臺を管掌す。

(七) 孤山堡。

孤山堡は、鳳凰城の北二百五清里、寨馬集の南に在り、七個の墩臺を管掌す。

以上各堡の位置に従ひ、邊牆の位置を求むるに、東北關口の南に起り、馬群丹河と章丹河との中央分水嶺を走りて、三龍峪の東に出で、稍、西南し、清河城の東北を過ぎて太子河の上流に出でたり、之を東方の極邊とす。これより邊牆は、始て南向し、今の靉陽邊門の北に出づ。

十 險山堡の所轄せる地方の邊牆

此邊牆は、靉陽城以南、鴨綠江に抵るの地方を包括す。木柵共計六千八百十七丈、虎牢

四十餘處、共計五千四百七十三丈、石牆八處共計八百五丈とす。以上の邊牆を防護し且つ外敵を捍禦せむが爲に設けられたる邊堡は、左の如し。

(一) 酒馬吉堡。

酒馬吉堡は、今、賽馬集に作る。鳳凰城の北二百四十五清里、九個の墩臺を管掌す。

(二) 饜陽堡。

饜陽堡は、鳳凰城の北一百二十八清里に在り。十一個の墩臺を管掌す。全遼志^{二卷}邊防志によれば、饜陽峪は、外敵の通路とあり。今の饜陽邊門に臨接せる古城は、即ちこれなり。饜陽とは、饜河の北を意味す。

(三) 新安堡。

新安堡は、饜陽の西にあり。位地詳ならず。十七個の墩臺を管掌す。

(四) 險山堡。

險山堡は、遼陽の東四百餘里に在り。今、鳳凰城の北饜河の賽馬集河と合流せる附近に石頭城あり、或は即ち此堡なるべし。十七個の墩臺を管掌す。

(五) 寧東堡。

寧東堡は、險山の西南に在り。五個の墩臺を管掌す。

(六) 江沿臺堡。

江沿臺堡^三は、今の九連城に在り。十二個の墩臺を管掌す。

以上各堡の位置に従ひ、邊牆の位置を求むるに、賽馬集附近にては、東方に連互せる老嶺山脈を利し、南して饜陽邊門に至りたり。これより尙、南して石頭城の東邊を走り、稍、西して鳳凰門の東に出で、饜河の右岸山脈を走りて九連城の東北に抵る。萬曆中、寬甸の平野を收めし時は、此等の地點より遙かに東北を走り、佟家江と大蒲石河との分水嶺附近に達せりと知るべし。

(二)大明會典^{卷一二九}兵部一〇によれば、江沿臺堡には新舊二堡あり、嘉靖四十四年令改新江沿臺堡於舊江沿地方、設官備禦、兼轄湯站、鳳凰鎮等堡、以扼短錯江之隘、與饜陽東西兩翼、共成犄角之勢とあれば、本堡は新江沿臺堡なること知るべし。會典の記事は、邊牆の構造に及べり。

六 邊牆の展退

イ 西 邊

西邊とは、遼河流域を包括したる地方の邊牆をいふ。此邊牆の一種不自然なる凹字

形をなせる由は、第二、第三の各節に言ひ及びたり。今、その原因を約説すれば、明の遼東都司は、兀良哈等三衛の南下に耐へず、纔かに、遼河の水險を利し、之れによりて、彼等を防
止せむとしたるに由る。此退守的防禦の計畫より生じたる弊害は、遼河套一帯の沃土
を放棄せざるを得ざりしことこれなり。遼河套とは、今の新民府の全疆域にして、其の
面積を核算すれば、東西二百七十清里、南北四百清里にも互るべし。明の朝廷に於ては、
夙に之を感知せしを以て、根底より其弊根を剪除せむと企てしことなきに非ず。吾人
の知るところにては、成化十二年四紀一兵部侍郎馬文升が、海州海城のより牛莊驛を経て、
遼西に通ずる三岔河の地點に浮橋を設けんことを請へしを以て始とすべし。皇明從
信錄卷二は、その疏の略を傳へて謂らく

遼東の地方は、三面敵を受くるを以て、兵を三路に分ちて防備せり。三路とは、中路を
廣寧となし、東路を開原及遼陽となし、西路を、前屯及び寧遠、錦州、義州となす。予の見
るところにては、遼東の西、一百六十里、廣寧の東、二百里に一道の遼河ありて、遼東、遼西
を分てり。結水の時に至れば、人馬の往來も自由なれど、一旦開水の時にいたれば、此
流域は、敵に占據せられ、我に於て渡船ありとて、猝かに濟ること能はず、東西彼此、勢孤
にして、事を誤ること少からず。正統十四年、敵の廣寧を犯ししときに、我れよりは先

づ此渡河點を據守せしめたることあれば、既に特効あり。予は今、大船十數艘を造り
て、河上に横列し、その船は、各、鐵索にて相聯ね、その上に木板を加へて以て浮橋となし、
兩岸には大木を豎てて柱となして、其船の纜を總繫せしむ。かくして其地に兵を發
遣して護守せば、東西の聲勢相連りて、事を誤るに至らず。

と、此政見は、邊牆の中央凹處を横斷するの遼河が、毎々敵の利する處となりしを以て、三
岔の渡河點を便利にして、東西の聯絡を緊密ならしめんとするに外ならず。朝廷は、異
存なく文升の建議に基きて施設せりといふ。明の政治家の、早く既に、西邊の形式の不
完全なるを認めたりしは、推すべし。越えて八年、將軍劉玉は、邊牆更革の意見を發表せ
り、讀史方輿紀要卷八は、其要を傳へて曰く

邊牆は、西、山海關より起りて、東、開元に抵る。その延袤は二千餘里あり。然れども東
西濶絶せるために、議者は、兵事、上、雙互の應援を艱難なりとす。成化二十年、邊將劉玉
の言に、永樂の時、邊牆を遼河の内部に築きしが、廣寧より、東、開元に抵る、その延長七百
餘里なり、若し開元の西方より、三岔河を経ずして、徑ちに、廣寧に抵らば、四百餘里に過
ぎず。七百里の邊塹堡寨を以て、四百里の邊を移守せしめば、外敵の入寇に逢ふも、應
援は、甚だ容易なり。

と、馬文升の政見は、僅に東西連絡の靈活を計りしに過ぎざりしが、鄧玉は、史らに進みて、邊牆の弊處を、根底より改革せむと試みたるものなり。乃ち、今の西邊をとりて、一併に前展せしめ、遼河套を占據して、吾内地となさんと企てしに外ならず。此説の、當時にありて、識者を首肯せしめしは、いふをまたず、恐らくは、一般世人を警惕するの多かりしならん。鄧玉が、斯かる意見を公にししより、約そ九年の後、弘治六年西紀一四九三二月に至り、巡撫山東監察御史李善は、遼東邊事に關する意見書を提出せり。此の政見は、明代を通じて、遼東の事情を談するもの、必ず援いて論證をなししもの、最も能く、該時代の政治家の對邊意見を窺知すべし。大意にいふ

臣、遼陽及び開原に至りて、故老を詢及するに、彼等は皆いふ、宣徳の年間、遼東に邊牆なかりし時、唯だ瞭望を嚴にし、烽堠を遠きに置きたれば、海運は、直に遼陽鐵嶺に通じ、以て開原に達しき。開原城の西に、老米灣といへるあり。又た舊行の陸路は、廣寧より、直に開原に至るに、三百餘里にすぎず。前年、邊外の荒地を焼きたるとき、東西の兵馬、碁盤山の地方に會合し、それより東北して開原に近き平頂山に至りたり。その中間に、顯州の廢城あり。肥饒の地、萬頃に下らず。案するに、畢恭の邊牆を立てし後、此等の土地を境外に置きたり。爾來三衛の夷人、肆意に南侵し、漸くにして、遼河套等の處

に入り、牧畜に托して、潜行し、隙を伺ひて、入寇したれば、邊牆の害を爲すこと、昔時よりも甚し。且つ現在の邊牆に沿ひたる地方は、多く平漫にて、土脈は鹹鹵す。近年春秋に、人夫四五萬名を徵集して、費すところの糧餉萬石に上ばれども、邊防に益なきのみか、徒らに人力を勞するに過ぎず。最初の計畫の特むところは、遼河を險となせばなり。然るに、夏旱には水淺く、敵の騎兵は、渡るを得べし。冬寒には水凍りて、坦途を履むが如し。人畜を抄掠し、敢て耕作せしめず。遂に田野荒蕪し、邊儲虚耗するに至りにき。又た、地方の糧儲の不足なるよりして、北京よりの轉運を仰ぐに、現今の道路は、遼河に隔阻せらる。加之、盤山より牛庄に低るの地の低窪なるより、雨量較、多かれば、水潦泛溢して、旅行者は、阻隔せらる。萬一、開原に警ありとも、錦州義州及び廣寧の兵、何を以て應援せむや。且つ遼東は、一方に孤懸して、女直蒙古及漢人は、雜居せり。遼河の守、失はるれば、遼陽支ええず。遼陽支えざれば、畿輔の地、豈能く安然たらむや。臣の慮、ここに及びて、之れが爲めに、寒心せざる能はず。計るに、今、舊路を回復せば、墩、空城、堡及び瞭守の官軍、往來の道里は、三分の二を減すべく、其山澤の利、舟楫の便、及び肥饒の田は、勝けて言ふべからざらむ。又、形勢の大略をいは、錦州義州を西路となし、廣寧を中路となし、遼陽を東路となし、開原を北路とす。遠近を酌量し、聲勢を聯絡し、

隨機應變彼此相援すれば、常山の蛇の首尾相應することく、邊疆は、盤石の安に擬すべし。

と、李善の政見は、西邊の凹字形より來る禍害を洞察し、廣寧よりして、直に開原の西北に至るの舊路を開復して、邊牆を西方に展出せむとなししものなれば、若しこの政見にして實行されしならむには、今の新民府の疆域、法庫廳の一部は、收めて遼東の内地に入りしものと知られたり。惜しいかな、此建築は、兵力の寡單なるよりして、遂に所謂卓上の空論たるに止り、豐沃なる遼河の右岸一帯は、遂に開拓するに至らざりき。^(二)遼河水道の、敵前に暴露せしは、交通機關の喪失を意味す。豈唯に然るのみならんや、商事、農稼、共に著しき影響を受け、兵事上の根本的遺算は、此の退守政策を繞りて、簇出しぬ。約するに、明の遼東は、西方の備邊に疲かれ、東邊の外敵は、之れに乗じて起ち、遂に其全疆域を敵手に委ねたり。^(三)

(二)遼東志[○]卷七 李善の奏議に曰く

切見遼東邊事疲敝、臣至遼陽開原、詢及故老、皆云宣德年間、本鎮初無邊牆、唯嚴瞭望、遼烽堠、海運直通遼陽鐵嶺、以達開原、故開原城西、有曰老米灣者、又舊行陸路、自廣寧直抵開原三百餘里、先年燒荒、東西兵馬會合、碁盤山、東北至開原平頂山、中有顯州廢城、遼之中京、肥饒之地、不下萬頃、自畢恭立邊後、置境外、遼

來三衛夷人、肆意南侵、漸入豬兒山、老虎林、遼河套等處、假牧潛行、伺隙入寇、邊方爲害甚于昔時、且沿邊地多平漫、土脈鹹鹵、邇年春秋、徵夫四五萬、糧餉萬石、無益邊防、徒勞人力、初計所恃者、遼水爲險也、夏旱水淺、虜騎可涉、冬寒水凍、如履坦途、抄掠人畜、不敢耕牧、遂致田野荒蕪、邊備虛耗、仰給京運、見今道路隔阻、遼河又兼盤山、牛庄低窪、天雨連綿、水輒泛溢、行旅阻隔、萬一開原有警、錦義廣寧之兵、何以應援、且遼東孤懸一方、番漢雜處、遼河失守、則遼陽不支、畿輔之地、豈能安然也哉、臣慮及此、不能不爲之寒心也、計今開復舊路、墩空城堡、瞭守官軍、往來道里、可減三之二、其山澤之利、舟楫之便、肥饒之田、豈勝言哉、又以形勢大略言、則錦義爲西路、廣寧爲中路、遼陽爲東路、開原爲北路、酌量遠近、聯絡聲勢、隨機應變、彼此相援、誠如常山之蛇、首尾相應、邊疆可擬盤石矣、一原設各城沿邊墩臺、自廣寧起、至開原平頂山止、延袤八百餘里、該牆一十四萬四千丈、墩臺二百六十五坐、瞭守官軍一千五百四員名、若以新展垣牆算過三百餘里、共牆五萬四千丈、沿邊該設墩臺每二里立墩一座、共臺一百五十坐、大臺五十坐、小臺一百座、餘下墩臺一百十五坐、一開原地方平頂山墩起、至廣寧地方碁盤山墩止、沿邊按馬營堡二十處、共操守馬步官軍舍餘四千一百八十一員名、一今新展城堡止用五坐、立二所站腰脚臺四坐。

(三)明政統宗[○]卷一 弘治六年二月の條に、遼東の邊牆を築くといひ、次に李善の疏の一斑を附載して、その末尾に「朝廷は之れに従へり」との一句を記しあれど、こは全く錯れり。皇明實錄によれば、李善の奏疏は、所司をして知らしむとのみありて、何等施行せしよし見えず。却りて、全遼志[○]卷四の李善が傳に依れば、下の如くに記載せらる。いふ、廣寧より開原の遼海に至るに、周折七百餘里、もし直徑を計れ

ば三百里に過ぎず、省かるべき兵食は、年に數十萬を計ふべし。李善即ち工程を量りて上疏せるも、今に至るまで能く此志を成すもの無しと。知るべし、此政見は遂に實施するに及ばざりしことを。更に全遼志五卷に據れば、嘉靖年間に於て、龔用卿及び吳希孟の兩名の朝鮮國に使いける折りの復奏によれば、下の如く論議しあり。いふ、遼東地方を訪査せるに、廣寧より開原に至るに、舊陸路ありたり。其行程三百餘里に過ぎず。洪武、永樂の年代には、海運によれる邊儲の船隻は、直に開原に抵りたり。今の開原城の西に、老米灣と稱するところ、即ち是なり。正統年間、始めて邊牆を立てしが、其位置たる遼河の内邊にて、灣曲したる地方に、壘を築き墩を設けたり。その延長を八百餘里となす。斯かりしより、遂に遼河套の利をとつて、域外に遺棄し、以て寇賊の資となしぬ。達旦の賊は、肆に南侵し、遼東の内地に入り、諸墩臺の守備兵は、瞻顧して支へず。私かに謂ふに、廣寧より開原に至るの舊路は、宜ろしく時を相て修築すべし。これ八百里の牆垣を守るの兵を以て、三百里の地を守るもの地形も、簡守備も、專地に餘あり、人に餘財あり、兵に餘勇あり、これ策の上者なりと。此上奏は、李善の政見を襲踏ししこと論なし。吾人は、明朝の初期に、兵を黑龍江、松花江等に發遣ししとき、兵食の運輸の、遼河水道に由れることを知り、今の牛庄城の對岸の三岔河附近は、海船の輻湊せる地方にて、これより別に積易へせられしや、明かならざれど、大方の船舶は、遼河を溯りて開原の老米灣に抵れるべし。老米灣の位置は、詳かならず。然ども大約そ今の英守屯附近を指せり。當時船舶の通ぜしところは、此地より尙ほ以東北にまで進みしなるべし。吾人の知るところにては、遼河の水

質たる、極めて混濁にして、佗の黄河、白河と擇ふところを見ず。水量の増減は甚だしく、七八月を最多とし、春季解氷の後、これに次ぐ。六、十一月は最も減水し、往々民船の航行を阻害することあり。且つ出水の時は、夥多しく泥沙を流下して、河床爲めに一變す。航路を變ゆること再四なり。遼東の野は、從來此の水運によりて、大市場遼陽、奉天、鐵嶺、開原、通江口、營口を現出せしめたるは事實なり。現在船舶の種類を考ふるに、下流營口、三岔河間は汽船の往來あり。七八十石より一百二十の積載にて、吃水約そ三四尺、長四五丈程の槽子船は、水量大なる時、開原以北に至ることありといふ。遼河の支流太子河にては、八十石積の牛子船の出入稀れならず。明の政治家の遼河水道に腐心したること宜なりと謂つべし。

□ 東 邊

東方の邊牆は、西邊に比して、著しき展退あり。就中、清河城の以南、鴨綠江口の以北にありて、其の著しかりしを悟るべし。吾人は、先づ、明初遼東の東界を比定せざるを得ず。洪武及び永樂の盛時に於て、明國の隆勢は、遠く東北、豆滿江地方にも及びしかど、その確實に明朝の領土に歸し、支那の本部と殆ど同一の政治機關を施ししは、遼東都司の管掌せる疆域に止まりぬ。その西邊の遼河によりて限られしは、前に叙説したるが如し。東邊は、いかにといふに、東北は、撫順關、清河城の一帶に盡き、東南は、連山關を限となす。

連山關以南の土地には、尙多少の村落もありしことなるべけれど、それ等は、寧ろ朝鮮來使の朝貢に充てたる驛站の設備に過ぎず。但だ、遼陽に於ける東寧衛は、連山關及清河城以外の地を掌りて、人參を採集するを例とせり。然れども、これ果た明廷の行政區域となしたるにもあらずして、事實は、寧ろ女直の此地方にありて、主に耕獵に従ひ居れる形迹を認むべし。吾人は、斯かる状態の、正統及景泰西紀一四三六—一四六四に互りて、持續せられしを想像す。景泰元年西紀一四五〇明の倪謙の、遼東を出て、東、朝鮮に使したるの日記あり、名けて朝鮮記事といふ。此日記の示すところによれば、大意下の如し。

景泰元年正月十日。遼東を發す。時に、遼陽の都司は、東寧衛の指揮一名、百戸四名に軍馬二百匹を率ゐしめて護送す。鎮守御史李純、巡按御史劉孜、左都督、守遼都司等、何れも城を出でて宴餞しぬ。由來、遼東より鴨綠江に至るには、八站あり。今は廢す。護送の官員は、帳房を齎らして隨行せり。高麗衝頭館站、車嶺を経て、浪子山に至りて人家に宿す。十一日。浪子山より發程し、背陰山盤道嶺を過ぎ、辛寨に至りて宿す。十二日。辛寨より發程。高嶺より東山關の口に至りて宿す。東關は、華夷の界限に係れり。

此日記に東山關とあるは、遼陽よりの行程を案じて、今の連山關に相當するものなるを

知る。東山とは、土稱にもや。今日にても、遼東の人々は、鴨綠江の上流を指して、東山といふ。倪謙は、この地に至りて、華夷即ち中外の界限に係るといへり。彼の日記を目するに、文人の弄筆といふは、當らず。明代に於て、此邊關をば、邊界と記したるは、呼爲卿が遼陽副總兵題名記にも、我成祖の都を北に立てしより、遼東は、遂に東北の巨鎮となりぬ。景泰年間、外寇頻りに至り、遼陽は、河によりて邊牆を設けぬ。舊邊は、東、連山關に止る、今は、饒陽等の諸城ありて、千里の險を扼守せりとあり。こは、明らかに、明初に於いて連山關を限りて邊となしたることを證す。東山關の地たる、大摩天嶺の起伏する險隘に係り、鴨綠江と遼河との一大分水嶺を劃する地方なれば、之を以て境界となせしこと、さもありぬべし。概言するに、明の遼東を得てしより、約そ八十年間は、東南僅に八十清里の地に盡き、東北は、二百五十清里の清河城に抵りて止まりしものに過ぎず。然り而して、當時何等邊牆の設けとては、視るを得ずして、通路の要地に、それ〴〵關門を置きしに止るべし。連山關の如き、全く獨立して築設せられしものと、解すべきなり。

成化三年以降、始めて邊牆を築設せし事由は、前に叙説しぬ。此役の動機たる、女眞の侵略に耐えずして、出師したるものなるべけれど、又幾分遼東都司の、該方面を開拓せむと企てたる希望に伴はずといふべからず。此戰役は、明の勝利に歸したれば、遼陽の東、

三百六十清里の地に在る鳳凰山迄で、確實に領有することを得たり。乃ち明の遼東都司の東邊は、従前に比して、殆ど二倍の疆域を收め居たるものと察知せらる。然れども、茲に注意すべきは、新邊と舊邊との中間、乃ち連山關より鳳凰山に至るの地は、極めて磽确、極めて薄瘠、何等耕作の餘力を存せざることは是れ也。吾人は此戰役の結果として、明の政治家が、此一帶の地形を收めて、女真に對する、第一防禦線を劃したるを妥當とす。然れども、兵要上の防禦地としての價値の十分なりしだけ、當時兵政の一として採用せられたりし屯田軍の便に遠かるの病なくんばあらず。蓋し遼東に於いて、屯田の兵政を採りしは、永樂帝の以後に係るが如く、此制度の精神は、一面兵を農に寓せむとする支那古代の政策に基き、一面糧餉を充實せしめ、以て、國家の負擔を輕減せむとの思慮に出づ。かかれば、豐沃の土地に於て、兵丁を招集するは、事、容易なれど、薄瘠の谷地に、兵丁を移さんは、種々の障害に逢着するを免れず。成化三年西紀一四六七十二月、李秉が上奏したる政見の一條に、蓋州、復州及び、廣寧右屯衛の中より、鳳凰山の關隘を成るべき兵卒を摘發せしも、人情は土に安んじて遷ることを重じ、多く樂從せずとあり。天啓元年西紀一六二一遼東經略熊廷弼の友人に與へたる書は、最も能く該地方の事情を悉くしあり。いふ

遼東の山脈たる、東北は長白山より發し、西南、旅順海口に至りて止まれり、而して、此山

脈の一路は、枝脈を分出して、峪地を形成す、每峪に一河あり。水は淙然として流れ、石は齒々として出で、屯田すべからず。居民は山に依りて住み、山を空りて耕種す。今年は此一塊を空り、地力盡くれば、又た別塊を耕す。願ふに安ぞ空地を得んや。

と、此説明によりて、李秉が疏の眞情を悟了するを得べし。果して然らば、此方面に於て、多少の經略を施さんとする、まさに、如何か救済の方法を探らざるを得ず、これ蓋し遼東都司の久しきに互りたる宿題なりしことと想像す。鴨綠江西岸なる沃土の開拓は、斯くして要求せらる。

(二)皇明經世文編

卷四
八一

鴨綠江の下流、今の安東縣附近の、漢人によりて耕されしは、蓋、嘉靖三年西紀一五二四前後に始るべし。案するに、成化三年以降に築造せられたる邊牆の南端は、鳳凰山附近にて止まりたり。而して、今の九連城に、江沿臺堡を置きしことは、嘉靖二十五年西紀一五四六に始まり、これより以前は湯站堡を以て限となす。此の堡の創建は、年時明かならず。然れども、成化十六年西紀一四八〇の前後を越えざるは、知るを得べし。鴨綠江下流の沃土の、多數明人に知れ渡りしは、大凡そこの時代に、扞まりぬ、而して該堡の創置は、蓋し之を導きたるものと判知し得べし。熊廷弼が、遼東東邊の地界を勘査したる疏の一節に、此事を記して曰

く、嘉靖十六年以前に、鴨綠江の西、湯站堡の東北、九連城の南北、順江一帯には、遼東人と朝鮮人と、雜住交通したりしが、後朝鮮國御史の請求によりて、軍民はここに在りて住種するを禁じ、朝鮮の民にも江を越ゆるを許さざりき。かかりしかど、後皆な我國人の住種に歸したり。鎮江城の九連城址に建設せられしは、この結果に外ならずと。吾人は、此等の事實に基きて、明の遼東都司の鴨綠江沿岸を開拓せんとするの意志の、久しきより懷抱せられしを推測すべし。萬曆元年西紀一五七三參將李成梁は、巡撫張學顔と謀りて、遂に此の計畫を遂行せり。之を寬甸六堡の徙築となす。

(二)全邊畧記卷一 稗官雜記

寬甸とは、今の修家江の南、鳳凰城の東にて、鴨綠江に接したる地方を稱す。張學顔の遼東善後處分によりて察すれば、嘉靖二十五年西紀一五五六一に築設せられたる險山堡の所轄疆域が、曠莫に過ぎ、建州女直の寬甸地方を根據地として、邊牆を犯すを掣禦する能はず。そは、嘉靖四十四年西紀一五六五より以降、歷年の被害にて徵すべし。かかれば、寧ろ邊牆を前展し、敵の根據地を占領して、屯田を行ふに若かじと決したるにて、當時精銳の家丁を養へる李成梁と力を併はせ、敵を寬甸以外の地に驅除し、以て六堡を建造したり。六堡とは、寬甸、長甸、永甸、大甸、新甸及び張其、哈刺佃をいふ。而して建造の順序は、從來沿邊の六

堡をば上の六甸に徙築したるものと考へらる。例へば、險山堡を寬甸に、孤山堡を張其、哈刺佃に徙したるが如し。皇明從信錄卷三に此事を記して、李成梁の邊界を展へて、寬甸等の堡を築設したるや、其地、北は王杲の部落に、東は王兀堂の部落に隣れり。靉陽を距ること二百里、其の十岔口、寬甸堡を修築せるとき、張學顔往いて視察せしが、王兀堂等の數十人は、何れも跪きて、塞道を修め、内地に射獵せざるべきを誓ひ、鹽布を貿易せんことを請へり。張學顔因りて米布猪鹽を貿易せんことを上疏して、許可を得たりき。市税は、女直人の撫賞に充つ。これより開原以南、撫順、清河、靉陽、寬甸に市場あり。凡て明の約束に従へりとあり。吾人は、此等の事實に基きて、藤廠以南、鴨綠江の江沿臺に至る一帯の邊牆には、著しき移動を與へたりと思考す。李成梁が、當時の記録には、邊牆を築設したることをいはず。然れども、東夷考略の附圖及び籌遠碩畫の附圖を檢するに、寬甸堡城、大奠堡及び長奠堡城等の六堡は、擧げて邊牆の中に在り、而してそれらの邊牆の一部には、通夷關と稱する通路あるを見れば、吾人の想像は、錯らずとすべし。かかりしは、成化三年に、第一次の展邊を行へしより、約そ百年にして、更に第二次の展邊を行へしものにて、其東邊は、修家江の右岸に近く到達せりと視るを得ん、但だ六堡の一たる孤山堡の移築のみは、工程を完結したりや、稍、覺束なし。明の記録によれば、萬曆三十年西紀一六一六

二〇 前後に至りて、六堡の戸数は著しく増加し、總數六萬餘戸に上りたりといふ。明は果して能く此沃土を維持し、強壓を建州女直の部落に加ふるを得たりし歟、此等は別に興味ある問題たるべし。

(二) 皇明經世文編^{卷三}遼東善後處分疏の大意は下の如し。曰はく、寬甸の地たる、土脈肥美なり。臣、前遼總督楊兆、總兵官李成梁と會見して議したるには、敵を禦くには、人民を保收するを上策とし、邊地を守るには、城堡を家となす。但だ此等の事は、着手するの容易にして、實績を擧ぐるは難し。前人の成績を補修するは容易にして、創業は難し。内地にて容易なれども、臨敵の地は尤も難し。若し進みて敵地を奪ひ、村疆を展拓し、敵の通路を遮斷して、其地に城堡を創立せむとするに至りては、難事の中の難事たりとす。險山等の舊堡は、嘉靖四十二年よりして、參將を添設し、兵數を増加したれども、其位地は内地に在りて、邊を去ること甚だ遠し。然るに、建州の女直人は、毎年戸口を増殖し、兵力强悍なり。既に十岔口に據りて出入の路となし、又た寬甸子を占據して射獵の區となせり。我れの兵馬は、敢て邊を出でず、夜間斥候も亦た哨を出さず。かかりしかば、王杲等の部は、北に肆掠し、王兀堂、阿住古、准塔等の部は、東に肆掠せり。嘉靖四十四年十一月には、十岔口より侵入して、酒馬吉堡を陥れ、同四十五年二月には、十岔口より、靉陽堡等を進搶し、同じき四年八月には、大柞口より、江沿等の地に搶入せり。此、佗草河等の堡の如き、人民及畜類の搶掠せられしもの數を悉くし難し。然る

に、險山は、土地の廣き割合に、兵數寡く、廣寧及遼陽の兵馬は、一時急援に難し。若し蠶食に一任せば、靉陽の附近は、將來無人の境となりぬべし。且つ邊内の地たる、砂磧不毛にて、兵卒の逃亡相接する有様にてあれば、現狀を持續して數年を経ば、殆ど收拾すべからざるに終らむとす。總兵官李成梁は、かつて險山の參將に任ぜられしとき、此弊を看破し、即ち各堡をば、寬甸子、十岔口に展移せんとせしや、當時上下疑畏して行はれず。萬歴元年に至り、始めて朝命を奉じ、險山等の六堡を寬甸子及十岔口等の處に移建することに決したり。但だ此地たる、周圍に山林あり、中間を寬平膏腴とす。邊牆外二百里に在りて、女直人の必争の地に係れり。かかれば、工事を創めむとしたる時に、或るものは、敵靉陽を攻めむとすといひ、或るものは、敵遼陽に入らむとすといひ、女直人の積憤を引き起したるは事實とするも、我れの邊地の人は、遠役を苦とし、終に怨言を出し、遼東の文武各官とて、勞を憚りて多方に訕謗し、軍人を指嘯して罷工を訴へしめ、以て、臣等を嚇したり。臣等は、これに抗抵せず、工事を進め、稍、次第ありしとき、忽ち、王杲の遊擊裴承祖を邊外に殺したる事件を出來せり。時に開原より遼陽に至り、將領より屯民に至るまで、在在煽動し、人々自ら危み、巡按御史は、工事を中止せむことを奏請せり、臣等も亦た且つ疑ひ畏れざるに非ず、然も工事の一旦に中止せらるれば、軍夫散放して復び聚むべからず、銀糧も亦同じ。徒らに事機を失すれば、弱を外敵に示すに過ぎざらむ。こゝを以て、臣等明旨に背反するの罪を避くるに違あらず、總兵李成梁と、兵を引卒して、彼の地方に赴き、基址を定立せり。大勢已に成る。臣又た巡閱して、備さに諭示を與へたり。參將傅廷勳は、難嶮

を避けず、挺身して事に任じ、柵を列ねて木城を造りたり。女直の酋長の窺探するものには、諱すに禍福を以てし、犒賞をそれ、加與しけるが、命を奉ぜざるもの無し。臣等又た知る、築城の夫匠等、遠く隔絶不便の地に往來して、糧餉に便ならざるを、仍りて現銀と食糧と相交へて支給するの法を、議し行ひ、又た工夫の疲勞を回復せしめんが爲めに、服役の時期を定めて、輪番に就工せしめたり。而して工事の委員等が、預定の工程を虚捏するを恐れ、茲に一定の尺を給して、高厚の度を計らしめ、又た帳簿を作製して、銀糧の出入を明らかにせしめき。かかりし程に、李成梁は、王杲を搗平ししかば、敵勢益々孤弱に陥り、去年は又た王杲を執へて京師に獻したれば、敵は益々懣服したり。故に三年の間に於いて、諸種の外敵は、服従し、内外とも虞なく、六堡の工程を完全に終はらしめたり。

吾人は、前に述べたる事實に基きて、明の東邊は、修家江以南、鴨綠江の沿岸に抵るの一帯に及びたるを證す。修家江は、明代に、婆猪江の名にて呼ばれ、或は横江と稱せられたるが、此流域は、今の懷仁縣の疆域を包括して、最も豊沃なりしが上に、久しく女真人に占種せられしを以て、女眞の望族は、何れも此流域をば兵力財賦の出づる所となしたり。稍、後の事實なれども、清の太祖の明軍を渾河の下流なる薩爾虎山附近に殲滅したりし時、其引率したる兵の主力は、全く此流域に在りし、董鄂部の子弟に待ちたるの多かりき。明の壓迫を受けたる修家江の女真人は、果して李成梁の約束を受け、六堡の發達をば、袖

手旁觀したりしか、吾人は、遂にさる事實を認むるを能はず。東夷考略に依れば、萬曆七年西紀一五七九に、建州の酋長の王兀堂、漸く邊牆に迫り、同八年西紀一五八〇に、屢次、饒陽、永奠等の堡城を犯したり。李成梁は、之を追撃して、邊牆外二百餘里の鴨兒匱に至りきといふ。鴨兒匱とは、鴨兒澗の轉音なるべく、若し然らば、修家江の支流、大小、鴨兒河の附近にてあるべし。彼我の衝突は、頻年續行せられぬ。此間に、李成梁は、遞次兵力を喪失したり。而してこれに反し、建州にては、清の太祖、奴兒哈亦、衰弱の餘に、振ひ起ち、頻りに、渾河の上源を略し、南して、修家江の流域を占據しぬ。之を萬曆十六年西紀一五八八とす。果せるかな、明廷にては、此等女直の部族と接觸して、鬭争の頻繁なるに、苦しみてか、六堡を創建したる李成梁の建議を納れ、再び六堡を撤廢して、饒陽以西に退還せむことを命令しぬ。此は萬曆三十三年西紀一六〇五にて、寬甸一帶の明人は、強迫的に、移徙せられたるものと解せらる。事情或は然るものありしことならむ。要するに、寬甸六堡の退還は、ここに、又東邊の疆域に、一大變遷を惹き起し、邊牆は再び成化三年西紀一四六八の舊地位に復したるもの如し。地方によりては、或は舊邊よりも、退守せしことなきにあらざりき。當時、明の兵科給事中、宋一韓は、痛烈なる奏疏を上つりて、李成梁等を彈劾しき。一韓の疏を通觀するに、大旨、寬甸一帶の喪失より來るべき禍害の鮮少ならざるを慨言し、再、萬曆三十三年以前の

位地に進めんことを要望せしに外ならず。李成梁は、雲頭裏及び鴉鶻等の處に至りて關隘を設けたりしと覺ゆ。鴉鶻關には、舊新二處ありしと見るを得べければ、清河城方面に於ても、一時は幾分の展邊ありしことなるべし。そはともあれ、明廷にては、宋一韓の議の全く等閑に附し難きを知り、熊廷弼をして遼東を巡視せしめぬ。彼れの當時復命したるところによれば、東邊の位置は、宋一韓の痛論せしところと、多少の差異ありしが、大體に於て一韓の駁議を是認すべし。寛甸の沃土は、斯くして、全く建州女直の射獵に任せ、後、泰昌、天啓、崇禎一六四〇—一六四四の三朝を經、明の代を終るまで全く回復するを得ざりき。但だ、饒陽の東北なる新孤山堡の一地方は、清の太祖より還附せしことありしといへど、狹隘なる一山谷に過ぎずして、耕作には適せざりしものと知らる。清河城方面にては、依然、女真人の手中に飯し、回復の見込みとはあらざりき。撫順關以北、威遠堡に至る一帯には、萬曆四十一年一六一三、明と建州女直との界址の争ありたれど、邊牆は爲めに移動せりと覺えざれば、明の世を通じて維持せられしことならんか。但だ其状態の、太しく傾圮して、用を爲さざりしは、事實として疑なきもの如し。

七 邊牆の構成及脩邊

邊牆の種類に關しては、前に略説せり。今次ぎの順序によりて更に略述すべし。

- イ 劈山牆 此種類の邊牆は、天然の地形乃ち山脈を利用し、それに多少の人工を施したるを指す。開原の東北、及清河城等の外邊は、大方此種類に屬せり。
- ロ 石 牆 此種類の邊牆は、天然の地形を利用し、その上に石造の短牆を施したるもの如し。錦州の虹螺山附近、鳳凰城附近は、大方此種類に屬せり。
- ハ 石梁牆 石を疊み上げたるものなり。
- ニ 山險牆 此種類は、全く天然の地形を利用したるものにて、大山脈或は險阻なる障壁に據れり。寧遠の西北の一帯の如き、即ちこの種類に屬すべし。
- ホ 土 牆 此種類の邊牆は、土を用ひて築造したる厚き壁なり。主として遼河の沿邊を包圍せり。廣寧の東北にては、其高一丈二尺なりき。遼東にても大方此丈尺を越えざるべし。土牆の内外には、各一條の壕を穿てり。
- ヘ 柞木牆 此種類は、一種の木柵なり。清河城附近の太子河谿谷には、此種の邊牆

を施せり。

ト 木板牆 此種類は、木板を用ひて作りたる障塞なり。清河城の外邊に間々使用せらる。

チ 磚 牆 磚にて築造せらる。海城遼陽の西邊に於て、此種のものありき。

以上八種の邊牆の中に、尤も維持に艱難を感じたるは、土牆なり。蓋し遼東の雨量は、佗の北部支那に比して少量なりと謂ふべからず。從て遼河の汎溢より來る土牆の損害は、歲として之を見ざるは無かりき。弘治十二年西紀一四九九正月鄒文盛の上書は、遼東の邊牆に言ひ及べり。皇明實錄宗孝に之を傳へて曰く

遼東の邊牆は、山海關より開原に抵る間、其距離極めて長し。而して遼河以西は、大概わ山に隨ひて起築されしを以て、石を使用したるところ多し。廣寧以東に至りては、地勢半衍にて唯だ人工の邊牆あるのみ。創始の根基、既に薄窄なるが上に、後の修繕するもの、亦舊基を守るに過ぎず。今や沿邊の墩臺の破壊せるもの多くして二處又は三處を一臺に合併したるものあり。邊牆の効なき、以て知るを得べし。予の見るところにては、遼河の沿邊に、磚を焼くは、甚だ容易なり。若し適任者を選ひて、此事業を担任せしめば、數年の後、金城の固めを得べきや、想像し難からざらむ。

と、此意見は、別に舊邊の位置を動かさんとするに非ずして、専ら邊牆の構造の不完全なるを指摘して、殆んどそれと並行に一條の磚牆を築設せんとしたるに外ならず。文盛又謂らく、邊牆は、劈山牆を除きて全長一千餘明里に過ぎず、遼東を五路に分ちて、逐年に起工せば、五七年を出でずして金湯の固めを得むと。讀史方輿紀要卷三七邊防攷に之を記して、鄒文盛の建議は行はれざりきといへり。然れども、天下郡國利病書卷一の記するところに徴すれば、萬曆年代の初期に當りて、廣寧以東、遼陽附近に、磚牆を起築されしことありしに似たり。此經畫は、或は李成梁等の手になりしものか、ともあれ、こは、鄒文盛の意見の、幾分施行されしものと見るを得べし。嘉靖初年に至りて、邊牆は、甚しく圯頽しぬ。そは、弘治の末年より正徳の朝を通じて、外敵の比較的少數なりしたため、邊牆の脩繕の懈怠したるに因れるなるべし。巡撫李承勛が、正徳十五年西紀一五二〇遼東を巡ぐりし時、開原の地方、尤も甚しく頽廢し、兵卒及び軍馬の數十分の二を存するのみ、邊牆に沿ひたる堡及墩臺は、殆ど喪失せり。かかれば、守備の將卒は、開原本城に據りて、自守の計をなし、城外數百里の地は、外敵の射獵地と化し去りたりと云ふ。開原は、遼東の極衝にて、明廷の重視したるところなるに、其荒廢の斯くの如く甚しかりしとせば、佗は推して知るべきのみ。李承勛巡視の時、前に鄒文盛が、土牆を改めて、磚牆となさんと建

議せしより、約そ二十四五年を経たり。承助は、嘉靖帝の新に即位せるに遭遇したれば、奏請して、國庫より四十餘萬兩を遼東に支出し、彼自ら畚鍤を負ひ、士卒に先じ、九萬一千四百餘丈を脩繕せりとぞ。李善の言によれば、弘治年代に、邊牆の築造されしを十四萬餘丈と概算せり。かかれれば、彼れは、其十分の七八をも脩繕せりと見るを得べし。嘉靖九年西紀一五三〇同十四年西紀一五三五同十六年西紀一五三七同三十六年西紀一五五七同三十七年西紀一五五八には、何れも雨期の長きに互りて、遼河の本支流共に著しく汎濫を致しぬ。邊牆の圯頽したる、以て想見すべし。されば、嘉靖三十六年西紀一五五七御史周斯盛が、遼東を巡視せしときの光景を見るに、所在の城垣は、大方傾圮せりと傳へらる。同三十八年西紀一五五九巡撫侯汝諒の報告書にも、遼河の汎濫せしに乘じて、北敵の廣寧を犯ししよし記載せらる。之を要するに、邊備の懈怠は、やがて邊牆の坍塌を招きたるに加へて、十數年に互りたる雨量は、更に之を崩壊しぬ、東西兩邊よりの敵は、やがて時を同うして來寇しぬ。遼東の惨害は、正統末年より景泰年間西紀一四四九に連りしに、比して劇甚なりき。何となれば、前時は主として兀良哈の來寇を受けたるに止まりしも、這回は乃ち然らず、東北の女直は西北の蒙古に結交し、兩々相應し、兩々時を約し、一は遼河方面より、一は清河、鳳凰城方面より入寇せしを以てなり。修邊の事業は、茲に於てか自ら講究せられざるを得ず。吾人は、

嘉靖四十三年西紀一五六一に於ける李輔の脩邊は、全くこれが、應急の加工たりしを明言するに憚らず。こは蓋し邊牆の創設せられたりし以來、最も完全を告げしものなるべし。李輔の遼東を論するや、八大事を開陳せり、其一は、いふまでもなく、邊牆を修築するに在りき。其果して何年に工を竣はりしやは、明かならざれど、大方嘉靖四十三年より四十四年西紀一五六四の間に在りしなるべし。かの遼東各衛に課賦せられたる修邊夫の額數の如き、必ずや李輔の政見に基づきたるもの、脩邊夫とは、平常邊牆の損處を補築せしめたるが、實際は、一種の課税にして、敢て役夫を常設せしにあらす。全遼志二によれば、その總數三萬八百八十六名を越ゆ。亦た以て李輔が經營の一端を見るを得んか。

(二) 獻徵錄卷三 兵部尙書李公承助傳に曰く

正徳十五年陞副都御史、巡撫遼東、遼東故富饒、無虜患、自汪直開邊、虜輒攜貳、援我開原、踐路汎河三城、殘破、承助至、務築定遠、慶雲古城、鎮夷、松山諸堡、墩臺百八十一所、屯田千五百頃、又脩中固鐵嶺、蒲河撫順諸城、皆濬隍、樹木爲阻、固東圍稍寧……

八 餘 說

遼東の邊牆は、大約以上各節にて略説し得たるを覽ゆ。明は、實に二百餘年の久しきに亙り、或は脩築し、或は展退し、之れに依りて一面、遼河流域の沃土を保持し、一面、北京の東側を固めたり。明亡び、清興りて、邊牆は、今の柳條邊牆に移りぬ。茲に於てか、邊牆の形式は、西部に於て、大に從來の面目を改め、明代に於て、凹字形の中央たりし部分が、遠く展出して、新民府の一帶をも包容するに至りぬ。かかる形勢は、まさに李善の懷抱しし政見を實現したるに似て、較、西せり。これ蓋し最も自然の邊形たらむ。東部に於ては、甚しき退展あり。鴨綠江口に至りては、寧ろ清朝の邊牆を、退築と視るを可とすべし。

清朝に入りて、邊牆を論じたるもの甚だ稀なり。遼東の防備を述べたるも、亦極めて少し。但だ吾人の知るところにては、柳邊紀略に左の一節あり、いふ。明の時に、遼東には敵臺一千三百三十三座、路臺二百二十八座を設けり。創建の當時、地勢を見計ひ、五里毎に一臺、もしくは、二三里毎に一臺を作りたり。路臺は、高さ三丈五尺、磚にて築かれたる圓體の建造物にて、上に樓屋を設け、周圍に柴口を施せり。每一臺に兵卒五名を置き、専ら旅行者の敵より襲撃せられしを收容す。今、山海關より寧遠州に至り、依然星羅棋布し、完好のものは、尙新なり。寧遠州より奉天に至りては、或は五里に一臺、或は十里に一臺あり。明の天啓及び崇禎の朝に於て、大清國に破壊せられたり。奉天より威遠

堡の柳條邊に至る間には、數十里に一臺あり、而も大方毀たれにき。土人の言に、清の天聰年間に於て、奉天城を増築ししが、その材料に採られたるよりして、かく廢圯せりとあり。吾人の考證は、敵臺及び路臺の制に及ばざりき。楊賓の此記事は、邊牆の形式を述べたるに非れども、明の邊牆の不完全なるよりして、内地の通路上に、尙此種の設備のありたること、留意を要すべし。柳邊紀略に又いふ、盛京の西六十清里に土牆の基址ありて、老邊と號す、疑ふらくは、明にて遼東を喪失したる後の邊牆ならむと。この老邊を指して邊牆の基址なりとせるは、安當の見解に屬す。九邊圖説によれば、瀋陽城は、邊牆を雜ること七十里とあり。明代の七十里は、大約そ清の六十里に相當すべし。然れども、楊賓が明の遼東を喪失しし後の邊牆なりとせるは、誤謬に屬す。

兵政も亦邊牆に伴へる緊要の問題なるが、茲には、唯概數のみを示して、變遷を省略すべし。全遼志に依れば、嘉靖四十年代に於いて、將卒共に九萬五千三百六十九名とあり。皇明職方圖に依れば、嘉靖年代の原額九萬九千八百七十五名なりしを、隆慶の始め九萬四千六百九十三名とすとあり。然れば、大方十萬人に近きを定數としたるべし。清の太祖の起りしよりは、殆ど測定すべき額數を見ざれども、臨時の招集を除けば、これ亦十萬内外なりしことと思はる。然り、これ等の兵卒は、記載の上に徴するを得れど、事實は、

必ずしも現存せりといふを得ず。多くの場合に於て、兵數は名のみにて、其等の給糧は、統卒者の私腹を肥せしを例とす。萬曆初年に於て、遼東の兵力の一時充實したるは、支那本部に於ける兵制上の發達にも基すれど、其實際は、李成梁が家丁を多く私養したるに基けり。それらは、大方國家の原額内にあるに非ず、かの寬奠六堡の展退の一に李氏が家丁の精力に消長したるなど、併せ考ふべし。

第八篇 建州女直の原地及び遷住地

一 緒言

明代に於ける女直は、三種に大別せらる。其一は建州女直といひ、其二は海西女直といひ、其三をば野人女直といへり。大明會典 卷一〇七 東北夷に曰く

女直には三種あり、海西等の處に居るものは、海西女直となし、建州及び、毛憐等の地に居るは、建州女直となし、各衛所の外、又た地面あり、站あり、寨あり。建官賜勅、一に三衛の制の如し。其極東の野人女直は、中國を去ること甚だ遠く、朝貢常ならず。海西建州は、毎歲一たび入貢せり。(二)

と、此記事によれば、建州女直、及び海西女直は、元と種族上の差別あるにあらずして、獨り野人女直のみは、然らず。野人とは野蠻の義に解せらる。乃ち彼等の生活の程度を表

準となして、類別せられたるもの如し。^(三)

(二)大明會典卷一〇七 禮部六五 東北夷の條に曰く、女直古肅慎地、在混同江東、開原城北、東濱海、西接兀良哈、南隣朝鮮、爲金餘孽、永樂元年、野人頭目來朝、其後悉境歸附、九年始設奴兒干都司、建州兀者等衛及千百戶所、以其酋長爲都督、都指揮、指揮、千百戶、鎮撫、賜勅印、又置馬市、開原城、以通貿易、蓋女直三種居海西等處者、爲海西女直、居建州、毛憐等處者、爲建州女直、各衛所外、又有地面有站、有寨、建官賜勅、一如三衛之制、其極東爲野人、女直、野人、女直、去中國遠甚、朝貢不常、海西建州、歲一遣人朝貢。

(三)皇明實錄太祖洪武十八年九月甲申の條に曰く、女直高那日、捌秃、秃魯不花、三人詣遼東、都指揮使司來歸、自言高那日、乃故元奚關總管、府水銀千戶、所百戶、捌秃、秃魯不花、乃失憐千戶之部人也、皆爲野人、獲而奴之不勝、困苦遼東、樂土也、願居之、乞聖朝垂恩、得以琉球、珠弓、錫鐵、遺野人、則可贖八百餘家、俱入遼東、事聞、賜高那日等衣人一襲、琉璃珠五百、索錫五斤、弓絃十條、野人の名は、これを以て始見とすべし。同、洪武二十年十月の條には、詔取遼東官軍會往海西野人地面及納哈出之境、歷涉勞苦者二百六十人、赴京、各賜文綺羅衣、鈔錠有差とあり。本文によれば、海西と野人と相距るの遠らざるを證す。成祖實錄に至りて最も明白に之を記せり、永樂貳年、夏四月戊子の條に曰く、黑龍江等女直野人、歹寅加等來朝、賜鈔及文綽表裏、野人の本地の黑龍江なりしは、以て了知すべし。

偕て然らば、建州又は海西とは、明代にて創められたる地方名なりやと考ふるに、そは全く然らず、二者ともに、前代即ち元朝よりの稱呼に従ひたるものなり、試みに元史卷十 五世

紀本を檢索するに、下の如き記事あり。

至元二十五年二月壬戌、省遼東海西道提刑按察使、入北京。

同元史卷二五 仁宗本紀に曰く

延祐二年夏五月庚午、立海西遼東鷹坊萬戶府、隸中政院。

と知るべし、海西の名稱の、元朝よりして既に地方名として使用せしものなることを。明代の海西は、全然之れを襲用せしに過ぎず。^(二)

皇明實錄太祖洪武十六年四月己亥の條に曰く、故元海西右丞阿魯灰遣人至遼東、願內附、上遣人齎勅往諭之、曰、惟智者能知存亡之道、兩決去就之幾、今爾所守之地、東有野人之隘、南有高麗之險、北接曠漠、惟西抵元營、道路險扼、孰不以爲可自固守、野人の本地の黑龍江下流域たること明かなれば、海西のこれより西方に在しこと知るべし。全遼志卷四 宣業志 徐玉の傳には、丁卯、大軍征納哈出、玉爲前鋒、直抵金山、破營寨、俘斬尤衆、進至一禿河、會納哈出降、遂還、未幾、又略地海西、至松江、招諭人口五千餘、馬牛車輻九百有奇、至一迷河、虜踵其後とあり。本文の一禿河は、今の伊通河に相當し、松江とあるは、松花江をいふ。略地海西、至松江の意味より推すれば、海西の松花江流域にあること知るを得べし。龍飛御元歌卷七 第五〇によれば、今の三姓以西、松花江の上流地方をば、海西江といへり。

建州は如何、これ亦吾人は、元朝より繼承せし名稱なるを信せんとなす。元史の地理志

には、此名を載せず。されども、同書卷一三三列塔出傳第二〇塔出傳によれば、彼が咸平今の開原東北より建州に赴きし道程を一千五百里といひ、遼東志卷一古蹟に引ける元志には、下の如き一節を收めり。いふ

開元城の西南を寧遠縣といひ、又西南を南京といひ、又南を合蘭府といひ、又た南を雙城といひ、直ちに高麗の王都に至る。西南を谷州といひ、西北を上京といふ、即ち金の會寧府なり。南を建州といひ、西を賓州といひ、又西を黃龍府といふ、金改めて利涉軍となす。……。

此記事は、滿洲源流考卷一二に引ける元一統志の文と大差あるを見ず。以上吾人の想像する所にては、元代にては、建州なる特設の官廳をこそ設けざれ、地方名としては、明かに存在せり。尙ほ切言すれば、建州の名は、元朝以前に於て創められ、元は之れを繼承したるにすぎず、而して明も直に又之を繼承したるものに外ならず。三但だ此の建州なる地方名が、始めより一定の區域に附せられしものなるや、或はそれの部族の移動せると共に此の地名も亦た隨ひて移動せざりしや、そは別個の研究を要す。

(二)元史卷一三三列傳塔出傳の記事は、高麗史卷三〇忠烈王世家によりて補證するを得べし。曰く十四年四月庚午、元右丞塔出遣人請發兵五千及軍糧赴建州、先是王請以征北兵移鎮雙城、帝已許之、中書省奉帝旨諭塔出

云、鎮東藩事當與高麗王共議、塔出以此請兵與糧、然建州距本國三千餘里、山川險阻、餉道不通、塔出は、乃顔の餘黨哈丹を平定せんとして、高麗に應援を求めたるなり。高麗の首都より視て三千餘里とあるは、蓋概數を示せるものに過ぎず。

(三)建州の名稱は、渤海西紀七一三—九二七に始まる。新唐書渤海傳卷二〇九に曰く、以率賓故地爲率賓府、領華益建三州と、建州は實に率賓三州の一たりしなり。遼の渤海を併せ、金又遼を亡ほししが、率賓の名は、恤品路として傳へられしかど、建州の名は、遂に見えず。されど、此名稱の一地の土名として存在せるは疑はれず。五代史卷一七晉家傳第五によれば、契丹が晉の帝及太后をば建州に遷せるを記せり、その一節に曰く、自遼陽東南行千二百里至建州と、吉林通志は之を釋して、遼陽とは今の州治、東南して鄂多里城に至る、方隅里至均しく相符屬せりといへり。吉林通志が鄂多里城今の敦化縣を清朝發祥の地となして、清の舊稱なる建州に附會せしは、錯る。さりながら、五代史に見へたる建州は、大約吉林附近を指ししなるべし。

吾人は今、大明會典の説明によりて、三種の女直の原住地を擬定すれば、率ね下の如き結果を得べし。

- (一) 建州女直 吉林附近、及び木倫河の流域を占住せり。
- (二) 海西女直 伊通河の松花江に合流する地方より哈爾賓地方を併せ、三姓の西部

に互る。

(三) 野人女直 黒龍江の下流域を占む。

以上の考察は、大體に於て承認せらるべし。されども、茲に注意すべきことは、海西及び建州の女直等は暫くにして、明廷の指示せる位置を去りしこと、是れなり。然り彼等は遷徙しぬ。その遷徙せしと共に衛の名は新しき地位に向つて移動しぬ。故に明の最初の海西及び建州は、全く其の故地を喪失し、更に別地に於て新たに舊名を附せらるる事情を出來せりと知るべし。從來の多くの史書は、此事情の考察に於て、省略あるを免れず。故に吾人は以上三衛の中にて、最も複雑にして、且つ最も不明なる建州を擇びて、其の遷徙の跡を釋ねたり。

明代を通じて、建州女直は三衛に分れたるなり。第一は建州衛、第二は建州左衛、第三は建州右衛これなり。吾人は序を以て、三衛創建に關する年代を摘録すべし。^(一)

(一) 衛とは、明の軍事編製上に使用せられたる名稱なり。明史^{卷九〇}に曰く、天下既定、度要害地、係一郡者、設所、連郡者、設衛、大率五千六百人為衛、千百二十人為千戶、百十有二人為百戶、所設總族二、小族十、大小聯比以成軍と、此制度は明の領土を通じて施行されしが、洪武永樂以降、邊外の歸附せる者に對し、同じく此制度を適せり。大明會典は、之を屬夷の名の下に括せるが、明史^{卷九〇}に此等を編糜

衛とせるを至當となすべし。衛の官長には、都督、都指揮、千百戶、鎮撫等の職名あり、皆な明廷よりして聖書を給賜せり。

イ 建州衛

本衛の創置せられたる年代は、多少の異説を傳へり。されど、吾人は皇明實錄^{成祖}永樂元年^{西紀一〇四三}の記事を以て鐵案となす、曰く

十一月辛丑、女直野人頭目阿哈出、來朝、設建州衛、軍民指揮使司、以阿哈出爲指揮使、餘爲千百戶、所鎮撫、賜誥印、冠帶、襲衣及鈔幣有差。

と、阿哈出の來朝は、成祖が行人邢樞等を遣はして、黒龍江地方を招撫せし結果に外ならず。彼は爾後帝の遠征軍に従ひて、屢次軍功ありき。仍りて、明廷は、彼に李思誠と稱する漢名を與へたり。^(二) 彼れは蓋し永樂七年の間に死没せしならむ。吾人は彼を以て、建州の始祖となす。

(二) 女直等塞外の種族に漢姓を與ふるは、明廷の賜恩として採用せられたり。皇明實錄^{成祖}永樂元年^{西紀一〇四三}の條に、九月上、謂兵部尚書劉儁曰、各衛韃靼人、多同名、無姓、以別之、並宜賜姓、於是兵部請如洪武中故事、編置勘合、給賜姓氏、從之とあり。然れば、賜姓は既に洪武中より始まりしものか。同實錄永樂

八年^{西紀一}の條には建州賜姓の事を記し、阿哈出の子釋家奴を李顯忠とし、咎トを張志誠とせるなど列記せらる。但し阿哈出の事は見へず。彼れの賜姓は此歲以前にあるべし、女直考、東夷考略は何れも彼が此恩典に與りしを傳へり。

□ 建州左衛

本衛は、永樂八年^{西紀一}より同十年^{西紀一}の間に創建せられたり。大明一統志^{卷八}直には建州左衛^{永樂十年置}と記しあれど、實際は稍以前に置かれしなるべし。皇明實錄^祖永樂十四年二月の條に曰く

賜建州左衛指揮猛哥帖木兒等宴。

と、この記事は、蓋し建州左衛の名の官書に見えたる始ならむ。猛哥帖木兒は、宣德八年^{西紀一}冬まで生存せり。

ハ 建州右衛

本衛は、建州左衛より分れて衛の名を成ししものなり。宣德八年冬、猛哥帖木兒の殺されし時、遺族の多數は、建州衛に寄住せしが、爾時彼等同族の間に、明廷より使給せる官

印の爭奪起りたり。明は之れを鎮撫せんとして、新たに右衛の印を頒給しぬ、之れを正統七年^{西紀一}となす。皇明實錄^宗に此時の經過を記せり。大意に曰く

建州左衛を分けて右衛を設く。董山をば左衛の長となし、凡察をば右衛の長となす。董山に勅しけるは、汝は凡察の一家なり、今分けて衛を設けぬ、汝が處の大小頭目人民は、汝の指揮に任ず、今日より、相互に侵犯する毋れと。凡察に勅しけるは、汝の領有すべき頭目人民は、已に遼東の官吏に命じ、公同審問して、從屬を明かにしたれば、汝は安じて生業を守り、愆ちて罪を犯す勿れ。

と、此記録によれば、凡察は自ら新設せられたる建州右衛の始祖となりしものなり。彼は、正統十一年^{西紀一}より景泰元年^{西紀一}に至る間に死没せるならむ。

二 建州衛

イ 建州衛の最初の位置

建州衛は、其最初に於て、何れの地方に創定せられしや、明の記載の此等の問題に關して説明せるは、極めて寥々たり。皇明實錄^祖永樂十年^{西紀一}の記事に之を傳へて曰く

十一月己酉遼東都指揮同知巫凱等奏建州衛指揮李顯忠指揮李達趙劉不顏悉挈家就建州居住歲侵乏食上命發倉粟賑之。

と此記録は明かに建州衛なる部族の何れかの地方より新たに指定せられたる衛の位地に就きたるを告白するものに外ならず。建州衛の創始の年代のこれより約そ十年以前にありたるは先に叙述せり。

(二)建州衛の始祖と視らるべき阿哈出の死は永樂六七年の間にあるべし。永樂八年中釋家奴をして都指揮僉事たらしめ尋で賜姓のことありしは父思誠の襲替と視るを得。阿哈出の一代は成祖が指定せる建州には居住せざりしなり。

建州女直の原住地は新たに考究せらる。何となれば李顯忠等の部族は先住地よりして建州衛に向つて移り來りしものなればなり。明朝の此間の事情を説明するに足るべき恰當の史料は不幸にして未だ發見するを得ず。然れども正統十二年西紀一四四七に編纂せられたる朝鮮の記録は明かに彼等が原住の位置を指示す。吾人は次ぎに龍飛御天歌卷七第五の一節を引きて之れを證するを得べし。其要に曰く

東北一道本肇基之地也畏威德久矣懷念也野人會長遠至移闌豆漫두만산皆來服事常佩弓劍入衛潛邸昵侍左右東征西伐靡不從焉長上管下同幹采里火兒阿蓋叶托溫叶三城其俗謂之移闌豆漫猶言三萬戶也蓋以萬戶三人分領其地故名之

自慶源府西北行一月而至。

と移闌豆漫 *Iran-tumen* とは此記録によりて三個の萬戶府なることを知れり。本書は次節に於て幹采里以下會長の名及び其位地を示して曰く

如女眞則幹采里豆漫夾溫猛哥帖木兒가은명火兒阿豆漫古論阿哈出고은이托溫豆漫高卜兒闕가블이○采都果切幹采里地名在海西西江之東火兒阿江之西火兒阿亦地名在二江合流之東蓋因江爲名地也托溫亦地名在二江合流之下二江皆自西北流三城相次沿江夾溫姓也哥居河切猛哥帖木兒名也古論姓阿哈出名也高姓也闌阿葛切卜兒闕名也

と吾人は此等の記載により元史の地理志に録する所を併せ考ふるに火兒阿は胡里改に相當し幹采里は幹采隣に相當し托溫は桃溫に相當し此等三萬戶府は今の三姓を中心として松花江の沿岸にありしものなるを解す。而して火兒阿の會長なる阿哈出は正さに建州衛の始祖と同一人なるべく猛哥帖木兒は建州左衛の始祖と同一人たるを認め得べし。阿哈出は永樂七年西紀一四〇九頃まで生存しけるが同十年明廷より指定せられたる衛所の位置に來らずして死歿しぬ。果して然らば今の三姓は建州女直の本地と見るを得大明會典卷一〇七に女直は古肅慎の地混同江の東開原城の北にあり東は海に濱し西は兀良哈に接し南朝鮮に隣る金の餘孽たりとあるは略ぼ其要を悉したるものとせざるを得ず。

偕て然らば、最初明廷の指示せる建州衛は、何れの地方なるや、吾人が前に言ひ及びしごとく建州の稱は、明代に始まりしに非ずして、そは全く元朝の遺稱を襲踏せり、而して元代の建州とは、今の吉林附近なりと見て、大差なかるべし。斯く思惟すれば、明の創建せる衛所の位置は、同じく其等の地方に在りしと推測を下すも、強がち無稽の説ならず。吾人は、この推測の下に明代の地誌を検索せるに、遼東志外志は下の如き指示を提供せり。

建州 東瀕松花江、風土稍類開原、江上有河曰穩禿深山、多山松木、國朝征奴兒干、於此造船、流至海西、裝載賞賚、浮江而下、直抵其地、有勅命兀者衛都指揮瑣勝哥督守。

此記事によりて察すれば、第一、松花江は建州の東を沿ひて流れざるべからず。第二、建州は海西の上流にあらざるべからず。第三、穩禿河の位置は、建州の松花江に臨める地方より上流に在らざるべからず。而して遼東志が、多數ある支流の中より、特に此河名を挙げしは、此河が建州の地點よりして太だしく遠からざることを語るに外ならず。然らば、穩禿河の位置は如何、遼東志山卷一は下の如く記載せり。

穩禿河 城東北五百里、源出房州北山、北流入松花江。
城とは、今の開原を指す。穩禿河は、此地より東五百里とあれば、今の吉林の西南の地を

流れて松花江に流入する溫特河は、蓋し此河と同一なるべきを信すべし。さてかく思考して、今の溫特河の附近に於て、明が奴兒干地方を征討するの根據地ともなり、一大船廠を設けたるの地方を求むるに、吾人は、今の吉林を指示するの外、恰當の地點を發見する能はず。請ふ少しく吉林の歴史を語らしめよ。

(二) 永寧寺碑記

吉林は、永樂帝が奴兒干地方を征服せんとしたるに際し、船廠を置ける地と想像すべき理由あり。造船の事業は、帝の死後尙七八年の久しきに亙りて繼續せられたるものなるべし。吉林は、今船廠の名を以て呼ばる。そは、順治十八年西紀一六六一清の將軍が露國兵の南侵を禦かんとしける折、船廠を設けたるに由れりと稱す。或は然るべし。されど、今の吉林に巨大なる船廠ありしことは、清朝用兵以前に於て、早く既に、多數の船板及び鋪鐵釘等の土中より發掘せられ、井水の如きも、或る地方にては鐵臭を帯べることありし等にて證せらる、次に考ふべきは、吉林城の東十二清里の江邊なる阿什哈達の石崖を摩して、數行の文字の刻せられあること是れなり。吾人は未だ實查の機會を得ざれば、姑らく吉林通志卷一 金石所載の文を下に録すべし。

奉天遣與孔兵馬陣前將軍遼東郡都指揮使劉書

丁未十八年領軍至此

洪熙元年領軍至此

□□七年領軍至此

吉林通志は、丁未の二字を解して、永樂の剝文とせるは當れり。但だ明人の兵を率ゐて此に至れるを朝鮮の防禦にあるやに想像せしは誤る。□□七年とあるは、宣徳の二字の剝落せしなるべし。皇明實錄を検するに、永樂八年用兵の事は傳へず。洪熙元年には、内官亦失哈等に隨從して奴兒干に前住せる兵士を賞せしこと及び宣徳七年五月には、奴兒干征討の軍伍に失落ありとて、海西女直に勅書を下せしこと見ゆ。此等の事實を綜合するに、永樂、宣徳兩朝にては、遞次兵を東北奴兒干の地に用ひたること明かにして、今の吉林省城の地は、正さに戰艦或は船舶の發程地たるを了知すべきなり。以上の事實は、吉林の明代に於て、早く既に重要されしことを立證するものなれば、朝廷が黑龍江の遠征に特種の功勞ありし建州の部族に對し、此等重要地點を附與せりと見るも敢て矛盾の結果を生ぜざるべし。

(二)柳邊紀略に曰く、船廠設於順治十八年、昂邦章京薩兒吳代造船於此、所以征阿羅斯也、而萬季野以爲即明永樂間船廠、余聞前省中陳敬尹曰、吾初至小吳喇、尙無造船之命、而穿井輒得敗船板及鏽鐵釘、又井水

或鐵臭と、これによれば、萬季野は、今の船廠の名は明代の遺稱なりと思惟したりしなり。

三 建州衛の遷住せる位置

イ 婆猪江

宣徳元年西紀一四二六前後に至り、建州衛は、其創始の位置よりして、西南に遷徙せり。遷徙の事情は、種々に解せらるべきが、明の記録は、直接何等の消息を傳へず。されど、皇明實錄英宗によれば、正統元年西紀一四三六六月に、建州衛の會長李滿住は、下の如きを要請せる旨を吾人に報導せり。

閏六月壬午 勅遼東總兵官都督同知巫凱等曰、今得建州衛都指揮僉事李滿住奏、原奉恩命在婆猪江住坐、近被忽刺温野人侵害、欲移居遼陽草河、朕未知有無妨礙、爾等宜計議安置、所毋弛邊、毋失夷情。

と、此記載にして訛なしとすれば、李滿住は、吉林附近より婆猪江の平野に遷徙せること疑はれざるべし。婆猪江とは、今の鴨綠江の支流なる佟家江をいふ。ともあれ、建州衛が初定の位置より、漸次西南に移動し來りたるは、此歳より以前の事にて、婆猪江平野に

居を定めしも、當時は既に幾多の歳月を経たりしなるべし。但し其年月は確知するを得ず。

さて建州衛は愈、佟家江の平野に移住せりとして、何れの地方を根據地となしたるか。西征録は、下の如き事實を吾人に教ゆ、大意は左の如し。

將軍李藏の報告によれば、李滿住は、吾彌府に居ることもあり。吾彌府へ向ふ道は、多岐なり。其一は江界より婆猪江を涉れば直ちに吾彌府口に入るを得べし。他の一は、理山より婆猪江を涉り、兀刺山の東より、吾彌府の西邊に入るべし。又他の一路は、理山より婆猪江を涉り、兀刺山の南より、西に折れて入るを得べし。

と、此記事中の婆猪江とあるは、凡べて鴨綠江の訛なりと解して可ならむ。吾彌府は、又吾彌府洞口とも呼ばれたり。東國輿地勝覽卷五五 理山郡によれば、幹眉府は理山を去ること二百四十韓里の地に在りき。この幹眉府とは吾彌府と同一なるべし。斯く考ふれば、吾彌府は、今の滿浦鎮の對岸なる洞溝の谿谷を指ししと見て、大差なきものの如し。

(二)西征録、正統二年七月乙丑、李藏の上言に曰く、賊穴探侯興兵、日時道路等事、質問體探人、與童都里不花等、李滿住今在吾彌府、或移入兀刺山城、皆未的知、其向吾彌府之路、則一自江界涉婆猪江、直入吾彌府口、一自自理山涉婆猪江、由兀刺山東入吾彌府西邊、一又自理山涉婆猪江、由兀刺山南西折而入、賊在吾彌

府則可由三路分入……

兀刺山城の位置は、確指するを得ず、然れども、東國輿地勝覽卷五五 理山郡によれば、理山を去ること二百七十韓里、尖土口子の地點より、北して鴨綠江及び婆猪の二江を渡る。大野の中に城あり、兀刺山城と名けらる。四面壁立高絶、唯だ西方のみ上るを得べしとあり。(一)正統二年西紀一四三七朝鮮兵の此城を攻めし時、山羊會より鴨綠江を渡り、再び佟家江を渡りて、此城に到着せりと見ゆれば、李滿住の居城たりし兀刺山は、以上二江の間にありしこと知るべし。而して理山楚山のよりの里程を考ふれば、今の懷仁縣城の附近に求めざるを得ず。以上吾人の想像する所にては、兀刺山城は、蓋し李滿住の根據地とも視るを得べく、兀彌府は朝鮮に對する要塞地たりしなるべし。然り、要塞地たりしとともに、兩國來往の門戸たりしを疑はず。

(二)兀刺山 距郡二百七十里、自尖土口子、北渡鴨綠、婆猪二江、大野之中、有城名兀刺山城、四面壁立高絶、惟西可上……

□ 竈突山

正統三年西紀一四三八六月、建州衛は又たまた移動しぬ。其事由は、明かに朝鮮よりの壓迫に外ならず。皇明實錄宗英に此始末を記して曰く

正統三年六月、建州衛掌衛事都指揮李滿住遣指揮趙歹、因哈奏、舊住婆猪江、屢被朝鮮國軍馬槍殺、不得安穩、今移住窰突山、東南渾河上、仍舊與朝廷効力、不敢有違、又奏故叔猛哥不花、任都督同知、曾掌毛憐衛事、其衛印被指揮阿里古藏不與、今猛哥不花男撒滿答失里襲職、仍掌衛事、乞給與印信、以便朝貢奏事、阿里印信、不許行用、事下行在禮部、兵部議、渾河水草便利、不近邊城、可令居住、阿里見住毛憐衛、部下人衆宜與印信、撒滿答失里住建州衛、與毛憐衛隔遠、又無部下、難與印信、其朝貢奏事、宜令李滿住給與印信、文書爲便、從之。

と、吾人は本文の指示によりて、李滿住等は、婆猪江より渾河の流域に移住したることを知る。渾河は今撫順の南を流過して、遼河に入る水道なるが、其の河源には二水あり、一は英額河と呼ばれ、今、本流を以て稱せらる。佗の一は蘇子河と呼ばれ、營盤の東にて英額河に會流す。蘇子河の名稱は明代より知られあれど、此には唯だ渾河とあれば、右兩技水の何れに屬すべきかを判知し難きが、幸にも窰突山の東南渾河の上と記載しあれば、今の興京の西に聳立せる呼欄哈達を指せしこと知るべし。呼欄哈達 Hulān hada は滿洲語にて窰突山の意味に解せらる。^(二)

以上の事實を補證するに足るべき記録の主なるものは、下の二節あり。

一 遼東志 卷七 藝文志 韓斌の傳によれば、永樂年間會長李滿住は、邊牆に近接して居住せん

ことを求めたれば、蘇子河の流域に就て之を許與したりと、^(三)この記事の永樂年代とあるは誤れり。されど、皇明實錄に渾河とせるを、茲に蘇子河となしあれば、李滿住の移住の英額河流域にはあらざりしこと、明けし。

二 清太祖實錄 傳抄本三 朝實錄 に曰く、肇祖孟特穆は、先世の仇四十餘名を誘引して蘇克蘇濟河なる虎欄哈達の山下、黑圖阿喇の地に至りたり。この地は俄朶里 *Odoli* 城を距る西一千五百餘里なり。ここに仇人の半を誅して、祖仇に報い、以て舊業を索めき。^(三)斯くて、彼れは虎蘭哈達の山下にて黑圖阿喇の地に居れりと、この記事の孟特穆とあるの、何人に相當すべきやは、疑はざるを得ざれども、吾人は、建州左衛が、李滿住の居城に寄住したる事實の、偶々清朝傳説に残存したるものなることと想像すべし。さて斯く思考して、黑圖阿喇の地を擬定すれば、明かに今の興京老城を指稱せり。吾人は、此等の事由に基きて、建州衛の遷住地は、今の興京なりと考定す。これ又蓋し最後の遷住地たりしなり。

(二) 滿洲源流考 卷二 國俗 に曰く、呼蘭漢語窰突也と。金史國語解は、胡刺に作る、蓋し同一對音なり。

(三) 遼東志 卷七 韓斌の記事に曰く、建州虜營昔居房州、去邊月餘程、永樂間虜酋李滿住者、歎塞求近邊種牧、乃即蘇子河與之、蘇子河は即ち清朝に稱する所の蘇克素濟河なり。

(三)清太祖高皇帝實錄に曰く、肇祖原皇帝諱都督孟特穆、生有智略、計誘先世仇人之後四十餘人、至蘇克蘇
許河、虎欄哈達山下、黑圖阿喇地、距俄朵里千五百餘里、誅其半、以雪祖仇、執其半、以索舊業、既得、遂釋之于
是、肇祖居虎欄哈達山下、黑圖阿喇地、と、本文に諱都督孟特穆とあるは訛にて、諱は孟特穆、都督は明廷
より給賜せられし官名なり。肇祖の猛哥帖木兒たる一證は、其二子の一に充善あるにて推知すべ
し、こは明の記録に董山の名を以て現はるゝ名曾なり。

四 建州左衛

イ 建州左衛の最初の位置

建州左衛の始建の位置は、朝鮮の記録によりて傳へらる。東國輿地勝覽卷五〇會
寧都護府に
曰く

本高句麗舊地、胡言幹木河、一云音會本朝太宗朝、幹朶里童孟哥帖木兒、棄虛入居、世宗十
五年、兀狄哈殺孟哥父子、幹木河無會長、十六年、遂移石幕寧北鎮于伯顏愁所、尋以幹木河
西北、當賊衝、且幹朶里遺種所居、特設城堡、令寧北鎮節制使兼之、然其他距鎮阻隔、聲援懸
、是年夏、別置鎮于幹木河、以豐山、圓山、細谷、宥洞、高郎岐、阿山、古富居、釜回、還等地爲界、稱

會寧鎮。……。

と、此記事に童猛哥帖木兒とあるは、明代の記録に見へたる猛哥帖木兒と同一なるべし
との説は、文學博士内藤虎次郎氏によりて確められき。二童は、修ともいひ、彼の姓なり。

燃黎室記述七卷に記せるは、更に詳かなり、今其大要を摘譯することとすべし。いふ
太宗の十年に、女眞は孔州に入寇し、韓興富は戰死し、郭承佑は敗れたり。仍りて、其地
に在りし兩陵をば咸州に遷し、民戸をば鏡城に併せ、遂に其地方を空虚にせり。時に
臣僚の或るものは、孔州は四散の地にて、防守極めて難し、革罷するの愈れるに若かず
といひ、或るものは曰く、境内數百里の地、棄てて之を夷狄に與ふ、可ならんや、敵は必ず
や相率ゐて入處せんと、太宗曰く、國家の疆域の内に夷狄を居らしむ、固より不可、隨て
之を黜くる、何の不可あらむと、遂に孔州を革罷するの議に従へり。其後風聞によ
れば、大明は衛を孔州の地に建てんとせりと、朝議大に駭く。太宗の十七年丁酉、即ち
慶源を富居に進め、鏡城の豆龍耳以北の地を割て都護府となし、柵を説け、兵を屯して
之れを守らしむ。

此記事によりて解すれば、孔州の地方は、一時、朝鮮の領域に屬せしが、永樂八年、西紀一
四一〇を
以て一旦之れを女眞に棄與したるものと解するを得べし。孔州とは、獨り今の慶源の

一地を指せるのみならず、茂山嶺以東、北、豆滿江に臨める一帯の地方を指す。いふまでもなく會寧の谷地も此名稱の下に括せらるべし。朝鮮既に豆滿江一帯の地を放棄し又、その空虚に入りしを女眞の聚團となす、此記事には、明が建造せんとせる衛の何たりしを傳へざれども、上記の東國輿地勝覽の指示にて、當時入居せし女眞の部族の會長には、幹朶里の猛哥帖木兒あることを紹介せられれば、建州左衛の、此等空虚の地方に於て建設せられしは、疑ふの餘地なかるべし。而して明一統志に、永樂十年西紀一を以て此衛の創建の年と記されしは、即ち朝鮮太宗の十三年に相當し、孔州を放棄せるより約そ二年の後なることを了知すべし。建州左衛の豆滿江の沿邊に創建せられしは以上の事實にて明白なるが、然らば其地點は何處なるか、皇明實錄英宗正統六年の條を検するに、朝鮮國王李禎の奏中に下の如き記事あり。

二月丁酉、凡察舊居鏡城阿木河、即太祖皇帝賜服之地……。

ここに鏡城の阿木河とあるは、鏡城が當時朝鮮の最東北にある首班の官衙なりしかば、斯くは一概に稱せしなり。阿木河とは外ならず、即ち今の會寧をいふ。凡察は孟哥帖木兒の弟なり。但だ此文に太祖の彼等に賜給せられたる地なりとあれど、それは成祖太宗の誤傳なりと知るべし。乃ち此有力なる記録は、阿木河の地が、凡察等の部族に賜給せ

られたることを立證するものにて、換言すれば明は建州左衛を會寧府の谿谷に建設したるものと解釋すべし。

(二) 清の肇祖原皇帝都督孟特穆をば、建州左衛の都督猛哥帖木兒となし、曠野に逃れたる凡察は、清實錄の范察なるべしとの推測を下せしは、中外經緯傳に始まる。伴信友が武備志女直考と清三朝實錄太の對比を試みしは、眞に卓識とせざるを得ず。此推測は、内藤教授の東國輿地勝覽卷五會寧都護府の沿革を指摘せるに至りて、十分に確められたり。

吾人は進みて建州左衛の始祖と指さざる猛哥帖木兒は、如何なる方向より此地に入りしかを究査するの必要を認む。吾人は、此問題に對して、少くとも、彼は阿木河の谷地に來れる前、早く已に、彼が原住地を離れつつありしを知る。東國輿地勝覽卷五慶源〇慶には、下の如き記事を載す。

訓春江、源出女眞之地、至東林城入于豆滿江、幹朶里野人所居。

訓春江とは、今の琿春河をいひ、東林は慶源の東、豆滿江の沿岸にあり。乃ち此解説によれば、幹朶里の部族は、既に三姓附近の原住地を離れ、南して琿春河の谿谷に移住せるものと想像することを得べし。此場合幹朶里は地名にあらずして、一種の部族名となりしものなり。吾人は茲に於て下の如き想像を下さんとす。曰く、猛哥帖木兒は、永樂十

年^{西紀一}以前に於て早く其舊地を離れて、豆滿江左岸の地方に移住したりしなりと。朝鮮が慶源一帯の守備を撤せし時、彼の部族が容易に阿木河の谿谷に入るを得しは、蓋し此事實を證して餘あるべし。

■ 建州左衛の遷住せる位置

宣德八年^{西紀一}冬十月、猛哥帖木兒は兀狄哈の楊木答兀に襲殺せられたれば、斡朶里の部族は、一時其酋長を喪ひぬ。幸に弟の凡察及董山等の殘存せしものありて、彼等は鏡城の或る地點を撰びて移住せんとしたり。朝鮮は之れを拒否しぬ。彼等は已むを得ず、李朝にて新設せる會寧に駐まりたるが、彼等は遂に其壓迫に耐えずして、遼東の地方に出でんとせり。當時朝鮮にては、頻りに兵を建州衛の李滿住が地方に加へんと謀り居りしことなれば、斡朶里の部族の遼東に出でんことは、好む所にあらざりき。朝鮮は、仍りて彼等の行動を抑留しぬ。皇明實錄^{宗英}に之れを記して曰く

正統二年十一月丁酉、建州左衛都督猛哥帖木兒子童倉奏、臣父爲七姓野人所殺、臣與叔都督凡察、及百戶高早化等、五百餘家、潛住朝鮮地、欲與俱出遼東居住、恐被朝鮮國拘留、乞賜矜憫、上勅毛鄰衛都指揮同知郎卜兒罕、令人護送出境、毋致侵害。

と、此要請は、猛哥帖木兒の死せるより、約そ二年の後に提出せられたり。彼等の意向の、建州衛に移住せんと欲ししは、明かなるが、明廷は、此要請の真相を知會せざりしもの如し。斯くしける間に、朝鮮は、遂に兵を婆猪江の地方に出したり。李滿住は、蘇子河の流域に遷住せり。而して斡朶里の部衆も、會寧の境を逃れ出で、遼東に向つて潛行しぬ。會寧より遼東に出づるには、長白山の東南を經るものと、松花江の上源地に由るものと、の兩路あり。彼等は、兩路の何れを擇びたるか、皇明實錄^{宗英}は、吾人に下の如き指示を與へり。其文に曰く

正統六年二月丁酉、朝鮮國王李禔奏、近日凡察等奏、臣追殺其部落、又阻留一百七十餘家、蒙朝廷勅臣放與完聚、臣聞命兢惶、不知所措……彼凡察舊居鏡城阿木河、卽太祖高皇帝賜服之地、其親兄猛哥帖木兒等、被深處、巧狄哈攻劫、不能自存、臣祖憫之、授以萬戶職事……撫綏備至、至臣父又陞以上將軍職事、後被七姓野人攻殺之、并殺其子阿古悉、焚掠其房屋財物、凡察等俱各失所、臣撫恤之、一如先臣撫恤其兄、既得所矣、忽於近歲、先以耕農打圍爲由、移住本國邊陲東良地面、後乃潛逃、與李滿住同處、此時不及知、安有追殺之事、其在此留住者、或因婚姻懷土、不去、或被同類開論而還、非臣阻之也。

と、此記事によれば、會寧を出でたる斡朶里の部族は、先づ東良に向つて移住せり。東良とは、今の茂山の地方をいふ。知るべし、彼等は、長白山の東南より豆滿江の上源に出で

たりしことを。既に東良に由りたることを判知せる以上、遼東に出でたる徑路は、今の帽兒山附近より佟家江の上源に出でしか、さもなくば、松花江の上源地を繞りて、興京の附近に到達せるものと解すべし。皇明實錄宗英正統五年十月の條によれば、此時凡察等の親を引率せるは、四十戸内外の少數なりしもの如し。思ふに此事實は、正統四年西紀九三より同五年西紀一四四〇の間にあらむ。

幹朶里の遺衆は、既に遼東に抵りたり。皇明實錄宗英によりて檢するに、明廷が新たに彼等に居住を命じたる地方は、下の如し。

正統五年冬十月己未、勅諭建州左衛都督凡察等曰、鄉已勅爾等、回朝鮮鏡城居住、今總兵鎮守官又奏、爾等已離鏡城、與原叛土軍馬哈刺等四十餘家來、至蘇子河、家口糧倉艱難、今已勅遼東總兵官曹義等安插、爾等三土河及婆猪江、迤西冬古河兩界間、同李滿住居處、若果糧食艱難、即將帶回男女婦口、數從實報、與總兵鎮守官、給糧接濟、聽爾自來關給。

と、此記錄に基きて、遷住の地方を求むれば、三土河とは、今の海龍城の附近にて輝發河に會流する三屯河をいひ、冬古河とは、懷仁縣の西にて佟家江に會流する董鄂河なるべし。乃ち今の海龍附近より、懷仁の西に抵り、佟家江の本流を東界として、其西方に散居せり。此の疆城は、皇明實錄の指示によれば、蓋し李滿住部族の先に占住せし地方なりき。

新たに設定せられたる建州左衛は、略ぼ以上にて知るを得たるが、左衛の頭目凡察等は、その當時李滿住が居城に寄住せるもの如し。

五 建州右衛

建州右衛は、明廷より賜給せられたる官印の爭奪によりて新たに設定せらる。名山藏王亭記五五に、其始末を述べて曰く

正統の初、建州左衛の都督猛哥帖木兒は、七姓野人に殺され、弟の凡察、子の童倉は、衛印を挾み、亡して朝鮮の地に入りき。童倉の弟董山嗣ぎて建州衛の指揮となり、更に印を給せしが、暫くして凡察は歸れり。詔して董山に故印を予ひ、新印を上らしむ。凡察予へず。乃ち更に左衛を分ちて、右衛を置き、董山に新印を給して、左衛を領せしめ、凡察には故印を持ちて右衛を領せしめき。

と、此記事によれば、明廷は、建州女直を懷柔するの手段として、彼等の請ふがままに新印を賜給し、董山は、猛哥帖木兒の正嫡なればとて之をして左衛の長たらしめ、凡察には新に右衛を設けて、官印還納の命令を放棄せり。皇明實錄宗英の記事は、これに比して稍、詳

かにて、明廷は、右衛を設定せる當日、特に詔を發し、兩名の從屬の戸口を公平に分配せんことを命令せり。但だ其事の行はれしや否やは、知るを得ず。

建州右衛の新設に關して、從來知られたるところ、諸書に散見すれども、要は此等の單なる始末を報導するに過ぎず。從來明廷の女真に對する政策を考ふるに、衛名の新に設けられ、又は衛地の遷住せんとする場合には、明廷は特に詔を發して、其の大體の地點を指定したるを例とす。然るに、今、右衛の設定に關しては、主として、官印の始末を傳ふるの外、何等地域の指示せられたるを見ず。或は前に建州左衛の遷住せる範圍に就きて、割與を行ひしならむと想像せられざるに非ざれども、さる記錄の一も發見せられざる以上、地域の領有權に關する問題は、此際雙方共に重要視せざりしものと判斷するを得べし。以上吾人の考察にして、誤なからしめば、吾人は下の如き斷案を下さんとす、曰く建州右衛は、名義上の設定に止まり、其實は官印の賜給に外ならずと。明の中世よりの女真等に對する政策は、殆んど其賜給せる官印のみに重きを置き、佗の一切を顧慮せざりき。然り、事實に於て其内部の爭奪には何等の關涉を加ふること能はざりしなり。官印の爭奪は、やがて、明代に於ける女真人の一大歴史たりしを失はず。

六 建州雜考

建州衛及び建州左右兩衛の位地につきては、略ぼ考察を遂げたるが、尙二三の異説を紹介する所あるべし。

イ 東建州

馬文升が撫安東夷記の一節に曰く、永樂末、招降之舉漸弛、而建州女直先處開原者、叛入毛憐、自相攻殺、宣德間、朝廷遣使招降之、遼東守臣請以建州老營地俾居之、老營者、朝廷歲取人參松子地也、名爲東建州、初止一衛、後增置左右二衛、而夷人不過數千、然亦歲遣使各百人入貢以常、文升の所謂東建州は、明かに後の建州たる興京附近を指せることと解すべし。然れども、遼東志一の附圖によれば、東建州老營は遼東都司遼今遼陽の東北七百九十里にありといひ、開原地圖には、東建州は、東北六百五十里にありせり。道里の記載は一概に信を措きがたきも、佗の里程を計上せる比例を以て推せば、今の吉林附近を指して東建州となせるが如し。

坊州 房州

李滿住が未だ蘇子河に遷住せざりし以前、房州の地に居りしことは、下の記事によりて想像すべし、遼東志卷七韓城傳に曰く

建州虜營、昔居房州、去邊月餘程、永樂間、虜酋李滿住、歛塞求近邊種牧、乃即蘇子河與之。

と、全遼志卷一山川を檢するに

穩禿河 城東北五百里、源出房州北山、北流入松花江。

とあり。穩禿河は、今の吉林の西南を流駛する溫特河なるべければ、房州は此河の源地たる海龍府の疆域に於て求むべし。吾人は此の房州を以て遼東志卷十外志に見えたる開原東陸路の第一站(二)たりし坊州に外ならずと思惟せんとす。同志開原地理圖によれば、坊州は開原の東三百里に在り。西征録に見えたる鳳州も、同じくこの房州又坊州の對音なりと視るを得べし。(三)

(二)開原東陸路至朝鮮後門の條には下の如し。

坊州城 奚官 納丹府城 費兒忽 費出 南京 隨州縣 海洋 禿魯 散三 通朝鮮後門。

(三)西征録に曰く丙午論李藏曰……一向者逃來人言滿住已移居鳳州、距忽刺溫地面二三日程、滿住果

移居鳳州、則姑勿窮討、止討婆猪等處、忽刺溫地面とは、大方吉林地方を指せしなるべし。

第九篇 清初の疆域

天命元年 西紀一六一六 以前清朝の領土

一 緒言

明の萬曆四十四年は、清の太祖の天命元年に當る。太祖は、實に此歲正月を以て金國を創建せり。清朝興隆の真相を知らんと欲する、必ずや此歲以前に溯りて、其疆域を考察せざるべからず。蓋し太祖の故と明國に服屬して、そが官爵を受け、又た朝貢を納れしよしは、明清相互の承認するところなれども、明國の遼東に及ぼしたる勢力は、正統景泰以降著しく減退したるとともに、明人の東北邊疆に關する智識は、漸く淺薄に赴きたれば、清朝の祖先等の起りたる地方に關しては、其記載たる、極めて杜撰なるを免れず。然れば、當面の敵國たりし清祖奴兒哈赤の、如何なる方面よりして兵力を充實し、又た如何なる方面より糧餉を得るに力めたりしや、而して其宗主國と對抗するに至りたるま

で、何等の地方まで攻略するを得たりしや、這般重要な考察に關しては、幾ど缺如たり、明軍の毎々敗戦を招きたることや宜なりと謂つべし。然らば、清朝の記載は如何、これ又詳確なりといふを得ず。その原因を釋ぬるに、大約そ兩端あり。第一は、彼等の祖先が、故土を去れるの早かりしより、國初の智識を忘却せること。第二は、地誌の編纂が政治上の意味を以て惑亂せられしこと是なり。かの盛京通志の、既に康熙朝に編纂せられ、乾隆朝の初年に訂正を加へ、又た晩年に至りて著しく増補せられしに關らず、その新しき記事の加へらるるにつれ、益々吾人をして失望の聲を放たしむる所以のものは、蓋しこれ等弊端の存するに由る。吾人の今、天命紀元を限りて、その疆域を攷究せしは、聊か此等の缺陷を補はむが爲に外ならず。題して清初の疆域といふも、實は金國初期の疆域と解すべし。

次に一言すべきことは、金國以前に於ける建州の沿革の大要なり。建州とは、明の成祖が女真部落に就きて命じたる衛名なり。建州は、その始め兩衛に分たれしが、やがて増して三衛に分たれたり。吾人は、成化三年役四六七に於て、建州女直の著しき追撃を明國より受けたるを知る。彼等は、一時に其酋長を失ひしより、頓に勢力を喪失したるが如くなりしも、其實際を攷察するに、必しも然りしといふを得ず。明國は、此等重來

の敵勢を防禦するの必要よりして、已むなく、遼東の東部に互りて長き邊牆を創築せり。邊牆の効果は、較々確實なるを得たりき。然も遺憾なることには、茲に恐るべき民族の大移動は、邊牆の外面に生まれり。蓋し成祖が、東北女真の地面につきて、一百有餘の衛所を分設したる、大方彼等女真の勢力を離散せしめむとの政策に出でしやにも解せられ、其事實として現はれたるを考ふるに、海西に於ける女真是、建州に抗し、建州は、また黒龍江の野人女直に對す。明の東北夷に對せる、斯くして大事なからしめたるが、此政略たる、明の國情としては、必しも劣策なりといふを得ず。然りしに、今即ち明國は、自己の藩屏たる建州を殘破したり。建州女直の海西を糾合して、宗主國に報復せむと企つるに至りしも、亦宜ならずや。成化中、馬文升が海西兀者前衛の都指揮李撒哈赤の、久く建州に留まりて返らざる事情を解したる一節に、時に建州の女直も、亦た成化三年役の怨を報いんと企て、全く海西女直の勢に籍れり。斯くて彼等はともく、くに來りて、邊地を犯し、その勢、漸く昌熾なりとあり。斯かるは、從來遼東に見ざりしところなるが、女真人は、此時を以て、深く遼東の内地を衝き、撫順の西、鳳集堡を抄掠せり。蓋し建州の海西女直を利して、明國の壓迫に抗せむとの企望は、名會董山の遺策ともいふを得べく、爾來雙互に接觸するを力めたりしが、爾時海西の實力は、遂に建州の上に出でしと見え、漸次彼

等の勢を喪ひ、遂にその全境を悉くして、海西女直の掣配を受くるに及びたり。東夷考略に、海西より南遷したる哈達の盛時を記して、其所轄は、東、灰扒、兀刺等の江を盡くし、南、清河、建州を盡くし、北は葉赫を盡くすとあり。此記事を基礎として按ずれば、哈達の勢力は、東、今の松花江の本支流に及び、南、太子河の上流なる清河城附近並に渾河、鴨綠江に至り、北は今の奉化、懷徳の一線にいたりしこと知るべし。此情形は、大方西紀千五百七十二年より千五百七十七年頃に互りたり。建州の女直の當時、新興の哈達に服屬したるはいふを須るざるが、斯かる現状は、又永久に持續せざりき。哈達衰亡の原因は、主として其會王台の精力の喪失より起れるべし。清太祖實錄に、當時滿洲全土の混亂をいひて、蘇克蘇滸部、渾河部、王甲部、董鄂部、哲陳部及び長白山の納殷部、鴨綠部、東海の兀集部、瓦爾哈部、庫爾喀部、扈倫國の吳喇部、哈達部、葉赫部、輝發部は、何れも蜂起して、王號を稱し、各、その地に主となりて、互に攻戦せりとあり。太祖實錄が、此記事を萬曆五年西紀一五七七年の條に收めしは、略ぼ當れりと謂つべし。蓋し時勢は、哈達の會長の老いしとともに急轉し、其子の虎爾罕と、葉赫の仰家奴との間に、劇しき爭端起れり。事の原由は、王台の叔父の、葉赫の海西に在りし時、その會長を殺害して、利權を奪ひ、併に數多の山寨を略取したることあり。王台は、爲に法を講して、雙互の緩和を計りたるが、哈達の勢の傾けるにつ

れて、兩部族の爭鬪は、此舊縁を釋ねて再び開始されにき。その結果、葉赫の十三寨中、王台に屬するもの僅に五寨となり、灰扒、兀刺及び建州女直は、何れも此機を視て、約束の圈外に馳せ去れり。西紀千五百八十二年七月、王台は、爲に憂憤して死せりといふ。清の太祖は、此時年二十四、尙ほ祖父及び父とともに今の興京地方に在りたり。

嘉靖三十六年西紀一五五七年以降、建州女直の會長王杲といひるものの騷亂は、當時黄河の上流に據りて、明の西北邊を犯しし、韃靼の小王子と相結ひたるものなれば、其影響するところ亦た劇甚なりき。當時の記録によれば、明の撫順より南、清河城に至り、北、柴河堡の東方に至る一線は、殆ど毎月侵掠を受け、その後、明の一將軍は、陣地にて捕はれ、やがて磔殺せられたり。明史、葉赫の韃靼傳によれば、土蠻は、親ら撫順を犯し、鳳凰城を攻め、海州、金州の殺掠せられしは、尤も甚しかりしよに見ゆ。こは、建州女直が蒙古の嚮導をなし、て、鳳凰城方面より遼東半島に兵を進めたるに外ならず。會長王杲の威勢は、益々熾なりき。然りしが、明にては、恰も用兵に巧みなる李成梁の出でて、遼東を守りしより、彼等は遂に之に對戦する能はず、逃れて哈達に至りしが、却りて捕はれて、成梁に引き渡されぬ。之を萬曆二年となす。彼れに、次いで起りしを王兀堂といへり。彼が根據地は、今の佟家江の流域にて在りき。彼も亦一時、饜陽、寬甸を犯し、次いで、永奠を犯ししが、李成梁は、

今の佟家江の支流なる雅兒河に窮追ししかば、彼は再起するに由なかりき。彼及び前の王杲は、實に太祖の起りし以前に於ける建州の巨頭なり。此二人の勢力の根據地を搜索すれば、自ら建州の何状なりしかを知るを得べし。

吾人は第七篇、明代遼東の邊牆に於て展拓したる寬甸六堡の位置を略説し、其東南は鴨綠江の沿岸に、東北は佟家江に臨接したる地方に至りしをいへり。王兀堂の部族の在りしところは、遼陽の東二百五十清里程の地にて、今の佟家江左右の地方なりしこと疑はれず。王杲の部族は、六堡の北界に在りしといへり。六堡の北界とは、張其哈刺甸子をいひ、そが北界に當りて、舊鴉鶻關の存在したるを知る。鈔本讀史方輿紀要に引ける輿程記は、下の如きを記載せり。

清河路三十里、即鴉鶻關、又三十里至响花岑、五十里爲撒石塞、十里無狼砦、十里舊鴉鶻關、十里一哈河、十五里烏鷄關、二十里林子鎮、二十里錯羅必砦、又三十里、即建州老砦矣。

乃ち知る、舊鴉鶻關は、今の清河城を距ること八十五清里にて、新關に比すれば、五十清里の北方に在りしことを。此道里を基礎として考ふるに、今の長春嶺の南に在る三道關附近は、舊關の所在地にて、此地方より佟家江の支流に抵りたる一線をば、界址となししものなるべし。王杲の部族は、この一線の北方に在りしこと知らるれば、今の懷仁の西

なる花尖子地方か、若しくは、興京附近を以て擬定すべきが、吾人は、當時の情形より推測して、寧ろ後者に置くの至當なると確言せむとす。蓋し王杲は、建州左衛の都指揮にて太祖の祖父及父等は、共に彼れが部將たり。加之、太祖の母は、彼の女なりしやに思はるれば、太祖の族黨の居を同じき地方に定めたりとも、想像するを得べし。王杲の領有せし範圍は、蓋し蘇子河の流域より渾河の上流を出でざるべし。王杲死して、王兀堂之れに代りたり、之を太祖の二十歳より廿五歳に至る間の概勢とす。

哈達の酋長王台の没ししよしは、上に言ひ及べり。明の朝廷にては、特に弔意を表し、爲に祭物を賜給したりといふ。明の遼東の政治家の、此部族に眷々たりしこと以て徴見すべし。然りしに、哈達の兒孫は、大概ね不肖にて、互に父業を爭奪し、内、一人は逃亡して葉赫に據れり。葉赫は、之を利して哈達を攻め、遂には兵を蒙古に借りて此部族を併呑せむことを企てり。明は、之を膜外に置くこと能はず、西紀千五百八十九年、一度び兵を葉赫に加へ、多年に互りたる紛争を解除せり。然も哈達は、遂に強を加へずして、兩部族は、共は衰弱を招きたり。清の太祖は、年正に三十、漸次哈達の南を略し、東、佟家江を併せ、西、撫順の邊に抵りたり。吾人は、葉赫、哈達二族の相闘の、金國の興隆に著大なる影響ありしことを確言して疑はざるなり。

二 俄朶里城の位置及び滿洲の國號

清朝官撰の史書は、長白山の東、俄漠惠の野なる俄朶里城といふを以て、祖先發祥の靈地と倣さざるは無し。いふ、始祖は天女の兒、布庫里雍順といひしが、數代に互りて、此城に居住しぬ。何れの時といふを知らず、内亂ありて、彼れの子孫は殺害せられ、唯だ幼子范察といひるもの、荒野に遁れ出でにき。更に數傳して、孟特穆にいたりけるが、彼れ智略ありて、先世仇人の後を計誘し、蘇克蘇濟河なる虎欄哈達の下、黑圖阿拉に至りて、祖業を索めたり。此地や實に俄朶里城を距ること西、千五百里。肇祖原皇帝と呼びなざるは即ち此人なりと。^(一) 雍順そのものが、實在の人たりしや否やは、今攷究する限りに非ず。然とも、彼が居城として傳へられたる俄朶里は、長白山の東といひ、肇祖の經始せる黑圖阿拉は、此城の西、千五百清里に在りといへば、これ必しも鑿空の傳説として忌避すべきに非ざるべし。さりながら、清朝第四の帝、康熙の時代西紀一六六二—一七二二に於て、此城の位地は、全く知られず、に終りたり。帝が勅撰として知られたる皇輿表卷二によれば、

俄朶里城 在興京東一千五百里、四至莫考、自本城至京師三千三百里。

とあり。興京は即ち前代の黑圖阿拉なれば、實録の記載を根據とし、東、一千五百里と想像を下せしに過ぎず。又た俄朶里城と北京との距離を三千三百里とせしは、北京より興京に至る里程一千八百里をば、前記實録の里程に加算せしに止る。四至莫考とあるに徴すれば、愈々本城の所在の確指するを得ざりしこと知るべし。尙ほ、帝の時代に於て、地圖の測繪は大に行はれ、特に東三省の地には、耶蘇會士の某々を派遣せしことを記憶せざるべからず。

(一) 鈔本清太祖實錄發祥世紀の條に曰く、大清太祖承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝睿武弘文帝業高皇帝愛新覺羅氏諱努爾哈齊先世發祥于長白山、高二百里、綿互千里、山之上、有潭、曰闔門、周八十里、鴨綠混同愛濬三江出焉、鴨綠江自山南西流入遼東之南海、混同江自山北流入北海、愛濬江東流入東海、三江多產珠寶、其山風勁氣寒、每夏日、環山之獸、畢棲其中、山之東、布庫里山、山下有池、曰布爾瑚里、相傳有天女三、曰恩古倫、次正古倫、次佛庫倫、浴于池、浴畢、有神鵲銜朱果、置季女衣、季女愛之、不忍置之、地、含口中、甫被衣、忽已入腹、遂有身、告一娣曰、吾身重不能飛昇、奈何、二娣曰、吾等列仙、籍無他虞也、此天授爾、娠、俟免身來、未晚、言已別去、佛庫倫尋產一男、生而能言、俄而成長、母詳告子以吞朱果有身之故、因命之曰天生汝、汝以定亂國、汝往治之、順往治之、順流而往、即其地也、與小舫、母遂陵空去、子棄舫、順流下、至河涉、登岸、折柳枝、及蒿、爲坐具、端坐其上、是時、其地有三姓、爭爲雄長、日構兵相仇殺、有取水河涉者、見而異之、歸語衆曰、汝等勿爭、吾

取水河涉見一男子貌甚異非常人也。想天不虛生此人。衆往觀之。皆以爲異。因詰所由來。答曰。吾天女佛庫倫所生也。姓愛新覺羅氏。名布庫里雍順。天生我以定汝等之亂者。衆驚曰。此天生聖人也。不可使之徒行。遂兩人交手俾坐其上。昇至家。三姓者議曰。我等息爭。當推此人爲國主。以百格格妻之。遂定議。妻以百里。奉爲貝勒。其亂乃定。于是布庫里雍順居長白山東俄漢惠之野。俄朵里城。國號曰滿洲。是爲滿洲開基之始也。歷傳至後世子孫。屢其國人。國人叛。攻圍俄朵里城。盡戕布庫里雍順之族。有幼子名范察者。遁于荒野。國人追至。會有神鵲。止其首。追者遙見。意人首無鵲棲之理。疑爲枯木。遂中道而返。范察獲免。隱其身以終焉。

然りしに、帝の孫、乾隆の時にいたりて、此城の位置は、今の吉林なる牡丹江の上流に在りといふに定められたり。帝は、果して何様の史證に據りて、斯く確指するを得しや。

盛京通志百三十卷本は、帝が乾隆四十四年西紀一七九九を以て勅撰を公にし、前志の糾纏を更訂して餘蘊なしとするところなるが、姑らく同志八卷一に聽けば、下の如き記事あり。

謹稽發祥世紀、始祖居長白山東、鄂謨輝之野、鄂多理城、在興京東一千五百里、寧古塔城西南二百三十里、勒富善河西岸。

鄂謨輝は、俄漢惠、鄂多里は、俄朵里の對音と知るべし。本文によれば、俄朵里城は、寧古塔の西南三百三十清里、勒富善河の西に在りと解せらる。勒富善河とは、牡丹江上流なる勒富善岡に發し、東北して畢爾騰湖に入るの枝水を指す。その寧古塔の西南三百三十

清里とあれば、今の敦化縣の境内に在りといふの意に外ならず。同じき帝の時代に成れる大清一統志五卷四には、晉に城の位地の明かなるに至りしのみならず、その遺址とも視るべきを詳記せり、曰く

勒富善河西岸有鄂多里城、周一里一百步、有奇門三、四圍有濠、子城周百步、有奇南一門、本朝初定三姓之亂、國號滿洲、卽肇居於此。

と、吾人は、清朝の史家が、何れも此説を遵奉して、何等疑議の其間に挟みしことを聽かざるなり。然れども、乾隆帝が如何の史徵に據りて、斯く判斷せしやは、一般に等閑に付せられしことの争はれず。唯だ吉林通志四卷二に收められたる彭光譽の説は、多少の聽くべきなからず。今左に該記事を掲ぐべし。

鄂多理城、爲天家發祥初基、在今吉林東南境、盛京舊志、吉林外紀、皆不之載、訪諸父老、或僅知其名、而無能確指其地者、癸未、歸自朝鮮、渡土門江、後、水複山重、地皆在吉林東南、長白山之東、途經大小廢城、不一、間遇土人、詢其名、或知或否、亦無所謂鄂多理城者、既而北越哈爾巴嶺、西渡牡丹江、未三里、敦化縣治在焉、瀕江別一古城、問名曰敖東、亦曰阿克敦、皆招墾新戶、無可咨訪、然江西故址、惟此一城而已、光譽從事幕府、始獲讀故府藏書、謹稽欽定盛京通志、內京城志、引發祥世紀、略云、始祖居長白山東、鄂謨輝之野、鄂多理城、在興京東一千五百

里、寧古塔城西南三百三十里、勒富善河西岸肇祖始居赫圖阿拉、太祖遷居呼蘭哈達、天命元年、以興京爲都城、又山川志引實錄……與開國方略、滿洲源流考所載文有詳略、而事之次第並同、又瑚爾哈河註略云、上流勒富善河、會畢爾騰湖、流經會寧北、繞寧古塔城南、北入混同江、按此卽今之牡丹江也、會典與通志、疆域各圖限於篇幅、皆略焉、不詳、庫藏吉林全圖、山川半非舊名、因復發篋存王文勤公慶雲影撫康熙朝內府輿地圖、有勒夫城河、額多力城、名雖異、而圖之部位、皆同揆、其相距興京及寧古塔道里、遠近與無不合、寧古塔南、敦化縣北之故會寧城、及額穆赫索羅爲驛路所必經、始恍然、今之額穆赫索羅、鄂摩和站、皆鄂謨輝也、今之牡丹江、自瑚以下爲瑚爾哈河、湖以上卽勒富善河、通志本無所謂牡丹江也、然則鄂多理、額多力、敖東、阿克敦、皆音轉字通、實一城耳。

彭光譽は、朝鮮の北部より程を起し、哈爾巴嶺を越え、西して牡丹江の上流を渡り、以て敦化縣に至りたるもの。彼謂らく、吉林の東南、白山の東には、大小の廢城、一にして足らず。されど、所謂鄂多理城なるもの無し。唯だ敦化縣治に近き江邊に一古城址ありて、敖東とも又阿克敦ともいへり。土民は皆な招墾の新戸にして、咨訪すべき無きが、江西の故城址を求むれば、唯だ此一城に過ぎず。光譽は爾時多少の疑を抱きて、吉林に歸着しけ

るものの如し。彼れ即ち吉林庫藏の影本康熙內府輿地圖を發して之を檢せしに、勒夫城河、額多里城等の諸名を得たり。仍りて謂らく、勒夫城河とは、今圖に注して牡丹江源といへるに當り、その阿克敦と注せらるるは、正さに額多里城に外ならず、而して、今の額穆赫索羅、鄂摩和站こそ古の鄂謨輝なれ、鄂多理、額多力、敖東、阿克敦皆な一音の轉にして、實は一城のみと、説の可否は、ともあれ、俄朶里の位地を論證ししは、光譽を以て始めとすべく、又翻りて考ふるに、乾隆帝の意見として、彼れが所論の範圍を出づるものに非ず。無造作に考ふれば、地名は既に鄂多里を以て知られ、又そが附近に鄂摩和と呼ははれし地方の存在せる以上、指して發祥の靈地と爲せしも無理ならぬことなるべし。さり乍ら、此に一の疑問は發せらる。鄂多里の名は、乾隆朝に知られたるに非ず、彭光譽が影本康熙內府輿地圖を檢して此名を得たりといふに徴するも、聖祖が測繪の時に知るを得たるの疑はれざるべきが、彼朝の史臣は、何か故に此廢城を指して、祖宗の發蹟となさざりしや。若し乾隆朝にして更に新たなる史實を探り得しとならば、ともあれ、その否らざるの明確なる限り、單なる類似の地名を採りて判斷を下すこと能はざるべし。吾人は、寧ろ康熙朝の史臣の態度を是認す。

敦化縣に、俄朶里城を擬定したるの、極めて薄弱なるは、前述の如きが、これに反して、吾

人は數個の疑義を提出し得べし。その第一は、敦化縣治が、長白山の北に在りて、東に在らざること是なり。支那の史籍には、西と北との通用せられ、又た東と南との併稱せらるること稀ならざれど、その東に位置されしといふを以て之を北に求むるは、遽かに首肯し易からず。乾隆帝の勅撰に係れる開國方略は、之を悟りてか、「東」の一字を改めて「北」となしぬ。こは私意の改竄にして、今の敦化縣治に適合せしめんとの考慮に外ならずと知るべし。第二に發せらるべき疑問は、興京と敦化縣治との距離、即ちこれなり。兩者の距離を推すに、多く見積れりとして九百清里を出でざるに非ずや、之を實録の記載に較すれば、甚しき差異を生ず。第三に疑はるるは、鄂摩和が果して古の俄漠惠の野なりしや、俄朶里なる名稱が地名として解釋すべきや否やすら、確定する能はざる以上、此等二個の類似の地名の近接しありしとして、又た遽に斷案を下す能はざるべし。吾人の見る所を以てするに、乾隆朝の史臣の東三省に關する意見は、總して臆斷の多かりしを免れず。一例をいはゞ、太祖が仇人尼堪を討ち取りし、鶻爾渾城は、正さしく撫順關の外、遠からざる地方に在るべきに、盛京通志及び盛京輿圖の之を黑龍江なる齊齊哈爾の南に擬定したるが如き、萬曆四十八年、明の將軍李如柏の、兵を興京の南に前めたる呼蘭路は、今の清河城より興京に出づる通路なるに、松花江の輝發河を合する地方に在りとなし、

又爾時開原より南、撫順の北邊を通過せし將軍馬岩は、三岔子より營盤附近に出でたるに、興京の東北方に來襲せりと記せるが如き、駭異すべき錯誤は、屈指に耐えざるが、斯かるを致せしは、凡べて道里方向と史實を沒却せし結果に外ならず。ともあれ、俄朶里城の擬定の上に於ても、何等信憑すべき史證に據らざりしことは、やがて想像に難からざるべし。

敦化縣治は、既に俄朶里城の位置を擬定するに足らずとせば、吾人は別に實録の記事を辿りて之を長白山の東邊に求めざるべからず。尙ほ此研究は、朝鮮支那及び清朝自らの史料の對比によりて、從來想像の下されしことなからず。されど、此問題に就き最も明快なる判斷を與へられしは、内藤教授の所説を推す。教授の解説に以らく清朝の實録にて、長白山の東、俄漠惠の野とあるは、今の朝鮮の會寧府を指ししに外ならず。會寧の土名は、女真に之を幹木河 *Wan-mo-ho* とも、又た吾音會 *O-um-hoi* ともいひき。李氏朝鮮の太宗の時、幹朶里の酋、童孟哥帖木兒なるもの、その地方の空虚なりしに乗じて入居すとは、東國輿地勝覽にも明記せらる。此の孟哥帖木兒こそ、清の肇祖孟特穆といへるに符し、幹朶里とは、女真の種名をいへれば、清の實録に、俄朶里城とあるの、寧ろ種族名たるを了知すべし。さて、孟哥帖木兒は、北部の野人兀狄哈に襲殺せられ、そが弟の凡察及